

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 1

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり
施策項目	1商工業
施策を通じて実現したいまちの姿	商業・サービス業が振興し、農や観光と連携した物販・飲食などの新たな商業・サービス業が展開されています。まちの賑わいが取り戻され、暮らしやすい自立したまちづくりに近づき、企業誘致の波及効果によって中小企業の生産力が向上し、一定の雇用が期待できるようになっています。また、伝統産業の後継者育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。

評価者	経済推進部長	担当課	産業振興課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>創業のための知識を習得し創業の実現度を上げるため、商工団体と協力して創業塾を開催するとともに創業に対する相談対応や補助金などの支援を行っています。</p> <p>また、他商品との差別化を図るための新商品開発、販路開拓や販売促進をするための補助制度を拡充するなど、開業前から販路開拓に至るまでの一体的な事業者支援を行っています。</p> <p>地場産品の稼ぐ力を高めるため、ノウハウを有する民間企業との連携によりアウトプロモーションを充実するとともに、市民へのPRを強化することで、特に弱点であった内（市民）からの魅力発信力をつけるためのインナープロモーションの強化に取り組んでおり、販売促進のための送料補助なども実施してきました。</p> <p>また、市内での経済循環を促進するため地域通貨の運用も開始しています。</p>	<p>長引いた新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は深刻なマイナス成長に陥りましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類された以降は、徐々に経済活動が活発になり日経平均株価が最高値を記録し、インバウンド需要が完全に回復するなど市場は活気に湧いています。一方で、世界経済の不安定化に加えて、円安が落ち着きをみせず物価高騰が続いており、市民生活だけでなく、事業者においてもコスト上昇に見合う価格転嫁が十分にできないなど厳しい状況が続いています。</p> <p>ポストコロナ社会の中で、キャッシュレス決済やECサイト、テレワークの導入など、産業面においても新たなビジネスモデルへの転換が必要となっています。国や県においては、こういった新たなビジネスモデルへの転換やDX化などに加え、従業員の賃金アップや地域課題の解決などにつながる事業を展開する事業者への支援が拡大している状況です。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民は、日常生活の買物は地元商店での購入に努めます。	創業塾や商工団体と連携して新たに創業を希望する事業者を支援しています。地域通貨を活用して地元での消費を促し、地域活性化を図っています。民間事業者と連携するなどして地場産品の販売の機会を増やし、地元住民の認知度向上を図ります。	地域通貨の運用など地元店舗での消費に繋がる対策について、商工団体や市内事業者と連携して進めます。地場産品を地元住民に認知してもらうため、地元での露出・販売を促進します。
2	事業者・関係団体は、市民ニーズや高齢化に対応したサービスの提供および情報発信に取り組めます。		
3	事業者は、各店舗連携しそれぞれの特徴や強みをいかした魅力的なサービスの提供に取り組めます。		
4	事業者・関係団体は、地元の新規就業者や既に就業経験のある者の雇用創出に努めます。		
5	事業者は、創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努めます。		

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 年間商品販売額	億円	目標	772	772	772	772	772	772	772	722	722	796	—
		実績	796	-	-	744	-	-	-	-	-	-	
2 市内総生産額	億円	目標				1529	1641	1641	1641	1641	1641	1641	—
		実績				1529	-	-	-	-	-	-	
3 伝統的工芸品職人の育成（へら竿）	人	目標	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	D
		実績	0	1	1	1	1	1	1				
4 新商品開発件数	件	目標	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	B
		実績	24	31	34	39	45	50	54				
5 (参考) ふるさと納税年間寄付件数	件	目標	10360	12700	13900	23000	27000	32300	38400	48000	55200	66200	B
		実績	10360	20085	18815	29869	40319	43917	32639				

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>「年間商品販売額」及び「市内総生産額」は経済センサスより入力予定。                  「ふるさと納税年間寄付件数」は主に柿の不作によって実績額が減少し、目標を下回りました。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実
①	取組成果	創業希望者に対しては創業塾の開催などを通して商工会議所、商工会などと連携した支援により、地場産品の販売や地元食材を活用したメニューの作成など地域に密着した店舗づくりを行った。
	課題	近年、新たに創業を希望する相談者が増えており、創業希望者の業種も多岐にわたっている。支援対象とする業種の絞り込みやエリアなど、現在、検討を進めている駅前のみちづくり計画などとの連携が必要となる。
	評価理由	創業支援事業計画に基づいて関係機関と連携し、創業塾を開催するなどして12名の創業希望者を支援した。創業に必要な事前準備や創業計画の作り方、マーケティング、労務・雇用管理などを学べる「創業塾」には、21名の創業希望者が参加し、うち2名が令和6年度の創業支援事業補助金を活用した。
今後の方針	特定創業事業計画に沿った形でのセミナーを実施することにより、安定した経営を続けることができる優良な事業者を発掘します。また、駅前地区などでの創業に対しては、今後、地元住民によるまちづくりの取り組み状況などを踏まえ、支援の強化などについて検討します。	

No.	施策の内容	商業環境の充実
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模小売店舗の進出にあたり、関係課と情報を共有し、周辺住民の生活環境に配慮するよう事業者に要請しています。</li> <li>●新規事業算入、事業拡大、事業継続、創業などを検討している事業者に対し、国・県を含めた各支援策の紹介や相談対応を行うとともに、必要に応じて申請窓口への引継ぎを行っています。</li> </ul>
	課題	新規創業は増加していますが、キッチンカーやWEB活用の創業など立地条件を求めない創業が増えており、空き家や空き店舗を活用する創業は減少しています。また、近年、国や県の支援制度において、地域課題の解決、雇用拡大・賃金アップ、DX化が採択要件となるなど変化し、事業者の申請ハードルが上がっており、事業者の事業計画に応じて丁寧な相談対応が必要となっています。
	評価理由	大規模小売店舗の進出にあたっては、綿密に関係課と情報共有を行い、市としての意見のとりまとめを行いました。また、商工団体、和歌山県よろず支援拠点、わかやま産業振興財団などと連携し、事業者の計画に応じて相談対応を行いました。
今後の方針	総務省のローカル10000プロジェクトの採択要件にあう事業があれば支援する。	

No.	施策の内容	商業・サービス業充実のための各種制度の充実
③	取組成果	ふるさと便（商工）事業及び地域通貨事業で事業者の販売促進を支援した。ふるさと便（商工）事業は、前年度同等の32事業所が活用し、実績額は全体として2割程度増加した。地域通貨事業では、プレミアム率が20%に減少したが、事業終了時点での利用店舗数は327店舗（79増）に増加しており、市民にも広まりつつある。
	課題	地域通貨事業は30代から60代の登録率が30%を超えているが、20代が20%、70代が22%となっており、特に高齢者からの利用手続きに関する問い合わせが多いので、利用しやすい取り組みが必要となる。（全体としての登録率は29%）
	評価理由	ふるさと便（商工）事業は一定のニーズがあり、活用事業者や実績額が増えたものの今後の事業としての拡がりが難しいと判断したため、令和6年度をもって終了することとした。
今後の方針	地域通貨事業については、南海沿線での事業広告などによって市外在住者に向けた周知を強化し、本市の商工支援につなげる。また、商工団体との連携により地域通貨を活用した地域活性化対策を促進する。	

No.	施策の内容	商業イベントの充実
④	取組成果	地元の商工事業者がはしもと産品を販売する場として、フードトラックフェスティバルwithはしもとマルシェを企画するとともに、部内で連携して南海沿線マルシェ、まっせ・はしもとなどでの販売機会を創出した。
	課題	それぞれのイベントの特色（顧客のニーズや時期など）にあった販売となるよう、各事業者との調整が必要。
	評価理由	事業者が自ら販売できるイベントを6月から1月にかけて5つの販売事業を実施しており、出店事業者からも評価を得ている。
今後の方針	現在実施している5つの事業を活用してはしもと産品の認知度を高めるとともに販売促進につなげる。フードトラックフェスティバルwithはしもとマルシェ（6月）／南海沿線マルシェ（7月）／まっせ・はしもと（10月）／南海沿線マルシェ（11月）／あべのハルカス（1月）	

No.	施策の内容	工業の振興	
⑤	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先端設備等導入計画に基づく税優遇により生産性向上を目指した設備導入が増加しています。企業の要望に応じ県や市の各種優遇制度を合わせて案内することで制度の活用を推進しています。</li> <li>●令和5年度より、賃上げ表明の有無によって適用税率が異なることとなったため、設備投資による生産性向上に併せて、賃上げ表明を実施する企業が増加しており全体的な経済への好循環がみられます。</li> </ul>	課題 令和5年3月31日で制度改正があり、固定資産税の減免割合が落ちたものの引き続き税優遇もある。事業者には引き続き設備投資に繋がるよう、対象となる期間や設備の種類等正しい情報での周知を続ける必要がある。
	評価	A	評価理由 申請にあたっては個々のケースについて事前の相談を含め丁寧な対応を行っており、また他制度との関係では税務課とも連携した取り組んでいます。
	今後の方針	企業誘致に合わせて各種優遇制度を案内し、企業の誘致だけでなくデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルを含めた設備投資についても推進できるよう取り組みを進めます。	

No.	施策の内容	地場産業の経営基盤の強化	
⑥	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野口パイル織物については、東京青山で開催された展示会（ぶわぶわ）やPTJなどに支援しました。また、まっせ・はしもとや南海沿線マルシェ、あべのハルカスでパイル製品をプロモーションできる機会を創出するとともに、プレゼント企画を含めた情報発信を実施しました。</li> <li>●紀州へら竿については、販路開拓のためのPR用カレンダーの作成、HPの更新（新作ギャラリーや出展レポートなど）や釣りフェスティバルへの出展などの支援を行いました。</li> </ul>	課題 特に本市の特産品である高野口パイル・紀州へら竿を市民に認識してもらえる取組の強化が必要。
	評価	B	評価理由 高野口パイル織物では、新たな取組となったあべのハルカス出店事業は、最終製品を製造する3事業者が中心となって取り組み、近鉄百貨店からも評価されており、既に次年度のプロモーション事業が確定している。紀州へら竿では、展示会に各年師が新作を発表するようになり、発表した竿は全て完売しており、展示会出展が販売促進にまで繋がっている。
	今後の方針	引き続き、市内外プロモーションに取り組むとともに、地元である橋本市民の認知度を向上させる取り組みに尽力する。	

No.	施策の内容	はしもと製品のブランド化の推進	
⑦	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●展示会への出展や新商品開発等の事業者支援により、はしもと製品の創出や販路開拓につながっています。</li> <li>●ふるさと橋本応援寄附金の活用拡充により、はしもと製品のPR及び販路開拓につながっています。</li> <li>●民間事業者と連携したプロモーション事業により、はしもと製品のPRを推進しています。</li> <li>●市民向けプロモーションとして、情報発信に加え、製品プレゼント企画や市内イベントへの製品出店などを行っています。</li> </ul>	課題 ●近年の急速なオンライン化に併せて、魅力発信や販売手法が多様化しており、適宜変化が必要となっています。 ●産業振興基金事業補助金は平成27年度の創設から10年を迎え、補助対象事業となる「新しい技術や技法」という観点からマンネリ化してきている。新たな視点・訴求力によって魅力的な商品開発を支援できるよう、制度の見直しが必要。
	評価	B	評価理由 新商品開発の支援だけでなく、新商品を含むはしもと製品のプロモーションも強化することで、消費者への魅力発信から販売出口（当日販売、ECサイト、ふるさと納税など）への誘導を効果的に行うことで、橋本市製品のファン獲得に繋がっています。
	今後の方針	民間企業と連携した都市圏でのプロモーション事業、市民向けプロモーション事業、SNSなどでの魅力発信、販売出口連携（多様な販売チャンネル支援）の充実により、はしもと製品の認知度向上、ファン獲得、地域産品での「稼ぐ力」をより高めます。	

## 6. <施策全体の方針>

総合評価	方針
B	少子高齢化が進み事業主の高齢化も進んでいる中、新規創業や事業承継支援に継続的に取り組んでいきます。また、民間事業者と連携したプロモーション事業などで本市及びはしもと製品、事業者のPRを効果的に行い、市産業の活性化に向けて取り組んでいきます。さらに、デジタル化等の新たな事業経営の波にも対応していけるよう支援に取り組んでいきます。



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

令和2年度から実施した橋本ふるさと便事業や農産物等インターネット販売促進事業により、農産物の付加価値を高めて自ら販売する意欲的な農業者が増加している。しかし、2020年農林業センサス「農産物販売金額規模別経営体数」では、972経営体のうち販売金額が300万円を超えている経営体は130（13%）であり、近隣市町（約30%）と比べて低い状況にある。専業農家となる新規就農者が減少傾向にあることから、本市で高い割合を占める兼業農家への支援の検討が必要である。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	魅力ある農業の振興	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野山麓精進野菜は市内外で4飲食店・宿坊への納品。南海沿線マルシェやいこら市を活用したPR・販売を実施した。</li> <li>●白ごまは買取単価が4,000円/kgと以前に比べ上昇しているものの、昨年夏の猛暑により一昨年（300kg）の半分以下の130kgの製品化にとどまった。</li> <li>●橋本ふるさと便事業等を継続実施し、農業所得向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高野山麓精進野菜は市内での定期的な販売を実施して、市民・市内飲食店等への認知を高める必要がある。</li> <li>●生産の拡大に合わせて配送方法の確立など、流通面での課題解決が必要である。</li> </ul>
	評価	C	評価理由 橋本ふるさと便事業や農産物等インターネット販売促進事業の実施により、一昨年までは売上が着実に増加していたものの、昨年は猛暑により白ごまや主要な農産物である柿の販売が減少したことで農業所得が低調となっている。高野山麓精進野菜は、やっちゃんなどで一定量の販売は行われているものの、付加価値を高めた販売の確立には至っておらず、ブランド化にはもう少し時間を要する。
	今後の方針	産地化事業（高野山麓精進野菜）は飲食店での活用に向けた営業はもとより、市民がより身近に感じて購入してもらえるよう定期的な販売を実施する。農業所得の向上に向けては、販売額300万円以上の経営体数が近隣市町並みとなるよう、兼業農家を含めて補助金を活用した支援を継続する。	

No.	施策の内容	生産基盤の整備の推進	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紀州てまり等県推奨品種の導入を推進するため、補助制度の構築を行った。新たな資材導入による土づくりの奨励により、生産基盤の再構築を図った。JA、県と連携し、農地中間管理機構の積極的活用を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農家に農業振興条例を広くPRすることにより、補助制度を活用する農地の貸し手、受け手双方の数を増やす必要がある。</li> </ul>
	評価	B	評価理由 農業振興条例の活用による反当りの補助制度の活用や、農地中間管理事業への相談件数の増加などもあり、遊休農地の発生防止の仕組みが確立されつつある。
	今後の方針	関係機関と連携しながらさらに制度周知を図り、取り組み農家を増加させる。また、令和6年度実施が求められる地域計画作成時の農業関係者との意見交換の場を活用し、継続的に農業者から意見を集約するなど、生産基盤の整備のために必要な施策について検討を進める。	

No.	施策の内容	農村環境の整備	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年度から進めてきた防災重点農業用ため池の劣化状況調査及び豪雨耐性評価は令和7年度に完了を見込んでいる。加えて、改修や廃止工事を実施し決壊による水害防止を図った。また、農道、用水路等の修繕を実施し快適で安全な農村環境づくりに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価結果で対策が必要と判断されたため池の改修が完了できるまで当面の間は、応急的な防災工事の実施又は廃止等を速やか進める必要がある。また、管理・監視体制についてもより一層強化を図ることが課題。</li> </ul>
	評価	B	評価理由 芝池廃止工事の完了、平谷池改修工事は計画どおりの進捗であり令和7年度に完了の見込みである。また、ため池管理者に対しても防災に関連する日常管理について周知を図った。しかしながら、計画していた劣化状況評価及び豪雨耐性評価については国の予算の関係で令和7年度に実施を見送ることになった。
	今後の方針	防災重点農業用ため池の防災工事や応急工事を効率的に進めることを目的として、令和7年度完了の評価結果を基に整備計画を策定する。また、未利用ため池の廃止・縮小を進めるとともに、農道や用水路の修繕も継続して推進する。	

No.	施策の内容	担い手の確保と育成	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口対応を中心に就農相談に対して丁寧に対応することで単年の認定新規就農者は増加傾向にある。</li> <li>●高野山麓精進野菜の栽培講習会を開催することで、担い手の確保と農業所得の拡大を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規就農者の更なる確保と青年等就農計画の達成を支援できる体制整備。</li> <li>●就農希望する人のトレーニングファームへの誘導や、既に成功している農業者への相談体制の構築。</li> </ul>
	評価	B	評価理由 新規就農者への支援や農産物の栽培講習会での実績から評価した。ただし、市内の耕作放棄地を抑制するためには更なる担い手が必要となることから、引き続き担い手確保・育成に向けた支援が必要。
	今後の方針	新規就農者であっても農業所得を高められる施策を実施することで、橋本市が新規就農の場所として選択される地域となるよう取り組む。また認定農業者、認定新規就農者を対象とした補助事業を農業振興条例に設けることで、意欲のある農業者を積極的に支援する。	

No.	施策の内容	林業基盤の整備	
⑤	取組成果	●林業振興対策として、林業全般の指導及び林業事業者の体質強化を図り林業労働者の社会保障の充実を促進しています。	課題 現在、林家の減少が進行している状況であり、担い手が不足している。
	評価	B	評価理由 林業労働力の担い手の主体である森林組合と連携を取り、技術指導等に努め、計画的に施策するための体制整備が必要である。このことから、令和6年度に「自伐型林業」の可能性調査を行い、今後小規模で持続的な林業の推進を図ることとした。
	今後の方針	森林環境譲与税を活用し、本市に合致した林業行政の方向性を確立することで、次世代の担い手確保等施策を構築する必要がある。そのため自伐型林業を念頭に置いた取り組みを推進し、今後の担い手確保に向けた第一歩とする。	

No.	施策の内容	森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	
⑥	取組成果	●森林環境譲与税の活用方針としてし、林業人材の確保、森林の持つ多面的機能の必要性等のPR、間伐や作業道開設に対する市単独の補助事業等を制定した。	課題 間伐・森林作業道整備支援事業並びに小規模森林整備事業等の制度周知を行う必要がある。 現在、林家が0に近づいている状況であり、人材育成は急務である。
	評価	B	評価理由 木材等を生産する経済的機能はもちろんのこと、洪水や濁水を緩和する機能、土砂の流出や斜面の崩壊を防ぐ機能、動植物の生息の場を提供する機能などの森林の有する多面的な機能を維持できるよう森林整備に取り組む必要がある。
	今後の方針	森林環境譲与税を活用し、本市に合致した林業行政の方向性を確立することで、次世代の担い手確保等施策を構築する必要がある。そのため自伐型林業を念頭に置いた取り組みを推進し、今後の担い手確保に向けた第一歩とする。	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	農業振興条例を意欲的な農業者が活用しやすく、かつ農業者の課題解決に繋がる制度に改めると共に、橋本ふるさと便事業や農産物等インターネット販売促進事業など費用対効果を検証しつつ販路拡大に繋がる農業所得を向上させる。また、林業については森林経営管理法による事業等を確立するとともに、森林組合等と連携をとり、森林環境譲与税（環境税）を活用した林業人材の確保や市産材の活用を推進するなど将来にむけた支援策を展開したい。林業啓発の部分では、木のおもちゃ事業やウッドパーク整備事業を通じ、森林の重要性を次世代に向け発信できる事業の構築に務める。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表

8 80000	17 17000000	施策No. 3
---------	-------------	---------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり
施策項目	3観光
施策を通じて実現したいまちの姿	国内外から観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で生まれた特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できるまちとなっています。また、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、事業者、団体等と連携することで、訪れる人々が満足し、地域の活性化につながる観光のまちづくりが進んでいます。

評価者	経済推進部長	主担当課	シティプロモーション課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベント等が制限された時期が続きましたが、県内への観光入込客数はコロナ禍前の令和元年比では9割を超える水準まで回復しています。</p> <p>このような中、2020年6月に日本遺産「葛城修験」が登録されたことで、本市及び関係市町村の新たなコンテンツとして期待できます。また、黒河道の魅力を動画配信する取り組みも始めています。また、観光振興アドバイザーを著名サイクリストに委嘱しサイクリングでの誘客にも取り組んでいます。</p>	<p>2020年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込み、全国の観光地・産業は厳しい状況に置かれたが、2022年10月の水際措置の大幅緩和や全国旅行支援の開始以降、需要は回復し全国各地の多くの観光地が賑わいを取り戻している。</p> <p>観光庁では、「観光立国推進基本計画」で掲げられた「持続可能な観光地域づくり」、「地方を中心としたインバウンド誘客」、「国内交流拡大」の3つの戦略に基づき、関係省庁と連携し各種施策を推進している。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者は、おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎えます。	地域の魅力を発信する機会として、親子で参加できる体験イベントや地元事業所を活用した工場見学会を実施しました。また、団体と連携し、語り部とともに市内を巡る散策イベントも開催しました。	継続してSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、情報発信の強化を図るため、外部との連携による情報発信を進める。
2	市民・事業者・関係団体は、身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、SNS等を活用して市内外に対して情報発信を行います。		
3	受入れ環境の整備を行いやすいように、市民・団体・事業者などの交流の場や研修などを活発に行います。		
4	市民・事業者・関係団体は、交流人口の拡大を図る仕組みを構築するために、連携して積極的に参画します。		
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 観光客入込数	千人	目標	1410	1468	1528	1587	1644	1671	1698	1370	1370	1370	B
		実績	1383	1330	982	949	1057	1172	1259				
2 イベント来客数	人	目標					69000	69000	69000	69000	69000	69000	A
		実績	72027	81849	5853	4247	30309	84639	97312				
3 延べ宿泊者数	人	目標	75800	78600	81400	84200	87000	89000	90200	67366	70735	74272	B
		実績	70435	67281	52879	56251	71598	67272	66450				
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>イベント来客数は目標を達成している。一方、観光入込客数、宿泊者の目標値には届いていないため、来客の滞在時間を延ばせるよう体験コンテンツを活用し周遊を促進するとともに、リピーター客の確保に取り組む。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	観光資源の活用	
①	取組成果	●世界遺産「黒河道」・日本遺産「葛城修験」の魅力伝える講演会の実施や、語り部とともに市内を散策するイベントを実施しました。また、観光振興アドバイザーと連携し、サイクリング市内周遊イベントを行った。	課題 点在するエリアの周遊促進、滞在時間の延長に取り組む必要がある。
	評価	C 評価理由 情報発信の強化、リピーターの確保等、当市での周遊時間を増やす取り組みが必要。	
	今後の方針	点在するエリアの周遊促進、滞在時間の延長に取り組むとともに、サイクリング等での周遊促進にも取り組む。	

No.	施策の内容	観光客の受け入れ体制の整備	
②	取組成果	●観光スポット情報を含めた観光案内看板の更新のほか、県の有償観光ガイド認証制度や多言語電話通訳サービスについて宿泊施設、観光ボランティアガイドに情報提供を行い受入体制の強化を図った。	課題 ハード面だけでなくソフト面での受入れについて効果的な取り組みが必要である
	評価	C 評価理由 外国人観光客受入環境整備を促進するほか、観光ボランティアガイド等の観光関連事業者との連携を進めていく。	
	今後の方針	本市に点在する観光資源の魅力強化を図るためSNS等を活用したデジタルプロモーションによる情報発信に取り組む。また、観光関連事業者等に対しても観光客受入体制の情報発信や情報収集を行う。	

No.	施策の内容	観光プロモーションの推進	
③	取組成果	●首都圏の旅行会社との商談会や大手百貨店イベントブース出展等、本市の魅力を発信することにより認知度向上、来訪需要の喚起、将来の誘客、域内消費の増加に繋げる取り組みを行った。	課題 ニーズに合わせた体験コンテンツの調整、継続的なプロモーションの実施。
	評価	C 評価理由 商談した旅行会社を通じたツアー実績があった一方、継続的な誘客に繋げるため引き続きプロモーション活動が必要。	
	今後の方針	商談会、イベント等への参加からニーズを把握したうえで観光関連事業者と連携を行う。また、情報発信力のある旅行会社にプロモーション活動を実施する。	

No.	施策の内容	観光交流型の商業サービスの構築	
④	取組成果	●親子を対象に、和菓子作り体験、紀州へら竿の製作体験、パイル織物工場の見学を実施しました。また、教育旅行における体験プログラムの受け入れにも取り組みました。	課題 体験メニュー等、現状メニューの更なる充実とともに、新規開拓にも取り組むことが必要である。
	評価	C 評価理由 体験受け入れ体制が少しずつ整備されており、今回は親子向けの体験や工場見学会を実施した。今後は新たなターゲット層の受け入れについても検討が必要。	
	今後の方針	体験メニューの造成に引き続き取り組むとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取り組みを中長期的に検討する必要がある。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	C	体験コンテンツ、サイクリング等を活用した周遊促進に取り組むとともに、観光関連事業者と連携した観光地域づくりに地道に取り組んでいく。 また、令和6年10月から高野口街中の観光について、地元関係者で組織する協議会を立ち上げ、住民主体での観光に対する取り組みをスタートさせたことから、今後関係人口の構築に寄与するよう支援を行うとともに、シンボルとなりうる高野口駅の活用について検討を行う。
------	---	--

# 令和 7 年度 施策評価表

5	8	17	施策No. 4
---	---	----	---------

## 1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	2雇用の創出と就労環境づくり
施策項目	4雇用、就労、労働環境
施策を通じて実現したいまちの姿	商工業の振興による地域経済への波及効果が生まれ、若年者等の地元雇用が増加しています。

評価者	経済推進部長	主担当課	産業振興課
関係課			

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>橋本市での就職を支援するため、市ホームページに就職情報サイト「橋本で働こう」を開設。市内企業の紹介と採用情報を掲載し、就職希望者はもちろん、本市への移住を考える人などからの問い合わせがあります。成人式での情報提供も開始し、若者の市内企業への就職増加に向けて取り組みを広げています。</p> <p>また、和歌山県と協力し就職フェアを開催するなど、若者の地元就職への支援やUターン就職への支援も引き続き行っています。</p> <p>しかしながら、全国的な状況でもありますが、働き手不足の解消につがっていない現状です。</p>	<p>国は、成長性の高い分野への人材の円滑な移動を促進するため、デジタル人材の強化・ジョブ型転換による働き方改革、女性活躍、若者の抜てき、外国人材の戦略的活用など人材への投資と制度改革を行う「ヒューマン・ニューディール」政策を打ち出しています。</p> <p>また、コロナ後の「新たな日常」「新しい生活様式」に対応した働き方として、適切な労務管理下における良質なテレワークの実施を進めていくことができるよう、雇用型テレワーク、自営型テレワークのガイドラインを周知しています。県は「和歌山県雇用促進アクションプログラム」を策定し、雇用対策、Uターン就職の促進、働き方改革の推進などを示しています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民は、ハローワークなどでの積極的な求職活動に努めます。	「橋本で働こう」への掲載はハローワークへの登録を前提とし、市に問い合わせがあった場合などもハローワークへの登録を勧めています。その他、求職情報の配布及びホームページへの掲載などで簡単に求職情報などを閲覧できる状況や各種事業の情報発信で連携しています。	登録事業者を拡大するため、各種相談会などに参加する事業者に加入を勧めます。また、成人の集いでの子ラシ配布などについて、効果的な実施方法の検討を進めます。
2	事業者は、ハローワークを通じて市民および市への求人情報の提供に努めます。		
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 市内就業率（市内就業 者数/就業者総数）	%	目標	54	54	54	54	55	55	55.5	56	56.5	57	—
		実績			55		58.3	-	-				
2 創業比率	%	目標	4.4	4.6	4.6	4.8	5	5.2	5.4	5.8	6	6.3	—
		実績	4.3			5	-	-	-				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

市内就業率は、若者の就職傾向や誘致企業の増加などからも一定の増加は見込まれますが、一方で売り手市場の中でどれだけ労働力が確保できるかが課題となっています。また、創業比率は、新型コロナ後、創業の動きが一定程度回復するとの期待感がありますが、物価高騰等の影響もあり、今後の想定は難しい状況です。  
※最新の統計値が発表されていないため実績等未入力

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	就労の場づくりの推進
①	取組成果	●企業誘致が進むにつれて橋本市内での就職先が増加しています。誘致企業を中心に多くの市内事業所では求人が多くなっており、市内高校などにとっては就職先の選択肢が増加しています。
	評価	B 評価理由 企業誘致が進む中で就労の場は多くなっています。一方で若者の市外への流出が多くなるなど、就労場における人材確保が課題となっており、ハローワークや和歌山県と協力した求人説明会を行うなど市外からの流入を目指した新しい取組みも始めています。
	今後の方針	今後も和歌山県などとも協力した高校生をはじめとした若い人材の既存企業を中心とした地元就職の支援をすすめます。 また、本市への転入者及び転入希望者に対し、既存企業の就職情報を提供し既存企業の従業員確保の支援を行います。

No.	施策の内容	就労環境の改善
②	取組成果	●就職相談会などで繰り返し勧誘を行ったことで、橋本市の求人情報ホームページ「橋本で働こう」の掲載企業が年々増加しています。 ●橋本で働こう掲載企業にアンケート調査を実施したところ、回答企業のうち約6割の企業より「採用実績あり」という回答がありました。橋本で働こうの他、ハローワーク、インターネット求人など様々な媒体で求人活動を行うことで一定の採用につながっています。
	評価	B 評価理由 橋本で働こうの掲載企業が少しずつ増加しています。20歳の集いで配布するなど若者への周知が進んでいます。
	今後の方針	「橋本で働こう」の掲載企業を増やすことで、市ホームページを閲覧する幅広い人の目にとまり、少しでも就職実績が増加するよう努めます。その他各種補助制度、制度変更の周知など引き続き実施していきます。また、関係機関等と連携し、誘致企業に加え地元企業も参加できる求人説明会を今後も開催します。

No.	施策の内容	創業・起業環境の整備促進
③	取組成果	●新規創業の事業者は年々増加しています。新規創業（移住含む） 平成30年度3件 平成31年度5件 令和2年度9件 令和3年度9件 令和4年度10件 令和5年度11件 令和6年度12件
	評価	A 評価理由 創業支援事業計画に基づいて関係機関と連携し、創業塾を開催するなどして12名の創業希望者を支援した。創業に必要な事前準備や創業計画の作り方、マーケティング、労務・雇用管理などを学べる「創業塾」には、21名の創業希望者が参加し、うち2名が令和6年度の創業支援事業補助金を活用した。
	今後の方針	特定創業事業計画に沿った形でのセミナーを実施することにより、安定した経営を続けることができる優良な事業者を発掘します。また、駅前地区などでの創業に対しては、今後、地元住民によるまちづくりの取り組み状況などを踏まえ、支援の強化などについて検討します。

No.	施策の内容	就労に関連する各種機関との連携の強化
④	取組成果	●和歌山県や経営者協会と共同で企業ガイダンスを開催します。ハローワークとは、子育て世代や福祉関係事業所に絞った説明会を開催するなど日頃から連携を行い新規就業者や中途就業者の雇用を支援します。
	評価	B 評価理由 和歌山企業ガイダンスは県中心の事業として関わりが少なくなっているものの、ハローワークと連携した事業者説明会を開催するなど各種機関との連携は強化されています。
	今後の方針	障がい者の雇用をはじめ年齢や適性に応じた就業機会を提供できるようハローワークと連携した情報発信と、セミナー開催への協力を行います。

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	引き続き企業誘致による雇用の場の創出に注力するとともに、ハローワークや県と連携して市内企業への就職支援にも継続的に取り組んでいきます。
B	



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

既存工業団地である紀北橋本エコヒルズ等市内へ誘致した企業が順次操業を開始しているため、従業員は年々、増加し目標は達成している。今回、あやの台北部用地が完成したため、今後も、積極的な企業誘致活動を行い、地域経済への波及効果や雇用の創出に努める必要があります。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	企業用地等基盤整備の推進	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度より、新たな工業団地である「あやの台北部用地」の造成工事に着手し、令和7年3月で工事が完成しています。</li> <li>●完成した工業団地は、周辺環境等に配慮し、住宅地との間には緩衝帯となる緑地を設置し、また、団地周辺部に緑地を残すなど環境に配慮した工業団地となっています。</li> </ul>	課題 事業区域内で根株混入や盛土品質管理データ不足等不具合問題が発生したことによる事業への影響。
	評価	B	評価理由 事業区域内で発生した盛土の不具合問題を適切に処理し、安全な土地を完成させることができ、また、分譲開始時期についても遅らせることなく計画通り、令和6年12月より開始することができた。
	今後の方針	工業団地が完成したため、今後は早期分譲完了に向け関係機関と連携を図り企業誘致活動に尽力します。	

No.	施策の内容	企業誘致活動の促進	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関西圏の製造業・物流関連業等を中心に積極的な企業訪問等を実施。令和6年度は延べ259社の企業と接触し、3社の企業誘致に成功。</li> <li>●令和7年3月に完成した「あやの台北部用地」についても8区画申込済みとなっています。</li> <li>●その他、令和元年度にIT企業の立地を促すため、IT企業等情報関連業に特化した奨励金制度を創設し誘致活動に努めた。</li> </ul>	課題 あやの台北部用地（工業団地）の早期完成及び残り区画（7区画）の早期企業選定。 物価上昇による資材高騰や円高の影響等による企業の経営環境の変化及び設備投資意欲の低下。
	評価	B	評価理由 企業誘致活動について現状分析を行いながら、また、申し込み企業についても今後求める環境等の情報収集を行う。
	今後の方針	あやの台北部用地の早期分譲完了。あやの台北部用地への誘致に注力していますが、今後は、研究職の雇用が期待できる企業、転入者や大卒者の雇用が期待できるIT企業等の誘致活動にも努めます。 誘致企業のターゲットについて、市内企業との連携や地場産品、地元農産物等を活用し市内の経済循環を創出しようとする企業も対象として誘致活動を行います。	

No.	施策の内容	関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年度奨励金交付件数：33件。 *令和元年、令和3年度に企業進出の後押しとなるよう奨励金の内容を改正。</li> <li>●奨励金制度とは別に税優遇制度（固定資産税の課税免除等）を創設し企業の設備投資を促す。 *平成30年度には、生産性向上特別措置法（現：中小企業等経営強化法）に基づく優遇制度創設。）</li> <li>●令和6年度も昨年度に引き続き、和歌山県と連携し「応募前企業ガイダンス」を開催。</li> <li>●令和6年度、ハローワーク橋本及び和歌山県と連携し中途採用者等向けの「誘致企業・市内企業求人説明会」を開催。</li> </ul>	課題 企業の従業員不足。 誘致企業及び市内企業等との連携（横の繋がり）
	評価	B	評価理由 県外ハローワーク、高等学校等ともこれまで以上に連携し、近隣や地元雇用を確保できるよう取り組みこと。
	今後の方針	引き続き、ハローワーク橋本や和歌山県等と連携を図り企業の従業員確保の支援を行います。また、橋本商工会議所や高野口町商工会等と連携し、誘致企業及び市内企業等で情報交換できる機会の創出に努めます。	

6. <施策全体の方針>

総合評価	【総合評価の理由】
B	<p>既存工業団地等へ進出した企業が順次操業を開始したため、目標である「誘致企業従業員数」、「誘致企業件数」は目標を達成しています。また、令和7年3月に完成した「あやの台北部用地」は既に8区画が申込済となっているため、今後、企業の進出及び従業員数も増加が期待できます。しかし、目標を達成するには、残り区画の早期分譲完了が必要となります。</p> <p>【施策の方針等】 あやの台北部用地の早期分譲完了。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー（従業員確保の支援や設備投資のサポート等）に取り組みます。</p>

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 6

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	3充実した情報整備と魅力的なまちづくり
施策項目	6シティプロモーション
施策を通じて実現したいまちの姿	市民が地域に愛着や誇りを持ち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上しています。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されています。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本をめざしています。

評価者	経済推進部長	主担当課	シティプロモーション課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
R2年～R6年度の5年間で、新築住宅取得補助金の実績は合計157件、506人の転入があり、うち約4割が夫婦ともにUターンとなっています。また、公式Instagramでは#kakeru_hashiを共通ハッシュタグとして市民自らが橋本市の魅力について発信し、また市を訪れた人達も本市の魅力を発信してくれています。しかし、認知度についてはまだまだ低く、定住人口、交流人口ともターゲットをしぼり本市の魅力発信をしていく必要があります。	新型コロナウイルス感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化により、地方への大きな人の流れが続いており、特に仕事の場所に縛られない働き方が可能になったことで、地方での生活を選ぶ人が増えています。国は、地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化するほか、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進します。また、関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組を後押しします。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対してまちの魅力や住みよさなどの情報をSNS等を活用して発信します。	1. SNSを通して市民と共に市の魅力発信を行っています。	定住人口を確保するためターゲットを絞りシティプロモーションを行います。
2	市民・関係団体は、移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努めます。	2. 転入夫婦新築住宅補助金、空き家移住応援補助金など子育て世代に対してPRしています。	シティプロモーションとしてSNSやパイル織物のブランディング、子育てサイトの強化など外部連携を行い推進します。
3		3. 受入協議会との連携や、整備したコワーキングスペースなど利用し移住者同士の交流の場の提供をします。	
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

No.	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	住み続けたいと思う市民の割合	%	目標	77				78	78	78	78	79	80	D
			実績	78.7	75.7	73.1	71.7	71.3	70.5	70.2				
2	移住相談件数	件	目標	90	100	110	120	130	187	244	301	385	415	A
			実績	324	313	383	344	282	261	324				
3	(参考) 移住応援サイト閲覧数	件	目標	3900	4000	6000	8000	10100	10100	10100	10100	10100	10100	A
			実績	9214	11225	10177	9847	6813	14635	10740				
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

令和5年3月にシティプロモーション計画を策定した。“住み続けたいと思う市民の割合”は引き続き減少しているため、橋本市を魅力的だと思い、愛着を持ってもらう人を増やすため、橋本市の情報を「市民の手元まで届く」を意識し情報発信により一層力を入れていく。また、移住相談件数及び直接移住につながる“まち案内”についても以前より増加しておりシティプロモーション施策の成果が見られる。移住サイト閲覧数についても必要な方に届くしくみづくりをしており、サイト内での滞在時間が増加している。今後、分析を行いながら情報発信を続けていく。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	シティプロモーションの推進
①	取組成果	橋本市シティプロモーション計画を策定し、分野を「移住・定住 関係人口」「産業」「観光」とし、「情報発信」に重点を置き、庁内推進会議を開催し関係各課の取組にKPI、KGIを設定しアクションプランを定め遂行した。それらがマンネリ化しないため、また目標確認も踏まえ今年度は再度KPI、KGIの見直しを行うとともに、翌年度からの「外部連携」への取り組みについて方向性を定めた。
	課題	関係各課の情報発信に資する取組が、設定したKGIに向けてよりよいものとなるよう引き続き庁内推進会議において推進していく。また「市民に届く情報発信が必要」という意識醸成が市全体でできてきており、次のステップとしてシティプロモーションを市全体へと推進していく必要がある。
	評価	B 評価理由 職員の「情報発信の文化定着」、各課取組の「マンネリ化防止・課題発見と検討」、令和7年度に向けた「新規PR事業の検討」を実施することができた。
今後の方針	シティプロモーション庁内推進会議のさらなる横連携の推進、シティプロモーション計画やアクションプランに寄与する外部連携の推進、市民を巻き込むシティプロモーションを目指す。	

No.	施策の内容	移住定住の促進
②	取組成果	●移住に至るための課題として「仕事、居住」があり、市単独開催としてそれらを解決するため移住相談会やフェア、体験会など開催した。また、個別対応としては、オーダーメイドまち案内等を通じて移住者に橋本暮らしを紹介している。移住相談件数も増加傾向で、まち案内も増加しておりよい傾向である。移住コンシェルジュを通して移住してこられた方も、H28年度より9年間で68世帯148人となり、定着率も90%となっている。 ●市外からの転入者に対し、新築及び空き家を購入または賃貸する際に補助金交付により移住定住促進を図っている。
	課題	まち案内が増加してきており人的リソース不足が課題となっている。そのため、ミニツアーなど数組まとめたの案内などを検討している。
	評価	B 評価理由 全国的に移住相談件数は増加傾向になる中で、“和歌山県橋本市”を選んでもらうためにシティプロモーションが必要となってくる。定期的なホームページの更新や、魅力ある移住イベント企画などが必要となる。
今後の方針	移住相談の中でも「橋本市＝子育て」というワードが出てきており、引き続きシティプロモーションアクションプランをしっかりと取組み、子育て世代へのアプローチ及び、Uターンを促すプロモーションを行う。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	施策の内容
B	シティプロモーション計画に基づき、本市の知名度向上と定住人口の確保を目指すプロモーション活動として、令和7年度からは専門事業者のノウハウを活用し、インナープロモーションおよびアウトタープロモーションにおける情報発信を強化する。また、各課（秘書広報課、産業振興課）においても新たなプロモーションおよびブランディング事業の構築を行う。

# 令和 7 年度 施策評価表

11	16	17	施策No.	7
----	----	----	-------	---

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち
政策	3充実した情報整備と魅力的なまちづくり
施策項目	7情報コミュニケーション
施策を通じて実現したいまちの姿	きめ細やかでわかりやすい広報活動などにより情報発信が充実し、市民との情報共有が進むことで市民との協働のまちづくりが一層進んでいます。

評価者	総合政策部長	担当課	秘書広報課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
現在の情報発信は、ホームページやSNSなどインターネットの利用が主流となっている。市ホームページのアクセス数は新型コロナウイルス感染症の拡大時には急激に増加したが、コロナ禍後では、閲覧数は減少しているがコロナ禍以前と比較すると増加している。ネットを利用することで、広範囲に効率的な広報活動ができ、なおかつ市民などの受け取り側も容易に情報収集を行うことができる。このため、ホームページの「情報が古い」または「情報がない」という状態で閲覧されることは非常に致命的であり、常に最新の情報となるよう更新を怠らないことが必要となる。一方で、すべての市民がネット上で情報を得ているわけではなく、特に高齢者や障がい者などの情報弱者が情報収集することができる機会・媒体を確保することはこれからも必要であり、「誰一人取り残さない」情報発信に努める必要がある。	デジタル化の進展により利便性が上昇する反面、フェイクニュースなども瞬時に流通することで社会的混乱を招くほか、情報操作や世論誘導、プライバシーの侵害への懸念もより深刻となっている。情報の真偽を見極めるリテラシーの向上が求められるほか、地理的・経済的・身体的制約の有無にかかわらず、あらゆる人や団体が必要な時に必要なだけデジタルを利用できる環境を確保し、「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが求められている。国は、令和3（2021）年にデジタル庁を創設し、デジタル社会の実現に関する司令塔として、重点計画の策定や施策について主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組みを牽引する。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、SNS などを通じて、市民が主体的に、もしくは、市と協働で製作したコンテンツ等でまちの魅力を発信するとともに、その拡散に努めます。	市民からの情報や素材の提供により、市の公式アカウントを利用して、情報の発信・拡散を行っている。	市内の学校、各地区公民館での活動団体など、引き続き、市民との協働による情報発信のための余地を探り、あらゆる機会を通じて魅力を発信し拡散に努める。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 市ホームページ年間閲覧数	万回	目標	460	465	470	475	480	460	460	460	460	460	B
		実績	253	317	451	457	369	378	334				
2 「情報コミュニケーション」施策の市民満足度	%	目標	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	B
		実績	21	18	14	33	40	46	54				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>ホームページ年間閲覧数は、新型コロナウイルスの感染拡大により閲覧数が増加したが、コロナ収束に比例して閲覧数はコロナ禍以前と同水準まで減少してきており、引き続きわかりやすく魅力あるホームページの配信を心がけ、公式LINEなどのSNSや広報媒体などからホームページへ誘導するなど閲覧数増加を図る。</p> <p>広報紙や「情報コミュニケーション」施策の市民満足度は、「やや満足」、「満足」の回答と合わせた全体の満足度としては約54%と年々増加傾向にある。一方で、「あまり満足でない」、「満足でない」の回答割合が合計で21.5%あることから、この割合を「満足」、「やや満足」へさらに引き上げるため更なる広報紙のブラッシュアップなど広報活動の充実が必要である。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	広報活動の充実	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広報はしもと」の作成</li> <li>●ホームページにおける情報発信</li> <li>●あんぜん情報24時による情報配信（R6=5件、R5=14件、R4=21件、R3=14件、R2=7件）</li> <li>●報道資料の配布（R6=134件、R5=120件、R4=175件、R3=102件、R2=96件）</li> <li>●記者会見の開催</li> </ul>	<p>課題</p> <p>市ホームページは掲載情報などをより分かりやすく改め、動画による情報発信については、各課職員の動画作成スキルの向上と発信意識が必要である。 「広報はしもと」においては市民目線のわかりやすい表現を心がけ、市民ニーズを把握し、きめ細やかな発信を心がける。</p>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>広報はしもとの満足度調査は、R6年度95%、R5年度91%、R4年度77.4%、H29年度84.88%と直近の満足度は高い。</p>	
	今後の方針	<p>「広報はしもと」については、R2年度末に編集ソフトを導入したことで、レイアウトの自由度が増し、操作の習熟とレイアウトの向上、スキルアップ、職員の異動による技術の伝達に努めた。 今後も、所属職員へのホームページの作成の研修も行き、技術の習得・継承とともに研鑽に努める。 全庁的なDXの推進を進めるなかでは、特に高齢者向けの情報提供の1つとして、これまで検討してきた「くらしの便利帳」の作成が完了し、希望者や転入者を中心に配布している。今後も定期的に情報の更新や見直し、正しい情報を案内できるように努める。</p>	

No.	施策の内容	広聴活動の充実	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「市長への手紙」への回答（R6=11件 R5=7件 R4=7件 R3=5件）</li> <li>●市長と市民の輝けはしもとトークの開催（R6 2回、R5 5回、R4 1回）</li> </ul>	<p>課題</p> <p>参加団体が少ないため、多くの団体へのPRを行い、市の施策への前向きな意見を聞かせていただく機会の確保が必要。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>市長と市民の輝けはしもとトークの開催は2団体だったものの、市民・団体からの意見等を聴く場を多くもち担当課へつなぐことができました。</p>	
	今後の方針	<p>広報紙等で募集を行うとともに、部長連絡調整会議から各部署より様々な機会を通じて参加の呼びかけを行い、市民からの意見聴取の場を確保する。</p>	

No.	施策の内容	魅力情報発信の強化	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報はしもとへの特集記事の掲載（産業振興基金新商品、高野山麓精進野菜、地域おこし協力隊）</li> <li>●SNS等を利用した情報発信（インスタグラムやLINEのセグメント配信）</li> <li>●魅力発信動画の配信</li> </ul>	<p>課題</p> <p>情報発信の必要性の認識や発信のためのスキルなど、職員の意識改革や人材育成が必要。 素材の提供者が固定化している。新たな団体や個人等への拡大が必要。 LINEでの情報発信について、登録者数の拡大・発信のための全職員の意識づけ。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>広報はしもとの満足度調査による。LINEについては、セグメント配信を開始、登録者R6末15,477人 R6年度延べ配信件数788件 2,543,983人に向けて情報発信を行なった。魅力発信動画についてはR6年度動画43件 ショート19件（R5=動画24件ショート8件、R4=9件 R3=6件）と年々本数を増やし発信力の拡充に努めている。</p>	
	今後の方針	<p>携わっている業務の情報発信の必要性についての意識改革に努める。LINEについては、アンケートにより内容の見せ方など広く市民目線での意見を聞き、より良い配信に向け改善していく。紀の川橋本SUMMERBALLや、はたちの集いなどの各イベントでのLINE登録の啓発など機会を利用して登録を進めるとともに、継続的な発信に努め、確実にフォロワー数を増やしていく。</p>	

No.	施策の内容	情報発信に関する人材育成および民間活力の導入	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者によるホームページ操作研修</li> <li>●映像研究部の活動による職員の動画スキル取得</li> </ul>	課題 情報発信の必要性の認識や発信のためのスキルなど、職員の意識改革や人材育成が必要とされる。以前は、素材を提供いただいて情報発信していたが、近年は情報提供がないため、新たな団体や個人等への働きかけを行い、別の方法による市民協働による情報発信によりフォロワー数の拡大を目指す。
	評価	B	評価理由 映像研究部の活動として、ショート動画など作成しやすい動画の作成を心がけ、個人の動画編集技術の向上に努めるとともに、楽しく、次を見てみたいと思わせるような多くの動画を作成することができた。
	今後の方針	職員が自ら積極的に情報発信をできるような体制づくりに努める。映像研究部については、参加者の減少や当初の目的を達成したため、R6年度で活動を終了する。子育て世代への情報発信を強化するため「はびもと」について関係課と連携してコンテンツの充実に努める。	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	内容
B	広報はしもとや各種SNSなど、これまでの情報発信媒体による広報活動を継続しつつ、インターネット上のさまざまな媒体を利用した広報に注力する。特に動画など訴求性のある記事の作成については、職員のスキルアップへの取組みを継続的にを行い、各部署における発信と作成可能な職員数を増やし、より効果的な情報発信を行えるよう進める。職員が常にタイムリーな情報発信を意識し、全庁的な情報発信の意識付けとそのフォローに努める。 令和7年度は橋本市制20周年記念事業を実施することで、郷土愛の情勢や市の魅力再確認につながるような情報発信につとめる。



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

令和6年度に新たに2組織が結成されるなど、組織化に対する取り組みは進んでいる。  
 一方、自主防災組織の結成済組織では、結成からの年数も経過しており、組織の維持、またその活性化が問題となっている。  
 住民や地域が防災活動に興味を持ち、積極的に活動にかかわる機会を増やすため、防災啓発の機会や訓練・防災講話など活動活性化に向けた働きかけを行っていく。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	災害予防対策の充実			
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別避難計画の策定にあたり、避難行動要支援者登録申請書の様式変更や個別避難計画の様式やマニュアルを作成し、関係者の協力により名簿登録者の個別避難計画は353件作成している。</li> <li>●中央構造線断層帯の被害想定の見直しを行った。</li> </ul>			
	課題	個別避難計画の作成件数は徐々に増加しているが、計画どおりに避難できるかの訓練の実施など、実効性のあるものかどうかの検証ができていない。また、対象者の施設入退所や死亡など状況の変化も著しい。			
	評価	<table border="1"> <tr> <td>C</td> <td>評価理由</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、令和3年5月からおおむね5年程度で、ハザードリスクの高い地域に居住し、特定の条件にあたる避難行動要支援者を優先して個別避難計画を作成するよう求められているが、その対象となる避難行動要支援者の個別避難計画の作成は進んでいない。</td> </tr> </table>	C	評価理由	国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、令和3年5月からおおむね5年程度で、ハザードリスクの高い地域に居住し、特定の条件にあたる避難行動要支援者を優先して個別避難計画を作成するよう求められているが、その対象となる避難行動要支援者の個別避難計画の作成は進んでいない。
C	評価理由				
国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、令和3年5月からおおむね5年程度で、ハザードリスクの高い地域に居住し、特定の条件にあたる避難行動要支援者を優先して個別避難計画を作成するよう求められているが、その対象となる避難行動要支援者の個別避難計画の作成は進んでいない。					
今後の方針	関係者と連携して個別避難計画の作成を進めるとともに、名簿登録者については随時、現状に即した状況に更新するなどのモニタリングを進めていく。				

No.	施策の内容	防災組織の強化			
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織補助金により、令和6年度は防災活動資機材の再整備5件、訓練等活動19件の財政面での支援を行った。</li> </ul>			
	課題	地域住民及び役員の高齢化など自主防災組織の活動継続が困難と考える組織が増えつつある。			
	評価	<table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>評価理由</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自主防災組織に対する補助制度について、令和6年度は24件（令和5年度23件）の補助申請があり、活動を継続させるための訓練等取り組みも自主防災組織で行われ、活性化の動きが認められた。</td> </tr> </table>	B	評価理由	自主防災組織に対する補助制度について、令和6年度は24件（令和5年度23件）の補助申請があり、活動を継続させるための訓練等取り組みも自主防災組織で行われ、活性化の動きが認められた。
B	評価理由				
自主防災組織に対する補助制度について、令和6年度は24件（令和5年度23件）の補助申請があり、活動を継続させるための訓練等取り組みも自主防災組織で行われ、活性化の動きが認められた。					
今後の方針	引き続き、資機材の再整備や訓練等活動の補助金の活用を各地区自主防災組織に呼びかけ、自主防災組織の活動の継続を目指せるようサポートする。				

No.	施策の内容	災害応急対策の充実			
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸別受信機は希望する世帯および施設、事業所に順次配送を実施した。旧システムの屋外拡声子局は令和6年度中にすべて撤去した。</li> </ul>			
	課題	確実に個人に災害情報を伝達することができる仕組みの整備、情報取得手段の啓発			
	評価	<table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>評価理由</td> </tr> <tr> <td colspan="2">戸別受信機について、希望世帯には全て配布が完了し、令和6年度末での配布数は12,583件である。戸別受信機の配布希望調査では、全世帯の74.9%の回答率があり、全世帯に対する配布率は45.8%である。</td> </tr> </table>	B	評価理由	戸別受信機について、希望世帯には全て配布が完了し、令和6年度末での配布数は12,583件である。戸別受信機の配布希望調査では、全世帯の74.9%の回答率があり、全世帯に対する配布率は45.8%である。
B	評価理由				
戸別受信機について、希望世帯には全て配布が完了し、令和6年度末での配布数は12,583件である。戸別受信機の配布希望調査では、全世帯の74.9%の回答率があり、全世帯に対する配布率は45.8%である。					
今後の方針	戸別受信機の重要性やメール、LINEなどによる防災情報の配信と普及に努める。またテレビ等防災情報の取得手段の啓発に努める。				

No.	施策の内容		土砂災害・水害対策の充実
④	取組成果	<p>●子どもにもわかりやすい「やさしい防災ハンドブック」を活用し、子どもたちのみならず幅広い世代に災害リスクを理解しやすく災害時に適切な対応行動をとれるよう啓発に努めた。</p> <p>学文路地区浸水対策として県管理河川の浚渫を要望し、令和6年度に実施された。また、浸水対策として清水地区で予定していた水路改修工事が、計画に変更があり令和7年度に延期した。</p>	
	評価	C	<p>市民等が土砂災害及び水害の危険性を理解し、災害発生時に的確に避難行動が取れるのか、その実効性の把握は困難である。</p> <p>そのため、平常時からの知識の普及・啓発・周知の継続が必要である。</p>
	今後の方針	<p>マイタイムラインの作成など「やさしい防災ハンドブック」を活用して子どものみならず幅広い世代に対して、災害時に適切な対応をとることができるよう啓発を進めていく。</p> <p>また、土砂災害・水害の最新版ハザードマップを作成し、災害に対する備えや避難に関する知識の普及・啓発に努める。</p> <p>水害対策について、浸水状況等を勘案しながら対策に努めていく。</p>	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	内容
C	<p>防災行政無線更新の進捗はあったが、避難所運営や個別避難計画作成など避難に関することを含め災害対策には、住民や地域、自主防災組織など多くの個人、団体の協力が不可欠であることから、平常時から活発な防災活動が取り組まれるよう今後も継続して活動の普及、啓発に努める。</p> <p>また、多様性を尊重し、非常時にも配慮ある災害対応が行えるよう対策を進めるとともに、女性の力の活用を求め、意思決定の場への参画や、地域での女性リーダーの育成など多様な視点を取り入れた災害対応を目指す。</p>

# 令和 7 年度 施策評価表

11 消防 17 消防	消防No. 9
----------------	---------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	9消防・救急
施策を通じて実現したいまちの姿	災害時の初動体制の充実と、人員の増強、消防施設、車両等や資機材の整備、通信指令体制の充実を図ることで、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体および財産を守る体制が確立されています。

評価者	消防長	主担当課	消防本部
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>災害は多様化・大規模化・複雑化しており、迅速かつ確かな対応がこれまでに以上求められています。本市では、こうした災害に対応するため、消防施設や装備品の整備を進めるとともに、和歌山県防災航空隊や和歌山県内応援及び緊急消防援助隊等との連携強化にも取り組みます。あやの台北部では企業誘致が進み、今後さらなる産業活動の活発化が見込まれています。これに対応するため、消防車両や人員の配備など、地域の消防力を強化していく必要があります。</p> <p>住宅火災への対策としては、防火訪問や広報を通じて、住宅用火災警報器の設置・交換を推進していますが、設置率の向上や古い機器の更新が課題となっています。引き続き、市民の皆さまの防火意識向上に努めます。</p> <p>救急分野では、職員が高度な専門知識と技術を習得し、有効な救命用資器材を導入しています。また、医療機関との連携や、市民向けの普通救命講習等の実施を通じて、救命率の向上に努めます。しかし、救急出動件数の増加や新型インフルエンザなどの感染症拡大への対応も求められており、これらに対応できる救急医療体制の構築が今後の大きな課題です。</p>	<p>近年、全国各地で線状降水帯による記録的な大雨が発生し、河川の氾濫や土砂崩れなどによる大きな被害が相次いでいます。こうした自然災害にしっかり対応するため、緊急消防援助隊や常備消防の体制強化に加え、消防団や自主防災組織の充実、さらに消防・防災分野でのデジタル化（DX）の推進が必要とされています。</p> <p>救急車の出動件数が年々増えており、救急医療の現場では、患者をすぐに受け入れられないケースも見られています。このような事態を防ぐために、県では消防機関と医療機関の連携体制の強化を進めています。</p> <p>また、救急搬送時に適切な受入先が決まらず、搬送に時間がかかる問題にも対応するため、傷病者の容体に応じて、適切な病院へスムーズに搬送・受入できる体制の構築を目指しています。その一環として、和歌山県では「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」（平成30年1月改訂）を策定しています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民は、消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努めます。	消防本部と消防団の連携が不可欠であることを念頭に、新入団員研修、機関員研修、普通救命講習を定期的に行い成果を得ています。SNSを活用し、各種普及啓発活動を行っています。	現状の取組みを維持しつつ、防火及び救命率向上を目的とした知識・技術の向上に努めます。また、各種広報用動画を作成し、啓発活動に役立てます。
2	事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努め、また、地域消防団に対して積極的に協力をを行います。		
3	市民・事業者・関係団体は、防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努めます。		
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 救命講習修了者数（累計）	名	目標	4600	4900	5000	5200	5500	5700	5900	6100	6300	6500	A
		実績	4228	4681	5184	5425	5764	6085	6799				
2 住宅用火災警報器設置率	%	目標	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	B
		実績	75.3	73.3	76.9	73.2	75.8	73.1	75.7				
3 出火率	件	目標	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	B
		実績	4.2	4.6	2.2	3.1	4.2	2.1	2.6				
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>一定の成果が読み取れます。普通救命講習は、54回実施し、715名に修了証を交付しました。</p> <p>住宅用火災警報器設置率については、昨年度に引き続き区長会、市民課、いきいき健康課と連携し、高齢者宅防火訪問及び取り付け支援事業を実施しました。また、教育委員会と連携して小学4年生世帯を対象としたアンケートによる調査、救急フェア来場者への住宅用火災警報器の設置状況アンケート、取り付け支援事業及び防火の広報を実施しました。</p> <p>住宅用火災警報器取り付け支援事業は、ホームページやSNSで広報し、市民の方に活用していただきました。</p> <p>※出火率＝火災件数÷人口×10,000</p>
--

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	消防体制の充実
①	取組成果	<p>令和4年度から取り組んでいる「消防庁舎防災機能強化緊急整備事業」では、大規模災害が発生しても72時間以上業務を継続できるよう、非常用電源設備や災害対応自家給油設備、軽四ミニローリー（燃料運搬車）の整備を完了し、災害時の対応力が大きく向上しました。</p> <p>地域の防災拠点となる消防団施設の耐震化も着実に進めており、旧耐震基準の施設は残すところ2か所となりました。今後引き続き、安全な施設への更新を進めてまいります。</p> <p>消防力の整備指針に基づき、「耐震性防火水槽」の新設や、消防団車両の充実も図り、地域防災力の向上につながっています。</p>
	課題	<p>本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応するため、消防体制の整備に当たっては、即効性、継続性、費用対効果など十分検討を行う必要があります。</p>
	評価	<p>「消防力の整備指針」に基づき、計画的に耐震性防火水槽や消防車両、消防団の車両・器具庫の更新を進めています。これまで、おおむね計画通りに整備が進んでいます。しかし、令和6年度に予定していた以下の整備については、やむを得ず令和7年度に繰り越しとなりました。</p> <p>消防本部及び消防団のポンプ車は、車両メーカー側のシャシ（車体骨格）の生産が停止した影響で、納入が遅れています。これにより、契約履行期間を令和7年12月23日まで延長しました。消防団器具庫（九重）は、令和6年度内での完成が難しく、令和7年5月30日まで履行期間を延長しました。</p>
今後の方針	<p>「消防庁舎の長寿命化改修工事」や「橋本北消防署の化学消防車の配備に伴う建物の増築工事」を引き続き進めていきます。また、「耐震性防火水槽の新設」や「消防本部や消防団の車両の更新」、「消防団施設の耐震化」など、市の計画等に基づいて、着実に実施していきます。</p> <p>救急需要の増加や企業の進出により、消防へのニーズがますます多様化・複雑化していることから、対応力を高めるために消防職員の増員を図り、令和8年度には、職員定数82人体制を目指します。限られた施設や人員を有効に活用しながら、消防体制の充実・強化に取り組みます。</p>	

No.	施策の内容	救急救命体制の充実
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高機能な救急車（高規格救急車）や、高度救命資器材を計画的に配備するとともに、救急救命士の育成に力を入れ、市民に適切な救急サービスを提供することができました。</li> <li>●市民の救急知識を高めるため、「普通救命講習」や「応急手当普及員講習」を開催しました。また、応急手当普及員の指導で、普通救命講習会を実施し、受講した15名に修了証を交付しました。</li> <li>●夏場の熱中症への注意を呼びかけるため、本市独自の『おのちゃん熱中症アラート』を発信し、市民にわかりやすく注意喚起を行いました。</li> <li>●市内の小中学校では、教職員を対象に「熱中症対応訓練」を実施し、予防法や緊急時の対応を学んでもらうことで、万一の際にも迅速に対応できる体制を整えました。</li> <li>●未就学児を対象とした心肺蘇生の体験イベント『救急フェア』を開催し、小さな子どもたちにも命を守る知識にふれる機会を提供しました。</li> </ul>
	課題	<p>近年、救急車の出動要請が増える一方で、救急隊員の数が足りず、現場では対応が非常に厳しくなっています。限られた救急車や人員を有効に活用し、市民の命と安全を守るための取り組みがますます重要になっています。特に、緊急性の高い救急事案に、確実に救急車を出動させられるよう、「救急車の適正な利用」について、市民の皆さんにわかりやすく広報していきます。</p> <p>また、社会情勢の変化や救急需要の増加により、必要な機材や資器材がすぐに手に入らない状況も懸念されます。こうした事態に備え、物資の確保や体制づくりも進めていく必要があります。</p>
	評価	<p>高規格救急車の更新や、救急救命士の養成を計画通りに進めることができ、年々増加している市民からの救急需要に対し、適切な救急医療サービスを提供できています。</p> <p>また、「普通救命講習」の修了者数は、当初の目標を上回っており、市民の皆さんの救急に関する知識や意識の向上に大きく貢献しています。</p> <p>広報活動やイベントを通じて、熱中症をはじめとするさまざまな救急に関する知識の普及にも取り組んでおり、市民の命を守る力の向上につながっています。</p>
今後の方針	<p>応急手当の知識を広めるための指導者（応急手当普及員）を養成し、その協力を得て、市民向けの「普通救命講習」を継続して開催していきます。これにより、いざという時に行動できる市民を増やし、市民の救命につなげていきます。</p> <p>病院などの医療機関とも連携を強めることで、救急現場での対応力や救命率の向上を目指します。学校や地域の団体を対象に「熱中症への対応訓練」を行い、予防の大切さを伝えるとともに、万が一熱中症事案が発生した場合でも、円滑に対応できる体制づくりを進めていきます。</p>	

No.	施策の内容	火災予防の啓発		
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から、地域住民を対象に防火訓練や防火に関する広報活動を行っています。「火災予防運動」や「文化財防火デー」、「危険物安全週間」には、事業所への立入検査や訓練を実施し、防火・防災意識の向上に努めました。</li> <li>●「危険物安全週間」には、危険物を取り扱う施設と連携し、火災発生を想定した実践的な訓練を行いました。</li> <li>●市の公用車に「住宅用火災警報器の設置推進マグネット」を貼付し、市民への設置促進を図りました。</li> <li>●一部の届出書類について、総務省消防庁が推進するe-Govを活用した電子申請の受付を開始しました。</li> </ul>	<p>課題</p> <p>市内の80歳以上のご家庭を対象に自宅を訪問し、防火対策の指導や住宅用火災警報器の設置を推進しました。また、関係機関と連携して、市内の小学4年生がいるご家庭を対象に、住宅用火災警報器に関するアンケートを実施し、防火意識の向上を図りました。住宅用火災警報器の取り付けが難しい方に対しては、設置支援を行いました。今後はより多くの市民に効率的に周知できる方法を検討していく必要があります。</p>	
	評価	B	評価理由	高齢者及び障がい者等、住宅用火災警報器の設置困難な方へ取り付け支援を実施しました。消火訓練、防火広報、火災予防運動、文化財防火デー及び危険物安全週間を実施し防火意識の高揚に努めました。
	今後の方針		事業所関係者や市民と緊密に連携しながら防火意識の一層の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・更新及び感震ブレーカの設置推進、林野火災の未然防止対策、市街地や大規模施設等における火災予防・被害軽減対策に加え、住民訓練や各種SNSでの広報、事業所への立入検査等を実施しこれらの取り組みを総合的に推進します。	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	内容
B	全国的に自然災害や感染症の発生が懸念される中で、市民の「安全」と「安心」を守るため、消防本部の体制を強化し、消防団や近隣の消防本部との応援体制をより緊密にするとともに、救急体制の充実や、防火対策の推進に取り組みます。市民がいざという時に対応できるよう、「応急手当普及員」を養成し、「普通救命講習」を開催して、救急に関する知識の普及を図り、医療機関との連携を強め、地域全体で救急医療体制を整え、救命率の向上を目指します。

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 10

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	10交通安全・防犯
施策を通じて実現したいまちの姿	交通事故・犯罪のない明るい社会の実現を目指し、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進委員会との連携による啓発活動の充実により、市民の安全・安心な暮らしが確保されています。

評価者	総合政策部長	担当当課	地域振興室
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>交通安全では、通学児童等の安全を確保するため、市交通指導員をはじめ市民ボランティア等による街頭指導や見守り活動を実施しており、交通人身事故件数は減少しています。しかし、通学路に対する人員配置が十分でないところもあり、人員確保と適正配置が喫緊の課題となっています。</p> <p>また、防犯では、関係団体と協力した啓発活動や市民の自主防犯活動を推進しており、街頭犯罪は抑止していますが、特殊詐欺や人身安全関連事案等の犯罪件数が増加しており、市民に対する情報提供、防犯指導等の実施が喫緊の課題となっています。</p>	<p>国の「第11次交通安全基本計画」（令和3～7年度）では、「①世界一安全な道路交通の実現を目指し、24時間死者数を2,000人以下とする。（※30日以内死者数2,400人）②重傷者数を22,000人以下にする。」を目標としています。</p> <p>「第11次和歌山県交通安全計画」（令和3～7年度）では、「①交通事故死者数 17人以下、②重傷者数 313人以下（令和2年は死者数18人、重傷者数314人）」を目標としています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、互いに連携し、交通事故のない明るい社会の実現をめざします。	1. 児童の見守り、交通安全教室、交通安全啓発活動を継続実施しており、交通事故は減少傾向にあります。	継続実施することで、交通事故・犯罪の抑止に繋げ、安全・安心なまちづくりを推進します。
2	市民は、高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。	2. 市民は消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止講座を積極的に活用し、高齢者を中心に参加しています。	
3	市民・関係団体は、地域内のかかわりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有を図り犯罪等を未然に防ぐ取組みに協力します。	3. 各地域の推進員で構成される橋本市地域安全推進委員会や自主防犯会にて、各種啓発活動やパトロール活動を実施しています。	
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 市内の交通事故発生件数（人身事故発生件数）	件	目標	130	125	120	115	110	105	100	80	70	60	D
		実績	94	98	69	80	75	59	89				
2 市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）	件	目標	370	363	356	348	340	290	240	200	180	120	A
		実績	232	187	155	141	209	287	240				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

交通事故発生件数（人身事故発生件数）は、前年度に比べ増加している。犯罪件数は、継続した活動により街頭犯罪は抑止しているものの、ストーカー・DV等の人身安全関連事案及び特殊詐欺の発生件数が増加しており、犯罪件数が増加したものと考えられます。今後、高齢者等が関わる交通事故や特殊詐欺被害の増加が見込まれることから、引き続き創意工夫のうえ、継続した活動を行う必要があります。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	各種交通安全運動の推進
①	取組成果	●年4回の交通安全運動期間に合わせて、関係機関と協力して啓発活動を実施。交通安全意識の高揚、交通事故抑止を図りました。
	課題	全国では約3割が高齢者ドライバーによる事故に対し、市内では約5割を占めており、高齢者ドライバーによる事故発生件数の減少が課題です。
	評価	B 評価理由 年4回の交通安全運動期間に合わせて、関係機関と協力して啓発活動を継続して実施することで事故発生の抑止に努めているが、事故発生件数が微増している。
今後の方針	令和7年度から高齢者の免許返納支援事業を開始し、高齢者の交通事故減少に努めます。	

No.	施策の内容	交通安全の啓発と交通法規の順守
②	取組成果	●通園通学路における早朝街頭指導や幼稚園児、小学校児童を対象とした歩行指導を実施し、交通法規の順守と交通事故抑止を図った。 また、新規交通指導員を12名増員したことで、通学路の主要交差点に指導員を配置することができるようになりました。
	課題	新規交通指導員が多く加入したこと、道路交通法の改正により自転車の交通ルールが大きく変わったため、最新の交通ルールを指導員全員が確認、理解できる環境作りが求められる。
	評価	B 評価理由 交通指導員による通園通学路における毎月2回の早朝街頭指導や幼稚園児、小学校児童を対象とした歩行指導を継続して実施することで園児・児童の交通事故抑止を図ることができた。 また、各商業施設店舗で飲酒運転根絶、横断歩道での車の停止、自転車利用者の交通ルール順守などを徹底するよう啓発を実施しました。
今後の方針	歩行者の交通ルール遵守の安全教育と子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保への取り組みを行い、交通環境の変化に合わせた効果的な活動を実施します。 また、警察署と連携し、最新の交通ルールを全指導員に普及できるよう講習会を実施するなど検討していきたい。	

No.	施策の内容	地域ぐるみの防犯活動の推進
③	取組成果	●高齢者に対し、消費者トラブルや特殊詐欺被害に遭わないための出前講座等を実施しました。 また、自主防犯パトロールなどで地域における防犯活動を行い、被害防止や犯罪抑止を図りました。
	課題	犯罪件数は、特に特殊詐欺や人身安全関連事案等が増加しており、手口も多様で早急に対策が必要である。
	評価	B 評価理由 特殊詐欺被害に遭わないための区・自治会に対し出前講座や、自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を推進するとともに、地域安全推進委員会を中心に青色回転等をつけた車両で地域をパトロールするなど被害防止や犯罪抑止に努めた。
今後の方針	区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導等の実施や高齢者等を対象とした消費者トラブルや特殊詐欺に遭わないための出前講座等を継続して実施します。令和6年度より「持続可能な地域コミュニティ発展交付金」を拡充し、41の区・自治会に対し独自に取り組んでいる防犯活動に対し5万円を従来のSDGs交付金に上乗せする「地域の特色を活かした事業（プラス5）」を実施した。今後も区・自治会の自主防犯活動を見直す機会を提供し、地域の防犯意識の高揚に努める。	

No.	施策の内容	啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進
④	取組成果	●市地域安全推進員、暴力団追放推進委員、県及び警察署と協力し、市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めました。
	課題	継続した活動により街頭犯罪は抑止できているが、特殊詐欺や人身安全関連事案の発生が増加しています。
	評価	B 評価理由 特殊詐欺被害に遭わないため、自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を推進するとともに、地域安全推進委員会を中心に各商業施設店舗で年間8回啓発活動を実施するなど被害防止や犯罪抑止に努めた。
今後の方針	市地域安全推進員、暴力団追放推進委員、県及び警察署と協力し、市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を継続的に実施し、更なる防犯意識の高揚に努める。	

6. <施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	交通事故・犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進委員会との連携による街頭啓発活動（施設利用者・学生・買い物客など幅広い年齢層への啓発活動）の充実により、市民の安全・安心な暮らしを確保します。また、特殊詐欺被害に遭わないために区・自治会に対し積極的な出前講座の実施や、自主防犯パトロールなど地域における防犯活動を推進するとともに、地域安全推進委員会を中心に青色回転等をつけた車両で地域をパトロールするなど被害防止や犯罪抑止に努めます。

# 令和 7 年度 施策評価表

12	16	施策No.	11
----	----	-------	----

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	11消費生活
施策を通じて実現したいまちの姿	消費者被害のない安全・安心な市民生活を実現するために、消費生活相談体制を充実し、消費者被害の救済、未然防止、拡大防止が図られています。

評価者	総務部長	担当課	生活環境課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>安全で安心な消費生活を確保するため、質の高い消費生活相談を受けられる体制が求められており、消費者安全法に規定する消費生活センターを設置し、消費者被害の防止及び救済に努めています。また、自らの選択に責任を持ち社会に主体的に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、年齢に応じた消費者教育の推進に努めています。SDGs達成のためには、消費者の果たす役割が大きく影響することから、自立した消費者の育成が必要です。</p> <p>インターネットの普及、長引くコロナ禍における社会情勢の変化、人々の生活様式の多様化に加え、消費者を取り巻く環境が変化し、消費者教育の重要性が増しています。コロナ禍を契機として、対面及び非対面の消費者教育（出前講座・授業等）の実施や、必要な人に必要な情報を届ける手段の確立や相談業務の安定継続実施が課題です。</p>	<p>近年、高齢化や社会的孤立、インターネットやSNSなどによる消費生活のグローバル化が進み、消費者の不安や情報力の弱さにつけ込んだ悪質商法の発生など消費生活に影響を及ぼす様々な問題が発生しています。</p> <p>国の「第5期消費者基本計画」（令和7～11年度）は、デジタル技術の飛躍や消費生活のグローバル化、社会構造の変化など消費生活を取り巻く現状の課題に対して、消費者が信頼できる公正な取引環境の確保、すべての世代における「消費者力」の実践、持続可能で包摂的な社会の実現を消費者政策の目指すべき姿とし、誰もがトラブルに遭遇する可能性や「つくる責任、つかう責任」の実現の重要性、多様な主体との連携の必要性が示され、安心・安全で豊かな消費社会の実現を目指しています。</p> <p>県では、「第三次和歌山県消費者教育推進計画」（令和5年度から7年間）に基づいて、「自立した消費者」の育成を目指し、消費者教育・啓発に取り組んでいます。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	見守り活動実践団体が増加するように努めます。	消費生活サポーター養成のための「くらし応援隊養成講座」を実施し、新たな人材養成を継続的に実施しています。消費者安全確保地域協議会を設置し、参加団体や関係団体等に積極的に見守り活動に活かせる情報提供を定期的に実施しています。	多様な立場の人が見守り活動を担えるよう、様々な機会を活かし人材養成に取り組めます。消費者安全確保地域協議会が有効に機能するよう積極的に情報共有に取り組み、見守り活動実践者等の支援を行います。
2	見守り活動実践者等は地域での情報収集及び啓発活動に努めます。		
3			
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	啓発事業参加者数	人	目標	692	704	716	728	740	1092	1444	1796	2148	2500	A
			実績	2457	2611	1036	1150	1889	1758	1605				
2	相談解決割合（斡旋不調、処理不能、処理不要を除く件数/全受付数）	%	目標	90	90	91	91	92	95	96	97	98	99	A
			実績	79	92	93	98.32	94.8	94.55	98.07				
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>1) 消費者被害の防止やエシカル消費など消費者教育を目的とした出前講座等が地域や学校、コミュニティで幅広く活用されてきました。地道な啓発活動により、消費者問題の意識向上に繋がっています。また、橋本市公式YouTubeチャンネルによる啓発にも取り組んでおり、幅広い年齢層に対応できる情報発信を継続・拡充していきます。</p> <p>2) 相談員等の資質向上、維持のための研修等参加支援をすることで、法改正や社会情勢に対応した相談が可能となっています。</p>
---

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	消費者問題への対応の充実	
①	取組成果	<p>●国が求める社会課題への解決への消費者の参画のための啓発（エンカル消費の推進）を展開し、市民の意識醸成に寄与しました。また、成年年齢引き下げに関する啓発を行うため、小学校への消費者教育出前講座を実施しました。</p>	<p>課題</p> <p>エンカル消費の理解が徐々に浸透してきている状況ではありますが、まだまだ十分とは言えません。また、成年年齢引き下げられたことによる若年層の消費者トラブルを広く周知していますが、継続して周知活動を行うことが必要です。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>SDGsを推進する事業を展開し、児童・生徒に向けた取組みや幅広い年齢層に向けたイベントを実施しています。今後も多様な情報発信を進めるとともに、消費者力の向上及び消費者教育の強化に取り組んでいきます。</p>	
	今後の方針	<p>さまざまな社会の課題解決への取組に消費者が果たす役割への理解を広げるため、多様な立場の人たちと連携しながら、様々な機会を活かし消費者教育・啓発を実施します。</p>	

No.	施策の内容	消費者の自主的活動の推進	
②	取組成果	<p>●自主的に地域で消費者啓発ができる人材養成講座を実施し受講者は延べ304人となりました。講座受講者のグループ化を図り、会員55人が消費生活センターと連携し活動しています。また、橋本市生活支援協議体事業の第2層協議体に消費者問題の情報提供を行った。</p>	<p>課題</p> <p>成年年齢の引き下げに伴い若年層への消費者教育が喫緊の課題です。学校等との連携を図り若年層へ意識の醸成を図ることで自らが被害者にも、加害者にもならない、更には他者を見守る人材へと育成する必要があります。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>くらし応援隊養成講座を実施し、令和6年度は新たに10名の方がくらし応援隊に参加してくれました。消費者市民社会への実現のため、今後も継続的に取り組んでいきます。</p>	
	今後の方針	<p>様々な人が消費者トラブルに関心を持ち、自分にできる見守り活動への参加を促す人材養成講座を継続します。養成した人材の活動の機会を確保し、続けて活動する意欲や意識付けにつなげていきます。</p>	

No.	施策の内容	生活情報誌システムの整備	
③	取組成果	<p>●情報紙「くらし応援ニュース」（月刊）、「消費生活センターだより」（季刊）を発行し、消費者トラブルの防止に寄与しました。コロナ禍にあっても、紙媒体、HP及びSNS等を活用し、タイムリーな情報提供や注意喚起を実施した。</p>	<p>課題</p> <p>地域での見守り活動に活かすツールとして認識はされてきていますが、まだ全市的な認識には至っていません。消費者に必要な情報が届けられるよう、ネットワークの連携強化が必要です。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>見守り活動されている方へ定期的に情報提供や情報発信を実施している。さらに、ホームページやチラシなどを活用し、情報が行き届く工夫を施している。</p>	
	今後の方針	<p>消費者トラブルへの注意喚起や消費者教育のための情報発信を対象者に合った内容で届けられるよう工夫し定例化していきます。個人だけでなく、医療機関や郵便局などと連携し、より多くの人への啓発に努めます。</p>	

No.	施策の内容	消費生活相談の充実	
④	取組成果	<p>●県内の市町村で2つ目の消費生活センターを設置し、市民の消費生活相談に対応することで消費生活の安全・安心に寄与しています。</p>	<p>課題</p> <p>電話、来訪以外の相談を受ける体制づくりが必要です。安定した相談体制の維持には相談員の確保が重要です。</p>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>相談員資格を有している職員を雇用し、相談体制の確保に努めている。また、相談員の資質向上のため、研修を充実させ、知識や経験の向上に努めている。</p>	
	今後の方針	<p>様々な相談に対応できるよう相談員等の資質向上に努めます。相談窓口の周知を図るとともに、誰でも相談できる体制の構築を目指します。</p>	

6. <施策全体の方針>

総合評価	消費者被害は生命・身体と財産の被害です。誰しもが被害に遭うわけではありませんが、誰もがトラブルに巻き込まれ被害者になる可能性があります。特に財産被害はその人の生活に直結します。市民生活の安全・安心の確保のためには、被害に遭わないための取組と被害に遭った時に相談できる窓口として、消費生活センターの更なる充実が必要です。また、社会課題に主体的に取り組む意識の高い市民育成には、継続的な消費者教育の場の提供は必須です。その為には、消費者の自主的な活動を促すため、若年層に向けたPRや、SNSを通したより幅広い啓発も必要だと考えます。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 12

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	12地域公共交通
施策を通じて実現したいまちの姿	誰もが安心して暮らせる街の基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が進み、日常生活に必要な移動手段が確保されています。

評価者	総合政策部長	担当課	地域振興室
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>令和5年4月にコミュニティバス・デマンドタクシーのルート・ダイヤ改正を中心とした公共交通網の見直しを行い、利用者や地域住民から寄せられた意見を可能な限り反映しました。</p> <p>また、令和5年3月に「橋本市地域公共交通計画」を策定し、新たな方針のもと市民・事業者・行政が協働して市内地域公共交通の利便増進と確保・維持に取り組んでいくことを取り決めました。</p> <p>課題としては、高齢化や免許返納者の増加に伴う移動支援の需要拡大への対応や、公共交通全体の利用者確保等が挙げられます。</p> <p>限られた予算の中で、一定の利便性と安全性を確保しながら、高齢化とともに高まる市民ニーズに対応していくことが求められています。</p>	<p>地域公共交通の代表格である乗合バスについて見ると、コロナ禍以前の令和元（2019）年において、全国のバス事業者のうち約7割が赤字であり、特に地方圏のバス事業者は約9割が赤字でした。運営状況についてはコロナ禍を経て以前の水準に戻りつつありますが、生活様式の変容もあり、依然として苦しい状況が続いています。</p> <p>国は改正地域公共交通活性化再生法に基づく輸送サービスの確保・充実や、独占禁止法特例法に基づいて地方バスの会社間連携の促進、MaaSの全国普及等を進めることにより、高齢者等の移動手段の確保や、観光による地域振興を図る方針です。</p> <p>県は令和2（2020）年度から市町村の実情に即した交通体系の構築について支援を行う「地域生活交通確保支援事業」を開始しています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、持続可能で住みやすいまちづくりの基礎となる「愛される」公共交通への取組みの推進や協力を行います。	橋本市生活交通ネットワーク協議会を設置し、学識経験者・交通事業者・市民・行政の連携により公共交通の在り方について検討を進めています。	利用者のニーズに沿った公共交通網形成のため、交通事業者と密に連携しながら、路線の見直し及びコミュニティバス・デマンドタクシーの利便性向上に取り組みます。
2	事業者・関係団体は、公共交通やまちづくりにかかわる現状および課題の認識や方向性を行政と共有し、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に努めます。	今年度は「橋本市地域公共交通計画」の最初の年度として、公共交通全体のPRや運転免許証の自主返納促進策について協議を進めます。	また、地域懇談会を随時開催し、地域住民へ公共交通の利用を呼び掛けるとともに、意見を広く聴く場を設けます。
3	市民・事業者・関係団体は、公共交通利用促進に関する意識を高めるよう努めます。		
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 コミュニティバス等の収支率	%	目標	15	15	15	15	15	16	17	18	19	20	A
		実績	14	12	11	12	13.5	18.6	21.6				
2 地域公共交通に対する満足度	%	目標						16	17	18	19	20	A
		実績	13	10	10	13.4	15.8	17.5	17.8				
3 公共交通サービス圏	%	目標	81	81	81	81	81	85	85	85	85	85	B
		実績	76	76	83	83	83	83	83				
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>コミュニティバスについては利用客の固定が見受けられるほか、ルート・ダイヤの改正をきっかけに新たな利用者層を開拓しつつあります。デマンドタクシーは全体的に利用者の増加が顕著であり、令和5年4月から新たに2路線（恋野線、谷奥深線）の追加、土曜日運行を開始しました。ただし、乗合がほぼ発生していないことから、1人あたりの運送にかかる経費が高い状態のため、より多くの方に利用していただき、乗合率を上げることが課題となっています。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		公共交通によるネットワークの充実
①	取組成果	●コミュニティバスについてはコロナ禍の影響は受けつつも、利用者の意見を反映したルート・ダイヤの改正を行うなどし、利用者が着実に増えています。また、デマンド交通は通勤や通院、買い物等日常の移動手段として定着しつつあります。	
	評価	B	課題 現在は固定ユーザーがほとんどですが、高校生に通学に使ってもらうなど、今後もより多くの方に公共交通を利用していただき、引き続き充実を図る必要があります。
	今後の方針	1年間の利用者数は令和6年度で33,000人を超え、着実に増加しており地域公共交通計画に記載している令和9年まで目標値である30,000人を達成した。引き続き、利用者にとって便利で使いやすい公共交通網を検討していく必要があります。 令和5年4月に策定した「橋本市地域公共交通計画」をもとに、自家用有償旅客輸送等あらゆる手段を含めた交通網の形成と確保・維持について検討を進めます。	

No.	施策の内容		公共交通サービスの充実
②	取組成果	●乗降実態調査や市民アンケート、地域懇談会を通じて寄せられた意見をもとに利便性向上に取り組み、令和5年4月に実現可能な範囲で一定のサービス体制を確保しました。	
	評価	A	課題 コミュニティバス・デマンドタクシーの利用者は市民のうちごく一部であり、「利用の仕方がわからない」「運行回数が少なく利用しづらい」といった意見にに対処策を検討する必要があります。
	今後の方針	コミュニティバスの利用者数前年比は東部線が121%、西部線が115%、東西幹線が120%、北部線が110%となり、全体で117%（4,986人増）となりました。年間の収支率（運賃収入／運行経費）は東部線27.2%、西部線21.8%、東西幹線23.5%、北部線13.8%となり、3路線で運行継続基準となる15%を達成しました。また、デマンドタクシーについては、利用者数が前年比93%（179人減）、運賃収入は89%（47,200円減）となりほぼ横ばいの状態となりました。 デマンドタクシーについて、再編後に地域振興室に寄せられている意見や区・自治会の意見を尊重し実現可能な範囲でダイヤ・ルートの見直しを行います。また、交通事業者との連携により市内の公共交通（路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー）の時刻表や乗り換えを簡単に検索できるようなシステムを令和6年度に導入し、更なる公共交通利用者の利便性向上を図ります。また、観光振興策等と連携し、高野口駅周辺の活性化による鉄道と連携した公共交通の改善を目指します。	

No.	施策の内容		公共交通結節点の整備
③	取組成果	●令和5年4月より、コミュニティバスとデマンドタクシー・路線バス、双方の乗り継ぎを改善したダイヤでの運行が始まりました。デマンドタクシー利用者が使える乗継券の利用数も増加しつつあります。	
	評価	B	課題 乗継券の認知度が低いためか、まだまだ乗継利用は多いとは言えません。また、乗継拠点の待合環境の整備（ベンチや屋根の設置等）も課題となっています。
	今後の方針	令和5年4月のダイヤ改正やデマンドタクシーの増便により、コミュニティバスとデマンドタクシー、路線バスの乗り継ぎは非常によくなりました。 乗継拠点の待合環境の整備や、バスロケーションシステム等「乗り換えが苦にならない」しくみの導入を検討していきます。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	高齡化が進むにつれ免許返納による交通弱者や買い物難民が増加することが予想されることから、公共交通だけでなく、ささえ愛高野口の移動支援や福祉有償運送などあらゆる交通手段を含めた上で、持続可能な公共交通網を形成することが必要です。今後も市民や交通事業者との連携を図るとともに、意見の吸い上げを積極的に行い、恒常的な公共交通サービスの提供と更なる利便性向上のため、より効果的・効率的な公共交通の運営に努めてまいります。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表

9 9 9	11 11 11	13 13 13	13 13 13
-------------	----------------	----------------	----------------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	13土地利用・市街地・景観
施策を通じて実現したいまちの姿	集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市の構築が進んでいます。

評価者	建設部長	主担当課	まちづくり課
関係課	総務課	農林整備課	

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
土地利用について人口減少、少子高齢化、環境意識の高まり、開発地域のオールドニュータウン化や市街地の防災機能、住居環境の改善を図る土地利用計画の転換や都市機能の集約化などが必要である。また、シビックゾーンの整備や、それに伴う日常生活サービス、各種行政サービスを高める地域づくりのための調査検討が必要である。さらに、近年では太陽光発電など未利用地を活用した事業が進んでおり、良好な景観の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を促す必要がある。	人口減少が進み郊外へと拡大してきた市街地では、空地・空家の増加等により都市のスポンジ化が進み、居住地域内での商業・医療・福祉等の生活サービス機能の維持が難しくなることが懸念されている。このようなことから、国では居住地域をコンパクトにし人口密度を維持することで生活サービスを維持し、それらのコンパクトにした地域を公共交通で繋ぐコンパクトシティ・プラス・ネットワークといった政策が進められている。各自治体においてはコンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進するための立地適正化計画の策定が全国的に進められている。 当該計画に基づく事業については、国からの財政措置もあり計画的な施策の推進にも寄与することから本市においても策定について検討を始めている。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、周辺地域と調和した土地利用や建築に努めます。	企業誘致、集合住宅の建築等に伴う開発事業が増えてきており、開発事業者への助言、指導及び関係者との調整を行っている。また、土地利用変更に伴い、近隣住宅地との調和を図るため、特別用途地区など都市計画法の活用を行っている。	無秩序な開発や土地利用を防ぐため、開発技術基準の見直しや適正な指導、パトロールを強化し、計画的かつ総合的なまちづくりの推進を図る。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

No.	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	地籍調査進捗率	%	目標	37.8	38.6	39.4	40.2	41	45	46	47	48	50	A
			実績	38.8	39.7	40.7	42.9	44.1	45.2	46.1				
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

進捗に伴い土地の境界・面積等が明確化され、固定資産税の増収に繋がった。課題としては、進捗率（R4年度末）が全国平均52%、和歌山県54%に対し、橋本市は45.2%（令和5年度末）。進捗率向上のためには班体制（人員）の増加が必要。
--

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進するため立地適正化計画の策定を決定することができた。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立地適正化計画の策定には市民参画への取り組み、各種関連計画の把握及び現状把握が必要となり時間を要する。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コンパクトなまちづくりを推進するため立地適正化計画を策定する方針を明確化することで各種補助施策の要件に合致することができたため。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和10年度の公表に向け、令和8年度からの策定に向け体制の構築などに取り組んでいく。</li> </ul>	

No.	施策の内容	良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●秩序ある景観を形成するため、適正な和歌山県屋外広告物条例の運用に努めた。また、パトロールにより簡易広告物の撤去を実施した。</li> <li>●良好な景観形成に関する理解を深めるため、市広報により屋外広告物条例の周知を行った。</li> <li>●大規模開発事業などにおいては、まちづくり事前協議を活用し、景観条例に基づく届出を行うよう指導し届出がなされた。</li> <li>●紀見こども園等の事業に際して、景観条例の通知制度を適用し、周囲の景観に配慮した景観とした。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まだまだ数多くの無許可広告等があり、人員を始めとする違反指導体制の構築が必要となる。</li> <li>●景観を維持、形成していく意識の高まりを誘導する必要がある。</li> <li>●更なる景観の配慮と公共施設の整備コストのバランスを取る必要がある。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外広告物掲示期間を過ぎて手続をしていない事業者に案内を送付し、更新手続等を促したことにより無許可で掲示されている屋外広告物が減少したため。</li> <li>●継続的な取組によりパトロールの際に簡易除却すべき広告物が激減しているため。</li> <li>●市広報により屋外広告物条例を周知したため。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と協力し、継続して周知活動を行っていくことで地域に調和した屋外広告物とする。</li> <li>●引き続き、定期的なパトロールにより簡易広告物の撤去を行い秩序ある景観を形成していく。</li> <li>●関係機関と協力をし、継続して適正な運用を行っていくことで地域に調和した大規模開発事業とする。</li> <li>●継続して景観条例の通知制度を厳格に適用し、周囲の景観に配慮した公共施設としていく。</li> </ul>	

No.	施策の内容	住環境整備の総合的・計画的な推進
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり条例の事前協議により、地域の実情に応じた事業となるよう地元住民への説明などの指導をおこなった。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間による事業活動であるため、市が直接的に関与するのは難しい側面がある。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発事業や建築行為が始まる前にまちづくり条例による事前協議を行うことで、地元住民への説明や関係機関との調整ができたトラブルの減少に努めることができたため。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民間事業者による開発活動などと協調した住環境の改善策を検討していく。</li> </ul>	

No.	施策の内容	都市活動の拠点となるエリアの充実
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本駅前事業化検討業務により、住民や民間事業者から見た橋本駅の認識などの把握をおこなった。</li> <li>●併せて、事業手法、補助金メニューなどの絞込みをおこなった。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エリアの充実に向けては大きな財政負担が必要になるため補助金の有効活用が必要となる。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本駅周辺に関するアンケートの実施により地域での課題などに関する共有が進んだため。</li> <li>●橋本駅周辺について、勉強会の開催などを行っている民間との連携により機運醸成が図られているため。</li> <li>●上記を踏まえて、橋本駅周辺のまちづくりに関する基本的な考え方や方針を定めることができたため。</li> </ul>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本駅前地区の事業化に向けて継続した検討をおこなう。</li> </ul>	

No.	施策の内容	特定機能の集積をいかすエリアの形成
⑤	取組成果	<p>●近隣住宅地への住環境の影響を抑える必要がある特別用途地区を活用しているエリアのうち長期未利用地となっているエリアにおいて、適切な活用が進むよう民間事業者と連携し造成工事に着手することができた。</p> <p>課題</p> <p>●産業用地としての集積を促すためには、複合的な要素が絡み合い長い視点での継続的な取組が必要となる。</p>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>●継続した取組により、市北東部で企業の集積が進んでおり、職住近接のまちづくりが進んでいるため。</p> <p>●未利用地からの土地利用が進むことにより安定的な歳入の確保に繋げることができるため。</p>
	今後の方針	<p>●継続して取り組みを行っていく。</p>

No.	施策の内容	地籍調査事業の推進
⑥	取組成果	<p>●計画どおり調査を進めることができ、目標を達成した。効果としては、土地の権利関係が明確化し境界紛争の予防や所有権の確実な保護が図れた。また、土地の正確な面積測定を行った結果、租税公課の公平化が図れた。</p> <p>課題</p> <p>●令和5年度末時点における地籍調査の実施進捗率は全国平均53%、和歌山県55%に対し、橋本市は45.2%と低い状況になっている。現体制では年約1%の進捗状況であり、更に進捗率を上げるには人員の増強が課題。</p>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>●事業を着実に推進し、目標とする進捗率を達成した。</p>
	今後の方針	<p>●効率的な調査手法として新技術の開発が進められている中で、本市において効果的と判断される技術があれば、その採用に向けた調査や検討を進めていく。</p>

6. <施策全体の方針>

総合評価	持続可能な都市マネジメントの一環として、継続した取組を実施していく必要がある。また、拠点の集約的整備、橋本駅前整備の方針について、横断的な取組によりハード面、ソフト面における具体的方針の検討が必要。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表

9 防災	11 都市	17 環境	施策No. 14
------	-------	-------	----------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	14道路
施策を通じて実現したいまちの姿	災害時の被害を最小限にとどめるよう防災・減災対策を講じるとともに、安全・安心で計画的な道路管理を進めることで、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークが形成されています。

評価者	建設部長	主担当課	都市整備課
関係課	まちづくり課		

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>国道・県道の改良等については関係機関に整備を進めていただくように要望を行っているが、用地等の問題で実施困難な所があり、今後事業を要望していく上で課題となっている。</p> <p>市道については舗装修繕等を進めているが、限られた予算の中で要望に対応することが難しくなっており、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的に進める必要がある。</p> <p>5年に1回の点検が義務づけられている主要な道路構造物（橋梁、トンネル等）の点検は令和2年度から二巡目を実施し、早期にあるいは緊急に修繕すべき橋梁も修繕を進めた結果、残すは4橋となったが、引き続き予算の確保が必要である。</p>	<p>国は、2040年の日本社会を念頭に、道路政策を通じて実現を目指す社会像、その実現に向けた中長期的な政策の方向性を提案する「2040年、道路の景色が変わる」を令和2（2020）年2月に公表しました。「日本全国どこにいても、誰もが自由に移動、交流、社会参加できる社会」「世界と人・モノ・サービスが行き交うことで活力を生み出す社会」「国土の災害脆弱性とインフラ老朽化を克服した安全安心して暮らせる社会」の姿を示しています。</p> <p>県内の高速道路の供用率は平成28（2016）年度末で80%と概ね全国平均に到達しましたが、近畿自動車道紀勢線については、未だミッシングリンク（高速道路ネットワークにおいて、未整備のため途中で途切れている区間）が存在しています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、市道等の公共土木施設の軽微な補修については、市より原材料の支給を受け、地元区において補修を行います。	令和6年度においては6地区に原材料支給を行った。支給の主なもの生コンクリート、防草シート等となっている。 アダプトについては、令和6年度において1団体増えて、12団体となった。	要望のあった地区と協議の上、地元対応をお願いする。 アダプトについて、出前講座などにより取組を推進する。
2	市民・事業者・関係団体は、市道等の維持管理について、利用する市民がその維持管理の一定の役割を担う「アダプト制度」等の取組みを推進します。		
3			
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 道路修繕の処理率	%	目標	30	32	34	36	38	40	42	44	47	50	A
		実績	-	-	-	47.7	52.1	56.5	56.2				
2 道路ストックの長寿命化達成率	%	目標						95	95	95	95		A
		実績	91	91	90	90	98	98	99				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<p>地元からの要望に対する処理については、緊急性の高いものを優先に処理を行っている。</p> <p>道路ストックの長寿命化については、5年毎の点検の結果で直ちに修繕を要するものを優先的に修繕を行っている。</p> <p>計画的に修繕処理を進めるため予算も拡充されているが、今後も要望内容など精査しながら更に事業を推進したい。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	都市を支える道路網の体系的整備	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年6月2日に国道371号石仏バイパス・天見紀見トンネルが開通した。</li> <li>●あやの台北部の工業団地内において、都市計画道路の整備を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化を踏まえ必要性の高い路線について、適時適切に再検証する必要がある。</li> </ul>
	評価	B	評価理由 進捗は順調。
	今後の方針	・社会情勢の変化等により整備の必要性が生じたときは、整備計画の策定に取り組む。	

No.	施策の内容	環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災・安全交付金等を活用し舗装修繕・防護柵等の道路整備を行った。</li> <li>●市道の舗装修繕・維持改良などを計画的にかつ効率的に進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭隘な道路の安全対策等は土地の確保などの問題があるため、狭隘道路整備促進事業の活用など検討したい。</li> </ul>
	評価	C	評価理由 舗装修繕などは計画的に進めているものの、新たに対象箇所がでてくるなど、十分な実施となっていない。また、狭隘道路の解消は進んでいない。
	今後の方針	国・県の補助金等を活用するなど、道路の維持修繕の予算を拡充することが必要である。	

No.	施策の内容	道路施設の長寿命化	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路メンテナンス事業補助金を活用し道路構造物（橋梁・トンネル・大型カルバート）の二巡目の点検及び修繕を行った。</li> <li>●膨大なインフラ施設の持続可能な維持管理を行っていくために、国土交通省が進める「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」のモデル地域に「県と橋本・伊都地域」が選定され、令和6年度より橋梁の集約・再編フローの検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年毎の点検費用が高む上、修繕が必要な橋梁等については早急に対応しなければ修繕費用が膨らむ一方である。</li> <li>・橋梁の集約・再編フローに基づき、将来的に集約・再編が可能な橋梁の抽出等を行い、コスト縮減を図る必要がある。</li> </ul>
	評価	B	評価理由 早急に安全確保すべく、橋梁点検に基づいて、直ちに措置を講じるべき箇所の修繕を進めた結果、早期措置箇所が減った。
	今後の方針	国・県の補助金等を活用し、安全・安心で計画的な道路維持管理に努める。	

No.	施策の内容	歩道や自転車道の整備	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者の安全性等を確保するため、防護柵などの歩道の整備を行った。また、市道の歩道未整備箇所の課題抽出を行った。</li> <li>●国道24号線の歩道未整備区間を国に要望した。国道370号線の学文路交差点付近で歩道整備を県が行った。</li> <li>●県の当地区のサイクリングロード事業は完了している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道においても歩道未整備区間があり、未整備箇所の整備計画を立て費用対効果を検証し整備の可否を判断する必要がある。</li> </ul>
	評価	C	評価理由 ・橋本市内における県のサイクリングロード事業は完了している。 ・歩道整備につき、市道においてはできていない。
	今後の方針	県や関係機関と協力し、歩行者や自転車での移動の安全性と快適性の確保に努める。 今後、県のサイクリングロード事業の新たな計画がある場合は協力を努めていく。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「道路施設の長寿命化」は、直ちに修繕すべき箇所が修繕されつつあり、事業に成果が出ているといえる。</li> <li>* 「都市を支える道路網の体系的整備」は、R371の府県間部分や県道二見御幸辻停車場線などの整備が進捗していることから、一定の目標を遂げつつあると言える。</li> <li>* 「環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備」は、予算も拡充され、舗装修繕を進めているが、経年劣化や過剰な交通量のため事業を必要とする箇所が増え、追いつかないのが現状である。また、狭隘道路などについては対面通行の支障を解消する道路拡幅ができていない。</li> <li>* 「歩道や自転車道の整備」は、市内にある県が計画するサイクリングロード事業は完了したが、歩道については一部整備にとどまっている。</li> </ul>
------	---	--



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

・基幹管路耐震適合率は老朽化対策を進めたこともあり、目標値を達成することができています。  
 ・経営の健全化を示す水道事業経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、浄水場大規模改修の減価償却が始まる令和7年度以降、100%を下回ることが見込まれます。  
 ・接続意向の高い地域での整備を進めたこともあり、目標値を達成することができています。引き続き公共用水域の水質保全のため、下水道への接続を促進する啓発に取り組みます。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	良質な水資源の安定供給
①	取組成果	●施設の規模の最適化を考慮しながら、老朽施設の更新や耐震化、水道水の質的向上に取り組みました。
	課題	世界情勢等の変化等に伴う建設資材や人件費の上昇により、更新費用は増加傾向にあります。
	評価	B 評価理由 進捗が順調であり目標値を達成できているため、B評価としました。
今後の方針	経営の健全化・安定化のため、施設点検等の結果から健全度を把握し、適宜更新計画の見直しを実施し更新時期の最適化に努めます。	

No.	施策の内容	災害への備え
②	取組成果	大規模災害時を想定した給水車による応急給水訓練に参加すると共に、能登半島地震の被災地で応急給水や応急復旧活動に取組みました。加えて、給水袋や給水タンクの計画購入を進め、応急給水資機材の充実を図りました。
	課題	行動計画や受援に関するマニュアルを整備する必要があります。また、応急給水袋や応急給水タンクの袋は使用期限があることから、計画的に購入を進める必要があります。
	評価	A 評価理由 応急給水訓練への参加に加え、資機材の確保が目標どおり達成できた。更に、能登半島地震の応急給水(R6.2)や、橋本市水道工事業協同組合と連携して活動した応急復旧(R6.3, R6.4)を経験したことで、マニュアルの改善点や不足のある部分を認識することができたので、A評価としました。
今後の方針	災害時のための「初動」に続く「班別ミッションカード」を作成します。引き続き応急給水訓練に積極的に参加すると共に、応急給水資機材の充実に取り組みます。	

No.	施策の内容	持続可能な下水道事業の推進
③	取組成果	●接続意向の高い地域での整備を進めるとともに、下水道への接続促進を目的とした啓発文書の発送及び個別訪問とあわせてポスティングを行いました。また、汚水処理事業の最適化を図るため下水道処理区域を縮小しました。
	課題	事業の早期完了や人口減少に伴う有収水量の減少を踏まえ、更なる事業の効率化が求められています。
	評価	B 評価理由 公共下水道接続の啓発活動で接続率が向上したことや、処理区域縮小により汚水処理事業の適正化を図れたため、B評価としました。
今後の方針	既整備区域における公共下水道接続への啓発活動の充実に努めるとともに、県が策定する広域化・共同化計画に基づき不明水対策や維持管理の共同化、污泥の集約処理などを検討し、計画的に進めます。	

No.	施策の内容	持続可能な農業集落排水事業の推進
④	取組成果	●施設の適切な維持管理を行うとともに、将来の事業運営を見据え公共下水道への統合を進めており、令和6年度に公営企業会計化と4地区のうち2地区(吉原、山田・出塔)の公共下水道への統合が完了しました。残り2地区のうち1地区(上中・下中)は、令和5年度に事業認可を受け公共下水道へ編入し、令和7年度より統合に向けた工事を進めます。
	課題	利用者の減少や施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増加が懸念されるため、残る2地区についても公共下水道への早期統合が求められています。
	評価	B 評価理由 令和6年度に2地区(吉原、山田・出塔)の公共下水道統合が完了し、残り2地区のうち1地区(上中・下中)は事業認可区域に編入し計画どおり進捗が図られていることから、B評価としています。
今後の方針	持続可能な事業運営が成り立つよう広域化・共同化の観点から、農業集落排水の公共下水道への統合を計画的に進めます。具体的には、上中・下中地区は令和10年度の統合に向け令和7年度から工事着手し、西川地区は令和12年度の統合に向け令和7年度に公共下水道区域編入の法手続きを行います。	

6. <施策全体の方針>

総合評価	・橋本市水道ビジョン2027に合わせ、将来にわたる安定的なサービスを提供するため、中長期的な視点から組織や事業の効率化、計画的な改築更新を行い、経営の健全化・安定化に取り組みます。 ・集合処理と個別処理の最適な役割分担を図り、将来にわたり快適で持続可能な汚水処理事業として展開していきます。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 16

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	16自然環境
施策を通じて実現したいまちの姿	市民の自然環境に対する理解や関心が深まり、協働による保全がなされることで、自然のもつ多面的機能がいかされた豊かな暮らしが実現できています。

評価者	総務部長	主担当課	生活環境課
関係課	学校教育課	農林振興課	シティプロモーション課

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>自然と、くらしが調和する生活環境づくりには、持続可能で動植物の多様性を尊重した市民の理解が必要である。</p> <p>令和5年度より、動物・自然保護団体等との連携強化やボランティアの育成、エシカル消費運動の啓発などの市民協働の取り組みを、一元的に実施するため、SDGS橋本環境フェアを開催し、市民が持続可能な社会の実現について、自分たちで触れられる機会の創出を行っています。</p>	<p>わたしたちの暮らしは物質的な豊かさと便利さを手に入れ、生活水準が向上した一方で、人口の都市部への集中、開発や環境汚染、里地里山の管理不足による荒廃、海洋プラスチックごみ、気候変動問題等の形で持続可能性があやうくなっており、持続可能な循環型社会の実現に向け、自治体の垣根を超えた新たな取り組みが求められるようになってきました。</p> <p>2025年は、大阪府で、大阪関西万博が開催され、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な社会形成の機運が高まっています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民は、自然体験や自然観察会などに参加し、自然環境に関する理解を深めます。	各小学校において、昔の遊びなど世代間交流の機会をつくることや、小動物を飼養することで、自然環境に関する理解を深めています。	継続的な取り組みが必要なため、今後も引き続き授業を行います。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	環境保全奉仕作業実施地区数	地区	目標	72	74	76	78	80	82	87	92	96	100	B
			実績	74	72	65	71	77	73	81				
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

目標を達成するには、多くの地区の理解が必要となるため、環境保全活動の啓発を継続することが課題となります。新型コロナウイルスの影響により、区の行事も中止傾向にありましたが、旧来の自治会において実施をいただいています。しかしながら、自治会の構成員の高齢化や自治会離脱などが原因して実施規模を縮小したりする動きが出てきています。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		自然への親しみや学びを支援、啓発する
①	取組成果	●学校教育・生涯学習における環境学習などを推進すると共に、環境保全ボランティアの育成など市民協働に取り組みました。	
	課題	行政側に専門の職員がないため、現地調査等を市民団体等のボランティアに頼らざるを得ない。	
	評価	B	評価理由 学校教育においては、幼稚園、小中学校の教育活動全体の中で環境学習や自然体験学習を実施しています。生涯学習では、民間企業、シルバー人材センター、スポーツ少年団、ボーイスカウト等の各種団体の協力のもと紀の川河川敷の清掃活動を実施した。
	今後の方針	学校教育・生涯学習における環境学習などを推進します。また、環境保全に関わるボランティアの育成など、市民協働の取り組みを推進します。	

No.	施策の内容		動植物の生息・生育環境を保全する
②	取組成果	●自然環境に関する情報を庁内で共有し、体制の強化に努め、河川などの水辺空間の保全に努めると共に外来生物に関する正しい知識の周知に努めました。	
	課題	行政側に専門の職員がないため、現地調査等を市民団体等のボランティアに頼らざるを得ない。	
	評価	B	評価理由 希少動植物の情報は、関係課と共有し、企業誘致などの公共工事などで、生態系への影響を抑えられるよう配慮している。
	今後の方針	自然環境や動植物に関する情報を庁内で共有します。また、市民への外来生物に関する正しい知識の普及と拡大の防止に努めます。	

No.	施策の内容		自然公園の保全と情報共有
③	取組成果	●自然公園の保全活動に努めると共に関係者との連携・協力により自然公園等に関する情報共有に努めました。	
	課題	県より自然保護監視員として選任を受けているが、相談等の頻度も低く、専門知識の習得まで至らないことが多い。	
	評価	B	評価理由 県と連携し専門知識習得に努めているものの、人事異動等による監視員が変更となる場合がある。
	今後の方針	県との連携を密にしながら、自然保護監視員としての専門知識の習得に努めます。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	環境保全については、市民の積極的な保全活動参加が必要であり、区・自治会による地域一斉清掃のほか、教育機関や行政、ボランティア団体の方々への啓発と協働の推進を継続し、啓発事業を進めながら、自然環境の持続継承に努めます。
B	

令和 7 年度 施策評価表



施策No. 17

1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	17循環型社会
施策を通じて実現したいまちの姿	循環型社会構築のため、市民一人一人の、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みが進み、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」を目標に、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが進んでいます。

評価者	総務部長	担当課	生活環境課
関係課	環境美化センター		

2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
本市では、ごみの減量を中心に、区・自治会や衛生自治会等との市民協働の取組みとして進めて来ました。令和4年度には、中高層マンションを除く市内全域で、可燃ごみ収集が週1回となったことで、生ごみ堆肥化のためのバッグコンポストや生ごみ処理機購入補助金などを活用し、ゴミの削減の取組みが市民に浸透しています。また、地域で開催される陶磁器リサイクル市の取組みにより、埋立ごみの削減がはかれ、幾分の延命がはかれています。市の最終処分場の残余量がなくなっており、閉鎖やその後の対応策について検討していくのが喫緊の課題です。	政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2030年度の温室効果ガス排出削減について2013年度比46%減という目標を掲げています。一方で、循環経済の一層の取組加速化のため「循環経済パートナーシップ」を立ち上げ、循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指しています。 和歌山県においては、家庭から出た使用済み食用油を回収し、SAF（持続可能な航空燃料）等の原料へと資源化・利活用する取組みをはじめ、循環型社会の実現を目指しています。

3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、橋本市衛生自治会と連携し、ごみの減量などに取組みます。	令和4年度より可燃ごみが完全週1回収集の実施となつていますが、区・自治会並びに衛生自治会と連携し、生ごみ堆肥化減量化の周知・啓発に努めています。	循環型社会構築のため、市民の環境意識を高め、3Rの取組みにより燃やすごみ、埋め立てるごみを減らすことを目標に取り組みを進めます。
2	市民・事業者・関係団体は、循環型社会という概念の大切さについて考える機会を設けます。		
3			
4			
5			

4-1. < 目標の設定 >

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1	生活系ごみ1人1日平均排出量	g	目標	512	509	506	503	500	498	496	494	492	490	B
			実績	495	508	520	522	505	493	486				
2	事業系ごみ1日平均排出量	t	目標	15.9	15.8	15.7	15.6	15.5	15.4	15.3	15.2	15.1	15	B
			実績	16.7	16.8	16.5	15	14.6	14.8	15.1				
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

生活系ごみの平均排出量は、堅調に減少できており、目標に届いている。しかしながら事業系ごみは増加傾向であり、全体に占める事業系ごみの処理経費が上昇し、事業者に対し価格転嫁できる方策について検討が必要な時期にきている。
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ堆肥化・減量化を進め、持続可能な循環型社会の形成を推進すると共に陶磁器リサイクル交換会の普及に努め、最終処分場の延命を図りました。</li> <li>●令和4年度よりすべての地区に対し可燃ごみ収集の週一化を実施しました。</li> </ul>	課題 ごみの減量、リサイクル等を推進するため、陶磁器リサイクル市の普及促進を進めており、令和6年度は13回(61地区)の開催がありました。
	評価	B	評価理由 ごみの減量施策に伴い、ごみ処理経費の削減を行い、福祉施策の充実に活かしている。
	今後の方針	生ごみ堆肥化・減量化を引き続き進めて焼却ごみを減らし、リユース・リサイクル等を増やすことで、持続可能な循環型社会の形成を推進します。	

No.	施策の内容	効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの収集業務については、業務の適正化と、合理化を進め、コストや、収集車の走行により排出される地球温暖化ガスの抑制により、環境負担の少ない収集体制を目指している。</li> </ul>	課題 今後も退職等のタイミングで直営収集職員が減少することから、業務縮小を行いながら、委託業務への移行等、最適な収集体制への移行が必要である。
	評価	A	評価理由 通常収集は、可燃ごみについては委託に切り替えが終了している。住民人口の大幅な減少及び、高齢化による課題への対応が必要であり、今後、埋立ごみの資源化による最終処分場の廃止や、少子高齢化によるゴミ出し困難支援を見直し、市民ニーズに合わせた業務に整理し、一般廃棄物処理基本計画に反映していく。
	今後の方針	ごみの分別や排出方法について市民の混乱を招かないことを前提として、今後も効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。	

No.	施策の内容	区・自治会、衛生自治会等との連携	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ステーション収集体制を維持すると共に、区・自治会へ、カラス除けネットや、収集ボックスの補助を行いステーションの維持管理を支援しました。</li> </ul>	課題 自治会脱退者のステーション利用を通じ、区・自治会とトラブルになっている事例もあり、関係者とともに協議を行いながら、ステーション収集システムを引き続き支援する必要があります。
	評価	B	評価理由 区・自治会の協力のもと、現状のステーション管理運営は概ね順調に行われているが、近年、自治会未加入者や、外国人労働者などに対するごみステーションの運営について、対策を進める必要がある。
	今後の方針	ステーションの収集体制を維持できるよう区・自治会に寄り添うと共に、自治会未加入者及び外国人労働者への啓発・指導、ごみ出し困難者への支援等の検討を並行して行います。	

No.	施策の内容	事業系ごみの減量化・資源化促進	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めており、指標上はクリアできているが、小規模事業所等のごみが適正に処理されているとは言えない。</li> </ul>	課題 依然として、家庭系ごみとして排出している小規模事業者が多いことから、事業所訪問などにより啓発、指導する必要があります。
	評価	C	評価理由 事業系ごみ収集運搬の許可業者による日々業務の中で、事業排出者の適正処理に努めてもらっているところであるが、事業者数、契約数等を正確に把握できておらず、市から事業排出者に対する減量化・資源化の啓発については不十分である。
	今後の方針	ごみを排出する事業者の届け出を義務化するなど、事業所及び、許可業者の指導を進め、事業系ごみの減量化・適正処理を進めます。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	A	可燃ごみ収集の週一化については、様々な啓発、支援策により、定着してきている。自治会非加入者や、外国人労働者に対するごみステーションの利用方法についての啓発指導の重要性も増しており、策定中の、一般廃棄物処理基本計画において、検討を行っている。最終処分場の廃止及び対応策の検討、直営職員の退職等による、環境美化センターの組織改変など課題は山積している。 今後は、さらなるごみの減量化を推進するため、プラ新法対応や、埋め立てゴミのリサイクル、おむつ資源化など、リサイクル率の向上に務めるとともに、DX事業としてのごみ収集経路の効率化などによる経費削減に取り組む必要がある。
------	---	--

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 18

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	18環境衛生
施策を通じて実現したいまちの姿	<p>環境に配慮する意識が地域で醸成され、良好な生活環境が保全されています。</p> <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽や公共下水道への切り替えが進んでおり、市民の理解のもと適正な維持管理がなされ、生活排水処理による環境への負荷低減が図られています。</p> <p>愛護動物の適正な管理が地域でなされており、生活環境との調和が保たれた「人と動物の共生社会」が構築されています。</p>

評価者	総務部長	主担当課	生活環境課
関係課	下水道課		

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽や公共下水道への転換はされているものの、目標値には届いていない。また適切な維持管理がなされていない浄化槽もあり、浄化槽管理者に対して継続的に啓発・指導が必要な状況です。</li> <li>環境に配慮する意識が高まり良好な生活環境が保全されつつあるが、その一方でまだ河川や山林等への不法投棄が後を絶たない。</li> <li>また、橋本保健所に持ち込まれる野良猫の数も以前より減少傾向にあるものの、市内各地での野良猫に対する苦情は継続して寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年の浄化槽法改正により、生活環境や公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れのある単独浄化槽が特定既存単独浄化槽と定義され、行政庁の勧告などの措置が明記されました。</li> <li>汚水処理人口普及率で和歌山県は全国ワースト2であり、令和4年度に和歌山県全県域汚水適正処理構想が見直され、令和8年度末汚水処理人口普及率目標は県全体で80%とされています。</li> <li>動物愛護については、平成29年に県動物愛護条例が改正され、地域猫制度や、罰則の強化などが盛り込まれ、「不幸な猫をなくすプロジェクト」として、動物愛護の取り組みが明記されました。</li> </ul>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取り組み内容（協働の取り組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取り組み内容	今後の方針
1	事業者・関係団体は、行政と連携し、浄化槽の適正管理について啓発を進めます。	1) 関係業者と連携しながら浄化槽管理台帳の整理や、維持管理を怠っている浄化槽管理者に対しての助言・啓発等に取り組んだ。 2) (公財) どうぶつ基金の協力を得て、市内のボランティア団体である「和歌にゃんず」との協働作業によりTNR活動に取り組んだ。 3) 市内各地区の区長さん始め、多くの市民と連携しながら不法投棄の防止に努めた。	これらの取り組みを強化・継続していく。
2	関係団体は、団体間で連携することによりネットワークを拡大し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。		
3	市民・事業者・関係団体は、不法投棄を未然に防ぎ地域の環境を守るため、地域ぐるみで監視を行います。		
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

No.	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績									
1	単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への切り替え（単独浄化槽の設置基数）	基	目標	5500	5400	5300	5200	5130	5070	5000	4940	4870	4800	C
			実績	5442	5459	5387	5288	5250	5226	5196				
2	不法投棄認知件数	件	目標						29	28	27	26	25	A
			実績	46	144	74	32	30	27	13				
3	橋本保健所への猫の持込み数	匹	目標	100	90	80	70	60	48	36				A
			実績	156	167	123	51	30	25	29				
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

<ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽からの転換は、イニシャルコストが負担となることや、利用者の高齢化などにより進んでいない。</li> <li>不法投棄は、定期的なパトロール、一斉清掃により地域景観の向上が、抑止力として効果を上げており、件数は減っているが、常習犯とみられる悪質な物があるため、監視カメラの活用などによる対応策が必要。</li> <li>野良猫に対し地域猫活動や保護等を行うボランティア団体等の熱心な取り組みにより、殺処分される猫の数は大幅に減少しているが、ボランティア組織自体の高齢化による担い手の育成が必要な時期に来ている。また、依然として野良猫に餌を与える無責任な住民も多いため苦情等は継続している。</li> </ul>
--

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進	
①	取組成果	●県、地域住民との連携により、事業活動に伴う生活環境への影響把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めました。	課題 企業誘致により、これまでにない業種の、排水や臭気などによる住民、農家の苦情が増えており、市の体制が追いついていない。
	評価	B	評価理由 県、地域住民と連携し、生活環境に対し影響を及ぼしている事業所に対して指導等を行うだけでなく、影響を及ぼしている可能性のある事業所等に対してもお願いベースによる事業所訪問を行い良好な生活環境の保全に努めています。
	今後の方針	保健所及び市の関連部局と連携しながら、取り組みを継続していく。	

No.	施策の内容	環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	
②	取組成果	●浄化槽の関係事業者等と連携しながら合併処理浄化槽の普及啓発及び適正な浄化槽維持管理の啓発指導を進めました。また、合併処理浄化槽の転換にかかる補助制度の拡充を図り運用しています。	課題 高齢化の急速な進展や空家の増加などで単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、公共下水道への接続が進まない。
	評価	C	評価理由 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進のため市独自の補助金制度を確立しているが、目標通りの転換が進んでおらず単独処理浄化槽の廃止数は減少傾向にあります。計画に対し遅れがあることからC評価としました。
	今後の方針	これまでの広報や郵送等による公共下水道や合併処理浄化槽への転換を推奨する啓発を行いつつ、ブロック単位での個別訪問等による啓発強化を図るとともに、浄化槽台帳の整備に努める。	

No.	施策の内容	人と動物の共生社会づくり	
③	取組成果	●地域の生活環境保全と猫の殺処分数の削減を図るため、県や市民団体などと連携しながら、啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めました。	課題 これまでの取り組みを強化・継続していく。
	評価	A	評価理由 市民団体と連携し飼い主のいない猫に対するTNR活動を推進することで猫の殺処分件数も低下してきており、人と動物が共生できる地域づくりに努めることができています。
	今後の方針	TNR活動団体の高齢化が進んでおり、あらたな担い手を育成するための、講演会、タウンミーティングなどの啓発事業に取り組みながら、事業の継続を目指す。	

No.	施策の内容	廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	
④	取組成果	●年々増加傾向にある不法投棄を環境監視員によるパトロール強化等により、生活環境の保全に努めました。	課題 これまでの取り組みを強化・継続していくほか、活動の主体を担う人材の育成が必要。
	評価	B	評価理由 環境監視員の日常的なパトロールや県から監視カメラを借りて設置することなどにより、不法投棄の把握件数は前年度とほぼ同数となり生活環境の保全に努めることができました。
	今後の方針	これまでの取り組みを強化・継続していく。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	・環境汚染対策については、地域住民と連携し指導等を行っていますが、化学物資などによる事象が生じ、問題が複雑化しており対応に苦慮している。 ・合併処理浄化槽の普及啓発については、補助金制度を整備しましたが、高齢化の急速な進展などで転換が進んでいない現状があります。 ・野良猫について、公益財団法人どうぶつ基金が実施するTNR活動に参加することで、猫の殺処分件数が減少。 地域の環境衛生を守るため、これらの取り組みを継続実施していくため、住民理解を高めるため、講演会の開催など積極的に啓発する必要があると考えています。
B	



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

・これまで耐震化の促進に向けて個別訪問等を実施しているが、令和6年度までの住宅耐震化件数は141件で、目標値を若干下回る結果となった。今後は訪問を完了していない地区への迅速な対応が課題となっている。

・通報のあった空家等だけでなく過去に文書送付後所有者が未対応の空家の再調査についても実施し、管理不全空家等2件、特定空家等15件への法に基づく指導等により、令和6年度単年の特定空家等の改善件数は18件で、目標とする年間改善件数に達している。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	良好な住宅地・住宅の供給促進	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法やまちづくり条例を活用し、地域と調和した建築物となるよう指導するとともに、安全安心な宅地の供給となるよう民間事業者に対し指導を行なった。</li> <li>●市営住宅長寿命化計画に基づき、平成30年度から令和6年度の間で11団地128戸の市営住宅長寿命化工事を完了。</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・少子高齢化・空家の増加等の進行が予想され、住宅地の空洞化が懸念される。</li> <li>・市営住宅は施設の老朽化が進んでおり、緊急修繕の必要な事案が増加している。今後、長寿命化工事の実施を前倒しする必要が生じることも考えられる。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり条例による事前協議を行うことで地域と調和及び安全安心な宅地供給となるよう指導しているため。</li> <li>・市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗できており、市営住宅の効率的かつ円滑な更新に寄与できた。</li> </ul>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅供給事業者に対し、継続した取り組みを行い良好な住宅地・住宅の供給ができるよう誘導していく。</li> <li>・長寿命化工事の実施前倒しの必要性について検討していく。</li> </ul>	

No.	施策の内容	良好な住環境の保全と創造	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度から令和6年度の間で耐震診断349件・木造耐震補強設計審査75件・木造耐震改修工事1件・耐震補強設計と工事の総合的支援101件・耐震ベッド・耐震シェルター設置1件について補助金を交付。</li> <li>●住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取り組みとして戸別訪問を実施したほか、ダイレクトメールによる啓発などを実施。</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来大規模地震の発生が予想されており、耐震化率の向上は急務である。</li> <li>・戸別訪問による啓発は対象件数が膨大であるため、完了までには相当の期間を要する。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の改善件数について年間目標は達成している。また、空家等対策推進助成金により、土地と建物の所有者が異なる、接道が無い、等の解決困難な特定空家等5件が除却に至った。</li> <li>・空家活用移住促進プロジェクトの取組により、空家バンクへの新規登録34件、登録物件成約21件と例年の実績を大幅に上回る成果となった。</li> </ul>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等・管理不全空家等の対応状況の確認や、未対応の所有者に対する催告等を行う。</li> <li>・空家の再生を促進する効果的な支援制度を検討する。</li> </ul>	

No.	施策の内容	空家等の再生等有効活用の推進	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定空家の所有者に対して助言文書等を送付。平成30年度から令和6年度の間で103件に除却や修繕等の改善があった。</li> <li>●平成27年度より毎年「橋本市空家等対策推進セミナー」及び「空家相談会」を開催。令和2年度からは橋本市独自の空家バンク制度を構築。計114の物件登録を行ったところ86件の成約（賃貸18件、売却67件、無償譲渡1件）につながった。</li> <li>●空家活用と移住定住を併せて促進するため、空家活用移住促進プロジェクトとして、不動産所有者向けアンケート、東京、大阪での出張セミナー開催、無償譲渡助成制度創設に取り組んだ。</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等・管理不全空家等の指導等を積極的に行ったが、指導後の対応状況の確認や未対応の所有者に対する催告等を進める必要がある。</li> <li>・空家の流通については空家バンク制度により積極的な支援を行っているが、空家の再生を支援する取組が不十分であるため、効果的な取組を検討する必要がある。</li> </ul>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の改善件数について年間目標は達成している。また、空家等対策推進助成金により、土地と建物の所有者が異なる、接道が無い、等の解決困難な特定空家等5件が除却に至った。</li> <li>・空家活用移住促進プロジェクトの取組により、空家バンクへの新規登録34件、登録物件成約21件と例年の実績を大幅に上回る成果となった。</li> </ul>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等・管理不全空家等の対応状況の確認や、未対応の所有者に対する催告等を行う。</li> <li>・空家の再生を促進する効果的な支援制度を検討する。</li> </ul>	

6. <施策全体の方針>

総合評価	<p>良好な住宅地・住宅の供給促進については、現在市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗できており、空住戸についても年間約10戸の新規入居者募集を行なっていることから、良好な住宅を安定して供給できている。引き続き長寿命化工事及び、新規入居者募集を実施していく。</p> <p>良好な住環境の保全と創造については、引き続き個別訪問をメインに、耐震化の重要性や補助金交付制度の説明等を行い、1件でも多く耐震化が行われるよう努めるとともに、耐震改修の必要性の意識の向上を図っていく。</p> <p>空家等の再生等有効活用の推進については、特定空家の所有者に対する文書送付のほか、所有者等による処分を支援できるよう、橋本市独自の空家バンク制度や助成制度を設け、空家等の有効活用の推進に取り組んでいる。また、空家発生予防プロジェクトや空家活用移住促進プロジェクトなどの先進的な取組により空家の発生予防や活用促進を図っていく。</p>
B	

# 令和 7 年度 施策評価表

11	15	17	施策No. 20
----	----	----	----------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり
施策項目	20公園・緑地
施策を通じて実現したいまちの姿	公園・緑地が、地域の実情に応じて適切に維持管理されており、誰もが安心して利用できる状態となっています。

評価者	建設部長	主担当課	まちづくり課
関係課	都市整備課		

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
安全に安心して公園・緑地を利用できるように、施設については計画的な修繕、更新、バリアフリー化の検討が必要である。遊具については日常点検（年6回）を行っているが、老朽化が進んでいる中、国の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、令和5年度に専門技術者による点検を実施したところ、366基中105基の遊具が使用禁止となったことから、修繕可能な遊具については修繕を行った。また、都市公園については修繕が不可能な遊具については撤去を行った。今後、ちびっ子広場にある使用禁止遊具の撤去(45基)を進めていく必要がある。また、本市の都市公園面積は1人当たり約17㎡となっており、国が定めている10㎡を超えている。利用状況も踏まえ統合や利用方法の検討も今後必要である。	移住定住・子育てしやすいまちづくりを進めていく上で、公園利用に対するニーズが高まっている。一方、人口増加時代に整備した公園の老朽化が進んでいることから、維持管理に要する費用・人員が増加傾向にある。公園をより幅広く利用してもらえる施策展開や官民連携による公園の魅力向上に取り組むことも求められている。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、公園・緑地等をボランティアにより管理する「アダプト制度」等の取組みを推進します。	アダプト制度については、H31.4.1から施行している。庁内掲示、HP掲載等での啓発を行った。結果的には新規に1団体の登録があり9団体が公園・緑地内の清掃、草刈り活動等を行っている。	身の回りの公園に対して愛着心を持ってもらうこと、環境問題への関心を深めてもらうことを目的とし今後も企業や市民にPRを行い、市民、企業、行政の協働による美化意識を推進する。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 アダプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	件	目標	2	4	6	8	10	12	14	15	16	16	B
		実績	0	5	6	7	7	8	8				
2 「公園・緑地」施策の市民満足度	%	目標	43.6	45.2	46.8	48.4	50	52	54	56	58	60	B
		実績	14	14	20	28	36.3	36.3	41.7				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

実績値は伸びてきているが目標値には達していない。公園施設の老朽化が進行する中で、公園・緑地に対する市民の関心は高まっており適正な維持管理・整備を行うための予算、人員体制の確保が今後の課題である。
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		公園緑地の整備の充実
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊具の点検により使用不可となった遊具の撤去及び修繕を行った。</li> <li>●あやの台中央公園と名古屋児童公園に防犯カメラを設置した。</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化した公園内の設備について更新が必要となる。</li> <li>●アダプト団体の登録数を増やすため、継続してPR活動を行い周知を図る必要がある。</li> </ul>	
	評価	B	<p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●遊具の修繕、防犯カメラの設置などにより安心安全な公園の提供を推進することができたため。</li> <li>●高野口公園について、社会教育団体などの多様な利活用が進むよう条例改正を行ったため。</li> <li>●利用者数が減少しているちびっ子広場について、地元区と連携し土地利用の転換を行ったため。</li> </ul>
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●撤去した設備については要望のある地元区との協議のうえ、再設置について慎重に協議を行う。</li> <li>●アダプト登録団体が横ばいになっているため、有効的なPR活動を模索する。</li> </ul>	

No.	施策の内容		水と緑のネットワークの整備
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的な保全作業だけでなく、近隣へ迷惑をおよぼしている高木の伐採などを行った。</li> <li>●杉村やすらぎ広場において紀見小学校、アダプト団体などとの協働によりサツキを植樹した。</li> </ul>	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園や緑地、河川等に生息する動植物に配慮した環境を守り、保全や維持管理に努める必要がある。</li> <li>●緑地などに関する苦情が増えてきている。</li> </ul>	
	評価	B	<p>評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地の倒木などによる大きな事故はなかったため。</li> <li>●市民協働により杉村やすらぎ広場に植樹を行ったため。</li> </ul>
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病害虫などによる樹木の被害が拡大しているため、状況を注視しつつ、優先順位を設けて対応していきます。</li> </ul>	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	施策全体の方針
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト団体の伸び悩みについて、研修参加等を通じて参加団体を増やす具体的施策を学び、増加につなげる。</li> <li>●安全な公園を保つため、遊具のみならず環境（倒木等）について確認を行い、事故を未然に防ぐ必要がある。</li> </ul>

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 21

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり
施策項目	21健康・医療
施策を通じて実現したいまちの姿	健康寿命の延伸と、生活の質の向上のため、市民一人ひとりが健康管理・予防の重要性を学び実践することで、市民・地域・行政が一体となった「健康なまちづくり」が進んでいます。 市民病院では、公的病院として他の医療機関との機能分化と密接な連携を図り、急性期医療を中心に救急医療を充実させ、市民が安心して医療を受けられる体制が構築されています。

評価者	健康福祉部長	主担当課	いきいき健康課
関係課	子育て応援課	福祉課	市民病院

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>市民一人一人が健康の維持・増進に積極的に取り組むため、ライフステージに着目しながら生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発活動を行っています。特に運動、食生活、喫煙、こころの健康、健診・検診、口腔衛生等に関して、講習会の開催や市報・保健福祉センター1階ロビーにおいて展示や掲示による情報発信を行っているが、現役世代への健康増進に関する情報発信について課題があります。</p> <p>生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて身体及び口腔ケアのための各種健診の実施やがん検診の精度管理の充実に向けて取り組むとともに集団健診については、市民への周知方法の工夫や受診しやすい日程を考慮した土日開催等により、受診率向上に努めています。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性について周知を図るとともに3師会を含む関係機関と連携し健康づくりの気運を高め、市民の健康維持、増進に努めていきたいと考えています。</p>	<p>国は令和5年度までを計画期間としていた健康日本21（第二次）の最終評価を踏まえ、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とした、健康寿命の延伸と健康格差の縮小など4つの方向性に基づく51の目標項目を設定し「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を推進しています。</p> <p>和歌山県においても健康増進計画を数次にわたって策定し健康づくりに取り組んでいます。令和5年度までを計画期間としていた第三次和歌山県健康増進計画最終評価において、健康寿命は延伸していますが、栄養・食生活や身体活動・運動など生活習慣に関する指標は改善が見られていません。これらの健康課題と人口減少などの今後の予測される変化を踏まえて、国と同様の12年間を計画期間とした第四次和歌山県健康増進計画を策定し、取り組みを推進しています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	事業者・関係団体は、連携を図ることで市民の健康づくりに寄与します。	高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築しています。	健康教育・健康相談等あらゆる機会を捉え、かかりつけ医の推奨や適正受診についての啓発、普及を進めます。3師会の協力を得ながら、市民向けの健康教室を開催し、市民の健康づくりの意識向上を図ります。
2			
3		市民公開講座を開催し、市民の健康増進に努めています。	
4		医科の保険医療機関と歯科の保険医療機関の間で診察情報を共有し、質の高い診療が効率的に実施できるよう連携を図っています。	各種検診率を向上させ、疾病の早期発見早期治療につなげ疾病の重症化を防ぐよう努めます。
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 運動習慣者の割合	%	目標	21	22	23	24	25	42	44	46	48	50	B
		実績	-	-	-	38.8	44.7	41.2	43.2				
2 特定健康診査受診率	%	目標	36	38	40	42	45	48	51	54	57	60	B
		実績	38.3	39	31.3	31.8	37	38.4	41.4				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置づけられ、未受診者対策の効果もあり特定健康診査受診率はコロナ禍前の水準を越えてきています。引き続き特定健診や各種検診等の受診勧奨を行い、検診率の上昇に努めます。また、検診事業を通じて疾病の早期発見・早期治療と合わせて健康教育・啓発を実施し、生涯にわたり健康で生きがいのある社会生活を送れるよう推進します。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	健康づくりの支援体制の充実	
①	取組成果	<p>●健康づくりを効果的に推進するため健康推進員の養成や生活習慣の改善の推進（運動・栄養食生活・休養こころの健康、健診・検診、たばこ、飲酒、口腔ケア）に努めライフステージに着目し、特性や必要性、健康課題等に応じた働きかけを行い、生涯を通じた健康づくりを推進しています。健康づくりについての広報掲載や、商工会・商工会議所・JA等と連携し会員への検診の推進に努め健康管理につながることができた。また、令和6年3月に策定した「健康増進計画(第二次)」について、広報・イベントでの啓発などに取り組んだ。</p>	<p>●少子高齢化が進行する中、健康寿命を延ばすため、青壮年期から生活習慣の改善にむけての情報発信、相談・指導に取り組む必要があります。また、市民一人ひとりが健康を意識し、家族や近所・地域の健康づくりの輪を広げる活動を推進するため、健康推進員の養成をはじめとして活動を活性化する必要があります。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由 「自分の健康は自分で守る」ためには個人の意識向上に向けた働きかけを広報等で啓発、教室や講座の開催を継続して取り組んでいます。</p>	
	今後の方針	<p>高齢化率の上昇に伴う医療や介護を必要とする人を増加を抑制するため、青壮年期から健康保持増進の取り組みとして、LINE等を活用した情報発信に努め、疾病の重症化予防、また高齢者の介護予防（フレイル予防）の取組を実施し、健康寿命の延伸に努めます。</p>	

No.	施策の内容	疾病の早期発見体制の充実	
②	取組成果	<p>●特定健診・がん検診など受診環境の充実を図り、受診しやすい体制を整備するため、ポスターやのぼり等で啓発し、集団健診実施日を平日だけでなく、休日も設定し受診者増加に努めています。未受診者には、AIを使った受診勧奨通知や電話架電による受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めた。また、がん検診受診者のうち精密検査の必要な方への受診勧奨を図り、がんの精密検査受診率向上に努めています。</p>	<p>●特定健診受診率を向上させるため、受診対象者の分析を行い、効果的に受診勧奨するなど未受診者対策を実施する必要があります。また、がん検診の意義を周知するとともに、がん検診や精密検査受診率向上を図るため、計画的に受診勧奨を行っていくとともに若年層に対しても啓発する必要があります。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由 新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置づけられ、特定健診やがん検診等受診率はコロナ禍前の水準に戻ってきている。ソーシャルマーケティング等様々な手法を通じて特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに生活習慣病の発生リスクの高い方への特定保健指導の実施率の向上や、がん検診において精検が必要とされた方の精検受診率の向上に取り組んでいく必要がある。</p>	
	今後の方針	<p>生活習慣病の中でも、とりわけ高血圧、糖尿病、脂質異常症や骨粗鬆症を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等に重点を置いた取組を推進するとともに、骨密度測定会を実施するなど重症化予防について関係機関と連携を取りながら対策を講じます。がん検診、特定健診については受診勧奨と併せて、事後の指導の充実をはかり生活習慣病予防やがんの早期発見及び体制整備を行います。また、第3期がん対策推進基本計画において、健康については子どもの頃から教育を受けることが重要とされているところから、中学校と連携して、市保健師が「自身の生活習慣・がんの予防・がん検診など」の「がん教育」に取り組めます。</p>	

No.	施策の内容	母子保健・医療の充実	
③	取組成果	<p>●高額な費用負担が発生する不妊治療、未熟児養育医療及び自立支援医療の治療費について助成することで、妊娠出産を望む家庭や子育て世代の経済的負担の軽減を図っています。R5年2月からは、本格的に出産子育て応援給付金制度を開始し、伴走型支援と経済的支援を実施することにより、経済的な負担の軽減だけではなく、支援の必要な家庭を早期に発見し、支援する機会となっています。また、子どもの健康を守るための予防接種について、医療機関と連携し、スムーズな接種に繋がるように努めています。県外接種については、他市町村とも連携し、来庁せずに申し込みができるよう、R5年度からは、Logoフォームを利用した申し込みをしています。さらに、母子保健事業における健康づくりは、すべてのライフステージの土台を作る大切な時期を担うことから、歯科および栄養分野の健康教室について、乳幼児期だけでなく、小中学校とも連携し学童期にまで広げて実施しています。</p>	<p>●特定不妊治療（体外受精や顕微授精）が、令和4年度から保険適用となったが、年齢や適用回数に制限が設けられている。現在、健康づくりの取り組みの一環で、乳幼児期から15歳までの学童期に広げて健康教室を実施している。それ以降の成人期に向けては、職場や家庭で社会的な役割を担うようになり、自分自身の健康について振り返る余裕もないことから、介入が難しい状況にある。また、予防接種については、個別の案内および広報、ホームページ等で啓発はできている。しかし、接種が保護者に任されていることから、接種の機会を失念することもあり、今後も、ラインやはびもとの利用等若い世代の保護者に受け入れやすいような取り組みを考えていく必要がある。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由 ●高額な費用負担が発生する治療費の公費助成については、広報・ホームページ等での啓発や、医療機関からも申請についての説明もあり利用は順調に進んでいる。 ●予防接種についても電子媒体の利用等しながら、啓発に努めている。 ●健康づくりについては、乳幼児期に留まらず、15歳までの学童期にまで啓発の機会を広げたことで、子どもたち自身が自分の身体に関心を持つ良い機会となっている。</p>	
	今後の方針	<p>予防接種について、母子手帳アプリ等を利用し分かりやすい情報発信を引き続き実施していくとともに、医療機関との連携をさらに深め、接種漏れがないように管理及び乳幼児健診等を通じての確認を徹底して行きます。</p>	

No.	施策の内容		市民病院の機能・医療体制の充実
④	取組成果		令和6年度から手術支援ロボット（da Vinci）を導入し、低侵襲による患者負担の軽減を実現するとともに、より一層の安全性の確保に努めることができました。
	課題		症例数は増加傾向にあるが、手術の材料費が高額であるため、物価高騰による影響が危惧される場所である。
	評価	B	評価理由 一定の成果を挙げつつも、費用対効果の側面からは、さらに症例数を増加させる必要があるため。
	今後の方針		適用症例を増やし、症例件数の確保を目指すところであるが、人口減少に伴い医療圏における入院医療の需要減少が見込まれるため、対象範囲を広げるなど、広報活動を積極的に取り組み、集患対策を講じていきます。

No.	施策の内容		市民病院の救急医療体制の確保
⑤	取組成果		<ul style="list-style-type: none"> <li>●救急医常勤2名を中心として救急医療体制を整備している。</li> <li>●内科医による救急の運出対応を新たに導入し、救急医療体制の充実を図っている。</li> </ul>
	課題		診療科目の偏在のために、救急受入ができないことがある。令和6年度は、当初救急医3名体制であったが、年度途中に1名が退職され、2名体制となった。
	評価	A	評価理由 令和6年度は、2,468件の救急車を受け入れた。 また、内科医による救急の運出対応により、救急医療体制の充実を図ることで、コロナ禍で下降傾向にあった救急患者応需率に歯止めをかけ、上昇につなげることができた。（R5:87.4%→R6:88.7%）
	今後の方針		地域の二次救急を担う病院として、安心・安全の医療を提供していくために、救急医の増員に努め、救急医療体制の充実を図っていきます。

## 6. <施策全体の方針>

総合評価	健康な心と体は、いきいきとした生活を送るための基盤となるものであり、人生100年時代において、健康意識の向上と健康寿命を延伸するための、効果的な啓発に取り組むことが大切です。幼少期から高齢期にわたりあらゆる機会を捉え、年齢に応じた健康教室を開催し、健康への意識付けを推進していきます。
B	限られた医療資源を有効に活用し、医療を効果的に提供するため、病院同士の連携及び病院と診療所の連携を強化し、切れ目なく医療を提供できるよう推進します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、重症患者等の病床確保をはじめ、地域の医療提供体制を確保するよう努めます。





No.	施策の内容	国民年金制度の適正な運用
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報やホームページにより、国民年金制度の周知に取り組んだ。資格取得時等における納付督促、口座振替、前納の促進等により納付率が向上した。免除制度の周知により未加入や未納者を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進できた。</li> <li>●付加年金制度を督促することにより、受給年金額の増加を促進できた。</li> </ul>
	課題	●国民年金制度は、制度への不安などにより、保険料未納者や未加入者の増加などの問題を抱えています。また、年金の加入や免除申請、年金受給者に係る手続きなど、制度に関する情報を市民に詳しく周知する必要があります。
	評価	B 評価理由 国民年金事業については、法定受託事務（協力・連携事務）であり、年金請求事務、各種申請事務、窓口相談事務が市町村の事務となっており、和歌山東年金事務所と連携しながら出張相談をはじめ国民年金に関する広報を行い制度の周知に努めている。
今後の方針	国民年金制度は、世代を超えて安定的に運営されることが必要であるため、制度への不安が解消できるよう、引き続き国民年金制度に関する情報の周知に努め、未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。	

No.	施策の内容	介護保険制度の適正な運用
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子申請（届出）の拡充により被保険者・事業者の利便性向上に取り組んだ。</li> <li>●要介護認定において、AIによる調査票確認システムを導入するなど、結果発送までに要する期間の短縮を行った。</li> <li>●ケアプラン点検や給付実績の縦覧点検、指定事業所への個別・集団指導の実施などにより介護給付の適正化に取り組んだ。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子申請の利用促進についてさらなる発信が必要。</li> <li>●月ごとの要介護認定申請件数によって結果発送までに要する期間が左右されている。</li> <li>●介護給付費適正化の主要3事業すべてに取り組んではいるが、特に実地指導については多くの確認作業が発生することから実施方法の工夫等が必要。</li> </ul>
	評価	B 評価理由 ●電子申請はマイナンバーによる「ぴったりサービス」や市が作成する「LoGoロゴフォーム」があるが、分かりやすい発信ができていない。 ●年度後半は要介護認定申請件数の増加に伴って結果発送までの期間が増加し、令和6年度平均では44日となった。 ●指定事業所への個別の実地指導については年間10件以上実施することが望ましいが、令和6年度は2件に留まった。
今後の方針	これまでの取組みの成果と進捗を勘案し次年度以降も引き続き取り組むとともに、市民・事業者への情報発信については見せ方・伝え方の工夫、要介護認定業務についてはDXの活用やさらなる業務効率化、また実地指導にあつてはリモートや簡素化による実施の検討など、課題解決に努め、課題の解消に向け取り組みます。	

No.	施策の内容	生活困窮者の自立の促進
⑤	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護に至る前の段階での自立支援を図るため、生活困窮者の相談に応じ、原因や問題の整理、住居確保給付金や自立支援金の支給等を行った。</li> </ul>
	課題	●自ら声を出して発信できない人の支援を図っていくことが必要である。
	評価	B 評価理由 ●生活困窮者自立相談支援事業について、新規相談の受付件数は43件、就労支援者の実人数は24人、自立人数は19人となっており、また相談員のケース診断会議への出席回数は95回であった。一方、住居確保給付金については、新規・延長・再延長等の支給者数延べ2人に対し136,000円給付し、うち常用就職の届出が2人からあった。以上、生活保護に至る前段階の自立支援策を図ることができた（生活保護申請件数：58件）
今後の方針	ハローワークと連携を図りながら、対象者の特性に合わせ就労支援員、自立支援相談員による就労支援を行い生活困窮者の自立を支援します。民生委員児童委員や地域の関係機関等と連携し、自ら声を出して発信できない人の把握、支援に努めます。	

## 6. <施策全体の方針>

総合評価	内容
B	人生100年時代の到来を見据えながら、国の「全世代型社会保障改革の方針」に沿った全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担のあり方なども含め、医療、介護、年金、少子高齢化対策等を始めとする社会保障全般の安定的な制度運営に取り組めます。また社会保障制度と並び、地域の支え合いを強め、人々が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、人と人との繋がりを大切に地域づくりに取り組めます。

令和 7 年度 施策評価表



施策No. 23

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち
政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり
施策項目	23地域福祉
施策を通じて実現したいまちの姿	健やかで安心して暮らせるまちの実現をめざし、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常生活に不安のない地域社会が形成されています。

評価者	健康福祉部長	主担当課	福祉課
関係課	こども課	いきいき健康課	

2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりではなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援を必要としています。</p> <p>子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員による就労相談や支援等の実施、和歌山県母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携を図り、相談体制や情報提供の充実を図っていますが、今後も様々な視点から、ひとり親家庭の生活の安定を図ることが重要となります。</p> <p>地域福祉の担い手であるボランティアの高齢化、担い手不足が進んでいます。地域における支え合いの体制づくりが必要です。</p>	<p>高齢の親と無職独身や障がいのある50代の子が同居することによる「8050問題」や介護と育児に同時に直面する世帯の「ダブルケア問題」、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者が日常的に行っている「ヤングケアラー問題」など、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になってきました。</p> <p>令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定しています。</p> <p>「和歌山県地域福祉推進計画改定版」（令和2～6年度）では、地域共生社会の実現を目指し、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するための市町村における包括的な支援体制の構築推進についてまとめています。</p>

3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、社会福祉協議会や団体間での連携に努めます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、社会福祉協議会、地域の各種団体等は連携に努め、民生委員児童委員は各種福祉活動組織と共に地域住民の見守り活動に取り組んでいます。	引き続き、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、社会福祉協議会、地域の各種団体等は連携に努め、民生委員児童委員は各種福祉活動組織との連携に努めます。
2	民生委員児童委員をはじめ地域福祉の担い手は、各種福祉活動組織との連携に努めます。		
3	関係団体は、個々に活動するだけでなく、協力し、情報共有しながら地域住民とともに個人や団体が力を出し合えるネットワークづくりに取り組みます。		
4			
5			

4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 民生委員児童委員数	人	目標	158	158	158	158	158	158	158	160	160	160	A
		実績	158	160	160	160	159	159	158				
2		目標											
		実績											
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

<p>民生委員児童委員は、市民と行政とのパイプ役として社会福祉に関する相談や支援活動など、地域に密着した活動を行っています。高齢者の就労者が増えており、民生委員児童委員のなり手不足が課題となっています。</p>
---

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	地域における支え合いの仕組みづくり	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子・父子自立支援員による就労のための支援を行い、和歌山県母子寡婦福祉連合会やハローワークとの連携のもと、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進しました。</li> <li>●高齢者・障がい者・子育て世帯の見守り等地域に根差した活動を行う民生委員児童委員と連携し、安全に安心して生活できる地域づくりに取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化の中で、様々な視点から、ひとり親家庭の生活の安定を図る必要があります。</li> <li>●支援を必要とする人に必要とする支援が届くよう、地域におけるニーズを把握できる仕組みづくりが必要です。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>地域の見守り役である民生委員児童委員との連携により、問題を抱える人を市窓口や関係機関に適切に繋ぎ、安心して生活できる地域づくりに貢献できた。また、自立支援員等が関係団体やハローワークと連携して行っている支援は、ひとり親家庭の経済的安定・自立を促すことで安心して心豊かな生活を送るための一助となっていると考えます。</p>	
	今後の方針	和歌山県母子寡婦福祉連合会やハローワークと連携を図りながら、育児相談や就労支援等により、自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、支援の充実に努めます。何らかの支援を必要としている高齢者・障がい者・ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、地域における支え合いのネットワークづくりに努めます。	

No.	施策の内容	地域福祉の担い手の育成	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉に関する功労者表彰を行い、今後の地域福祉活動の一層の推進を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化や価値観の多様化など地域社会のつながりの希薄化から、地域福祉の担い手となる人が不足しており、今後の担い手の確保を図る必要があります。</li> </ul>
	評価	<p>C</p> <p>評価理由</p> <p>地域福祉に貢献した市民・団体等に功労者表彰を行うことで、地域福祉活動の推進の向上に一定の効果があった。一方、新たな地域福祉の担い手の確保・育成については、広報や啓発活動など地域福祉に対する理解や関心を高める取り組みを、より一層図る必要がある。</p>	
	今後の方針	地域住民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、地域福祉に対する理解や関心を高めます。	

No.	施策の内容	地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員の相談体制などの充実に取り組みとともに、地域福祉に取り組む紀北伊都保護司会や和歌山県保護観察協会橋本支部等の各種団体への支援を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域の課題を認識・共有しながら地域の課題解決に向けた取組みが求められています。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員の協力のもと心配ごと相談所開設事業を行うとともに、紀北伊都保護司会による他自治体の保護司会の交流会に参加する等、地域福祉団体やNPO等への支援に努めることができた。</p>	
	今後の方針	市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会や地域福祉団体・NPO法人等へ支援と連携に努めます。また、令和6年度から実施している社会福祉協議会への橋本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業の委託を継続して行うことで、社会福祉協議会等と連携し、地域福祉の充実を努めます。	

No.	施策の内容	権利の擁護と制度の周知	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設職員、介護保険事業所ケアマネジャーに対し、「DV」「高齢者虐待」「成年後見制度」等、弁護士や社会福祉士等による研修会を実施し、制度の正しい理解と周知を図るとともに、個々には必要に応じて成年後見制度の利用の支援を行った。令和6年度末に中核機関を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の障がい者及び高齢者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークの構築のための調整機関である中核機関を、令和6年度末に設置した。今後は支援の必要な人が早期に適切な制度利用につながるよう体制整備や制度の周知に取り組む必要がある。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>個々の対応として成年後見制度の申し立てや関係者連携による重層的支援に取り組んでいるが、令和6年度末までに設置を求めている中核機関については令和7年3月に設置した。</p>	
	今後の方針	「第3次橋本市地域福祉計画」（令和4～8年度）と一体的に「橋本市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和7年度より地域連携ネットワークの構築及び成年後見制度の利用促進体制を整え、障がい者・高齢者等の権利擁護を進める。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	現状で効果が見られるが、これからも地域住民が役割を持ち、住民同士が支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、重層的な支援体制の整備を進めていく必要があります。行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携し、適切に協働することが必要であり、さらなる取組みの充実を努めます。
B	



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

認知症サポーター養成講座を通じて認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方とその家族に対してできる範囲で手助けをする、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組んだ。コロナ禍によって外出自粛が習慣化している方も多く、運動習慣の裾野を広げるとともに、外出参加を促し社会参加に繋げることが必要です。少子高齢化の進展に伴い、地域の繋がりの希薄化、地域の担い手の高齢化、地域コミュニティ機能の低下などの要因により持続可能な社会づくりとそれを担う人材の育成が課題となっています。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	地域における支え合いの仕組みづくり	
①	取組成果	<p>●第2層協議体生活支援コーディネーターを中心に定期的な協議を重ね、情報交換や研修、交流を行い、地域の支援体制の強化を図ることができた。</p>	<p>課題</p> <p>第2層協議体を中心に移動支援や買い物支援等各地域の実態に即した対策やボランティアによるサービスの創設を支援し、引き続き地域力の向上を講じる必要がある 地域の核となる方の次世代を育てる必要がある。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>第2層協議体が市内10圏域すべてで設立され、それぞれの地域課題に対して住民主体の取り組みが始まっています。今度も高齢化が進展していくなかで出てくる様々な課題に対して、地域住民の助け合いの仕組みづくりを継続して取り組んでいく。</p>	
	今後の方針	<p>生活課題である移動支援、買い物支援、通いの場づくりを住民主体、あるいは民間企業等との連携も模索しながら、支援体制のさらなる整備を図っていく。さらに、高齢者だけでなく、世代間交流を行うなどだれでも利用できるように共生社会をめざした生活支援組織になるよう後方支援を継続していく。令和6年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」において努力義務と位置づけられた「橋本市認知症施策推進計画」の策定に取り組む。</p>	

No.	施策の内容	世代間交流の促進	
②	取組成果	<p>●SDGs 交付金や老人クラブの事業を通じて世代間交流を実施する団体に対し交付金や補助金を出すことで取組促進に努めた。</p>	<p>課題</p> <p>コロナ禍以降、徐々に3世代交流の場を開設しており、世代間交流が進んでいるが、一部の地域となっている。引き続き、公民館等と連携し、世代間交流の再開実施に向けて取り組んでいく必要がある。</p>
	評価	<p>C</p> <p>評価理由</p> <p>区、自治会や協議体等の取り組み、さらに、老人クラブ連合会や公民館等と連携し世代間交流できるような企画ができるよう努める。</p>	
	今後の方針	<p>高齢者が豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつながられる仕組みづくりを公民館等と連携して取り組みます。</p>	

No.	施策の内容	高齢者の権利擁護や相談体制の充実	
③	取組成果	<p>●高齢者虐待の相談があった場合の速やかな対応及び権利擁護、成年後見人制度の利用の推進等、個々のケースに応じ支援を実施することができた。8050問題、ヤングケアラー、精神疾患家庭の相談も庁内での重層的支援体制で実施することができた。また、地域における成年後見制度の利用促進及び支援体制の整備・連携を担う役割となる中核機関の要綱を制定した。</p>	<p>課題</p> <p>中核機関の要綱の制定はできたが、令和7年度に実質的な体制整備を担う地域連携ネットワークの構築を進める必要がある。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>国が令和6年度末までに設置を求めている中核機関を設置したが、職員体制も含めた実質的な体制整備まで至っていない。</p>	
	今後の方針	<p>中核機関は権利擁護に係る「広報・相談・後見制度利用促進・後見人支援」の役割を持つ必要がある。令和7年度より地域連携ネットワークの構築及び成年後見制度の利用促進体制を整え高齢者等の権利擁護を進める。</p>	

No.	施策の内容		高齢者の生活支援の充実
④	取組成果	●高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、生活支援の充実に努めた。また、第2層協議体を中心に民間企業による移動販売の実施や地域高齢者食堂の開始など生活支援の取り組みが広がった。	課題 更なる高齢者の生活支援の充実を図るため、社会福祉協議会、すべての市民及び各団体と役割を分担し、更なる協働体制の充実が必要となる。
	評価	B	評価理由 第2層協議体が市内10圏域すべてで設立され、それぞれの地域課題に対して住民主体の取り組みが始まっています。今度も高齢化が進展していくなかで出てくる様々な課題に対して、地域住民の助け合いによる生活支援の仕組みづくりを継続して取り組んでいく。
	今後の方針	第2層協議体、社会福祉協議会、民間事業との協働をとおして、高齢者の生活支援の充実に努めます。住民主体の生活支援サービスを充実させ、軽微な困りごとを地域で解消できる仕組みづくりや高齢者世帯への見守り、買い物支援等を充実させ高齢者の生活支援の充実に努めるとともに支援者確保のため養成講座を実施します。	

No.	施策の内容		介護予防等高齢者の健康維持の促進
⑤	取組成果	●「介護予防教室」として、口腔機能向上、フレイル予防、いきいき百歳体操等の様々なメニューを実施するとともに、高齢者施設関係団体等の関係機関と連携し、「男の家事教室」を実施するなど高齢者のニーズに沿った教室を実施した。	課題 令和7年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となり、今まで以上に介護や手助け・支援を必要とする高齢者が増加すると予測されます。年齢が高くなるにつれ要介護認定率は上昇することから、介護予防や健康づくり施策の充実・推進が必要です。
	評価	B	評価理由 げんきらりーやいきいき百歳体操の自主運営教室や地域ふれあいサロン等の「通いの場」活動を支援することでフレイル予防や介護予防につながる取り組みとともに見守り活動もできている。
	今後の方針	介護予防事業を各地域で行い、多くの住民が参加することにより、個人的に行うよりも継続性が増し、効果も大きくなります。また地域交流の場として住民同士の繋がりが再構築されたり、お互いを見守りにつながる等、様々な効果があらわれています。今後は、未実施地域や「男性限定ヨガ教室」「男の家事教室」など男性が参加しやすい教室の実施などに取り組むことにより、介護予防事業を市内全域への拡大を目指します。	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	高齢者のニーズや状態に応じたサービスの提供、支え合いを切れ目なく包括的に提供できる体制が重要なため、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の助け合いや関係団体による地域共生社会の実現につなげていきます。また、生活支援体制整備事業における日常生活圏域(10圏域)ごとの地域課題を分析して地域における高齢者の生活支援の担い手育成など具体的な解決や支援につながる取組みを進めていきます。
B	



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

手話に関する周知啓発や手話講座の実施等により手話奉仕員の養成講座の修了者が増加してきました。障がい者福祉サービスの計画相談支援件数が毎年増えており、障がい福祉サービスの利用や障がい者の就労支援や社会参加が進んでいます。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	自立と社会参加の促進
①	取組成果	●相談支援専門員や手話通訳者を配置し、障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制の整備を図りました。 ●障がいサービスの利用や関係機関の協力を得たうえで就労支援により、障がい者の社会参加が進んでいます。
	課題	障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら相談に結び付くような体制づくりを推進する必要があります。社会参加の促進に向け、就労支援の場や活動支援の場を提供する必要があります。
	評価	B 評価理由 相談支援事業を橋本・伊都地域の社会福祉法人等の3法人に委託し、障がい児・者やその関係者からの様々な相談に対応しています。近年、相談者を取り巻く問題が複雑・複合化しており、関係機関・部署との連携により対応する必要が生じています。手話通訳士2人、手話奉仕員1人を配置し、手話通訳を実施し、また要約筆記にもよる意思疎通支援業務を実施しました。
今後の方針	地域で安心して生活を継続できるよう、相談体制の整備、社会参加を進めていきます。	

No.	施策の内容	啓発・交流の促進
②	取組成果	●障がいに関する研修会、講習会を開催し、障がいに関する市民の正しい理解と認識に努めました。
	課題	住み慣れた地域社会の中で、すべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら共に生活していくまちづくりを実現するため、障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障がいへの理解の推進を継続して図る必要があります。
	評価	B 評価理由 障がい者の社会参加の機会を提供するため、障がい者団体と連携しながらスポーツ教室、講座や講習会等を開催しました。また、自立支援協議会を通して、橋本・伊都地域に向けて啓発を行いました。
今後の方針	地域で共に暮らす障がいのある人と障がいのない人との互いの心の隔たりをなくすため、障がいへの正しい理解を深めるための講演会等を通じて、啓発活動を行います。また、障がい者が地域の様々な場に参加することにより、共生社会の実現を進めます。また、ひきこもり者への正しい理解を深めるための啓発活動を行い、ひきこもり者への相談支援、居場所の提供、アウトリーチに努めます。	

No.	施策の内容	地域での支援の充実
③	取組成果	●障がい福祉サービス利用申請時の「サービス利用計画」等の作成やサービス支給決定時の連絡調整を行い、地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるようにサービスの充実を図りました。 ●橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人からの様々な相談に応じました。 ●災害時要配慮者登録制度を周知啓発し、障がい者・高齢者の同意に基づき発災時における支援について情報共有を行いました。
	課題	相談内容の複雑・複合化に伴い、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との連携・体制の構築が必要であります。そのため、相談支援専門員から橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都地域基幹相談支援センターへ相談できる体制の構築を維持する必要があります。災害時要配慮者登録制度の周知を継続して行う必要があります。
	評価	B 評価理由 相談支援専門員によるサービス利用計画等の作成やサービス支給決定時の連絡調整を行い、地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように取り組みました。橋本・伊都障がい者相談支援センター、橋本・伊都地域基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人、関係機関等からの様々な相談に応じました。災害時要配慮者登録制度を市ホームページ、障がい福祉のしおりで周知啓発を行いました。
今後の方針	特定相談支援事業者が担う計画相談支援、委託相談支援事業者が担う一般的な相談支援、またこの2つのスーパーバイズの役割を持つ基幹相談センターが担う相談支援の3つの重層的な支援で、地域の体制を整えていきます。障がい福祉サービス事業所等、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、地域で課題を抱える障がい者の相談支援を行います。	

6. <施策全体の方針>

総合評価	「すべての人が、お互いを尊重しいきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。
B	



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

橋本市人権啓発推進委員会が中心となって各地区のイベント等を通して啓発活動を活発に行ったため、満足度は前年度に比較し、少し増加した。人権講演会の参加者数については、令和5年度541名に対し、令和6年度は、478名で12%減であった。今後も、継続的な啓発やLoGoフォームなどの様々な応募方法の実施し、各講師等の選定や議題についても更にも人権啓発推進委員会で検討し、参加者の増加を図る。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	人権啓発活動の推進	
①	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権擁護委員会や人権啓発推進委員と共に街頭啓発や学校校門前啓発、各イベント会場での人権啓発活動を11月～12月に実施した。</li> <li>●人権擁護委員及び人権啓発推進委員の自己研鑽のため、研修事業を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発物資の配布により人権啓発活動を行っているが、啓発する場所や内容が限定的になっている。</li> <li>・人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動のため、当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関（福祉・医療・教育機関など）との連携を更に強化する必要がある。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>R4年度は、コロナ禍のため、実施できなかったが、R5年度は、各企業訪問（4か所）や人権啓発資料展等（来場者340名）で、R6年度は、企業訪問（2か所）、人権啓発資料展（来場者191名）であった。来場者は、減少したが、新たな事業所などに企業訪問をし、啓発ができたため。</p>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な業種の各事業者へのイベントに係る資料提供や各人権啓発活動の概要をホームページなどで掲載することなどにより、周知を図り、参加者の増加につなげる。</li> </ul>	

No.	施策の内容	人権施策を推進するための仕組みの充実	
②	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権尊重の社会づくり審議会を開催して、橋本市人権施策基本方針を令和3年3月に改訂した。</li> <li>●令和元年度からはしもと出前講座を開設して、誘致企業や各団体等に人権施策についてアウトリーチを行っている。また、職員による全庁的なモニタリングを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響や周知不足のため、人権出前講座の利用が少ない。また、オンラインによる誘致企業人権研修に全企業の参加が実施されていない。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>オンライン人権研修についての参加誘致企業数はR5年度45社中31社（参加率68.9%）から49社中44社（参加率89.9%）に増加した。また、全庁的なモニタリングは、全係長で（R5は全補佐、R4は、全所属長）で実施することができ、全庁的な人権侵害に対する実務対応や意識向上について取組むことができた。</p>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の進捗状況を毎年、人権尊重の社会づくり審議会を開催して、施策を積極的に推進する。</li> <li>・人権出前講座の周知・PRを行い、企業や各団体に対して人権啓発活動を実施する。</li> <li>・文化センターでの相談事業について、FMはしもと、ホームページ、LINEなどを利用し、周知・PRを行うと共に各職員の能力向上に努める。</li> </ul>	

No.	施策の内容	人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進	
③	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各地区公民館や小中学校において人権教育事業や学習を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校や地区公民館との連携する人権教育・学習において事業実施の補助金制度等の周知等の検討が必要。</li> </ul>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>各学校での各人権課題の学習の取組数に差はあるものの、部落差別に対する学習は、全小中学校で実施し、また、地区公民館での人権学習の参加者数は、892名（R4）、918名（R5）、1255（R6）と前年度に比較して30%以上増加しており、進捗は良好であるため。</p>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の人権教育を、学校、地域、公民館などが一体的に取り組むよう情報提供などにより促進し、補助内容についても各地区公民館とともに、実施可能な条件などを検討する。また、啓発DVDなどの積極的な利用、啓発に取り組み、人権への関心を高め、参加者数の増加を図る。</li> </ul>	

No.	施策の内容	人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実	
④	取組成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●橋本市人権擁護委員協議会橋本市部会の特設人権相談を支援した。</li> <li>●各種相談内容に応じ、国・県や関係各課室とも連携し、対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容も多様化しており、関係機関との連携がさらに重要となっている。</li> </ul>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>犯罪被害者等支援条例を令和5年4月1日施行で、橋本警察署、かつらぎ警察署、紀の国被害者支援センターと協定書を締結（令和5年4月1日）し、関係機関と連携を強化する方針である。R6年度は、橋本警察署において関係機関と研修会を実施した。今後は、国、県との連携を図り、更なる人権擁護に取り組んでいく。</p>	
	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携をし、人権擁護委員と人権啓発推進委員との交流を促進し、人権活動の充実及び人権侵害に係る問題解決に努める。また、犯罪被害者支援条例に基づく内容（相談、各見舞金など）について定期的な関係機関への周知に努め、被害者支援への体制の向上を図る。</li> </ul>	

6. <施策全体の方針>

総合評価	内容
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋本市人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施していく。</li> <li>・令和3年4月に施行した「橋本市部落差別の解消を推進する条例」をはじめとし、様々な人権侵害の防止や住民や各企業に対する差別のない社会を目指す。また、モニタリングについては、全庁的に取り組み、引き続き、国、県、その他関係機関と連携し取り組んでいく。</li> </ul>



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

指標数値は、前年度と比較すると、増加傾向にあるが、目標値に達していない。審議会ごとに、女性人材リストの情報共有化を活用して、新たな女性委員への人材確保が課題。満足度も増加傾向にあるが、さらに各種啓発の継続が必要であると思われる。R6年度は、女性人材リストを作成し、関係機関に配布して登録者数の増加になった。今後も女性人材リストを啓発し、各部署や関係機関へ直接、内容の説明をし、女性委員の登録の増加に繋げる。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備
①	取組成果	<p>●性的少数者への理解の推進のため『橋本市パートナーシップ宣誓の証明に関する要綱』を改正し、『橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の証明に関する要綱』を令和5年10月1日から施行した。</p> <p>課題</p> <p>性別にとらわれることのない男女共同参画の意識を高めるため、お互いを尊重し、認め合う意識の醸成が課題。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ととし、対象を拡大したことにより、宣誓者の実績が8組となり、一定の効果が有り施策に貢献した。</p>
	今後の方針	<p>ALLYステッカー作成・配布し、庁内各部署、施設へ周知した。今後も様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。また、多様性を認め合う意識が醸成されるよう地域、学校、福祉施設と連携し、研修会などで男女共同参画を進める教育・学習を推進する。また、誘致企業とも連携し、研修受講後、ステッカーを配布し、多様性を認め合う意識の醸成の向上を図る。</p>

No.	施策の内容	男女がともに活躍できる環境づくり
②	取組成果	<p>●男女共同参画の視点からの「仕事も家事も効率アップ、今すぐできる整理収納術」のテーマの講演会には、46名（定員60名）の受講があり、仕事・家事・子育てなど、忙しい日々に対する整理収納術のスキルを学ぶことができ、ワークライフバランスの啓発につながった。</p> <p>課題</p> <p>男性職員の育児休業取得向上、各審議会の女性委員の割合向上が課題。また、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発に努める。</p>
	評価	<p>B</p> <p>評価理由</p> <p>男性職員の育児休業取得や審議会における女性の割合については、増加傾向にあり、各講演会などの参加者などは、増加しているため。</p>
	今後の方針	<p>男性職員の育児休業取得向上を促し、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発をする。また、審議会等の女性委員の公募枠を設けるなどの工夫に努める。また、関係各課へ直接的な、働き掛けを行い、更に、女性委員の割合向上を図る。</p>

No.	施策の内容	安全・安心な暮らしの実現
③	取組成果	<p>●DV防止のために市の関係各課による研修会を行い、連携を図った。また、DV被害者への支援を関係各課で連携し支援した。デートDV防止授業を全5校中5校で実施した。また、女性電話相談件数もR6（225件）であり、R5（108件）、R4（99件）と比較し、208%増であった。</p> <p>課題</p> <p>更なる関係各課の連携を強化し、相談や支援等に繋げる。また、デートDV防止授業の実施を継続させる。</p>
	評価	<p>A</p> <p>評価理由</p> <p>デートDV防止授業の実施校が全市立中学校5校中5校であり、女性電話相談件数も前年度比208%増、女性電話相談員養成講座（全17回）を実施し、女性電話相談員の新規登録者も17名増加し、施策に貢献している。</p>
	今後の方針	<p>関係各課の連携強化を図るため、連携会議を引き続き行う。また、令和6年度についてはデートDV防止授業が全市立中学校5校中5校で実施であったため、今後も実施できるよう、継続的な働きかけが重要である。また、事例検討会により新規女性電話相談員17名を含んだ全40名の相談能力向上を図る。</p>

6. <施策全体の方針>

総合評価	第3次男女共同参画計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成するため男女共同参画に関する認識を深められるよう様々な機会を設けます。また、女性電話相談の増加を図り、女性が自分らしく生きることが出来るまちづくりに資することができるよう努めます。様々な機会へ女性が参加しやすい方法の検討や意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 28

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり
施策項目	28出産・子育て環境
施策を通じて実現したいまちの姿	子育て応援課（ハートブリッジ）を核とした、妊娠期から将来を見通した支援体制が構築されており、早期からの支援と安心して子育てできる環境が実現しています。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供が行われ、次代の社会を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていくことのできる社会の構築が進んでいます。

評価者	健康福祉部長	主担当課	子育て応援課
関係課	こども課	教育総務課	生活環境課

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>妊娠届出時に保健師との面談を実施することで、産前からの気がかり妊婦の把握を行い、サポートを行うとともに、妊婦向けの教室を実施し出産前準備や育児支援を実施している。また令和3年度より出産後の育児不安が特に強い方等を対象に産後ケア事業を実施し、令和5年度より対象者を拡充して、誰でも安心して子育てできるよう宿泊型・アウトリーチ型・デイサービス型により育児支援を実施している。令和5年2月より、『出産・子育て応援給付金』事業が開始され、妊産婦に対する経済的支援と伴走型相談に力を入れるようになり、より早期に支援につながるようになっている。</p> <p>子育てのニーズが多様化する中で、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないよう、関係各課や関係機関と連携し、必要に応じて相談へつなぐなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいる。一方で、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、参加者を増加させていくとともに、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。</p>	<p>我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26となり、その後、緩やかな上昇傾向ではしたが、ここ数年微減傾向となっており、令和4年も1.26と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）では、「希望出生率1.8」の実現に向けて、男性が育児休業を取得しやすい環境の整備、結婚支援、産後ケア事業の推進、地域での子育て相互援助の推進、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援などの施策の必要性を示しています。</p> <p>県は、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っ子健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めたこども計画を令和7年3月に策定し、こども施策を推進することとしている。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	事業者は、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたります。	<p>子育て支援センターは、市内8か所で運営されており、令和7年度で1か所増える。親子の交流の場を通じ、子育てに関する情報提供をはじめ、様々な相談へつなげるとともに、家庭に必要な援助を行い、子育て支援の充実を図っている。子育て応援課とも連携し支援に必要な家庭について双方向から支援を行っている。</p>	<p>子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。</p>
2	事業者・関係団体は、行政と一体となって育児支援を実施できる体制づくりを進めます。		
3			
4			
5			

### 4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 4～5か月児健康診査受診率	%	目標	99.6	99.7	99.8	99.9	100	100	100	100	100	100	B
		実績	98.1	95.9	96.5	99.4	98.8	99	97.8				
2 待機児童数	人	目標					0	0	0	0	0	0	D
		実績	0	0	0	0	0	0	1				
3 子育て支援センター年間参加数	組	目標	12100	12200	12300	12400	12500	12600	12700	12700	12700	12700	B
		実績	11457	10470	8799	8372	9191	9758	9856				
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

<p>健診は子どもにとって必要不可欠な事業であり、受付時間の分散や、消毒の徹底など感染予防対策を徹底しながら、丁寧な案内を行った結果、大きく受診率を低下させることなく実施することができた。</p> <p>子育て支援センターでは、仲間づくりの機会、遊び場の提供及び子育て相談を行い、子育て支援の充実を図っている。しかしながら、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人は減少傾向にある。今後は、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。</p>
--

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	母子保健事業の充実	
①	取組成果	●妊娠届出時に必ず保健師や助産師との面談を行い、気がかり妊婦の早期発見につなげ、産院等関係機関と連携を取って支援を行ってきた。令和5年2月より『出産子育て応援給付金』事業が開始されてからは、窓口に出産師を配置し、支援の充実を図っている。また、産後についても、新生児訪問や教室、授乳相談や健診などで支援の途切れることがないよう育児サポートの充実に努めた。早期からの支援が定着しつつあることで、安心して子育てに取組める環境づくり、虐待防止に寄与している。	課題 妊娠期からの切れ目ないサポートを目指し事業を実施しているが、様々な支援を必要とする家庭が増加している。市の事業だけではサービスが行き届かない場合も多いことから、支援内容の拡充が求められている。特に、妊娠期から虐待やDV対応が必要な家庭も増加していることから、ショートステイや里親等、支援体制の充実強化に努める。
	評価	A 評価理由 妊娠早期からの支援体制が充実してきており、子育て世代の方々に喜ばれている。支援の必要な家庭も関係課・関係機関と連携し、安心して子育てできる環境づくりが可能となっている。	
	今後の方針	関係機関や関係団体等との連携はもちろん大切であるが、今後も、民生委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努める。また、里親やショートステイ等地域資源の開拓についても啓発していく必要がある。	

No.	施策の内容	保育施設及び多様な保育サービスの充実	
②	取組成果	●子育て支援センターは、市内9か所で運営されており、仲間づくりの機会、遊び場の情報提供及び子育て相談を行い、子育て支援の充実を図っている。公立園の0歳児保育を継続するため、紀見こども園で0歳児保育を継続実施している。	課題 子育て支援センターでは、交流の場等へつながりにくい親子の参加をどのように促していくかが課題となっている。また、令和6年度途中で1名の待機児童が発生した。
	評価	C 評価理由 子育て支援センターは施設数も増加してきており、多様なサービスを提供している。保育施設では、令和7年度開設した公設公営の幼保連携型認定こども園である紀見こども園において、公設公営施設ならではのサービスの提供を行っている。	
	今後の方針	子育て家庭が地域で孤立しないよう、『第3期子ども・子育て支援事業計画』に基づき、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。また、ホームページ「子育て情報サイト はびもと」やLINE配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促していく。紀見こども園の開設により、新たに公設公営のこども園として、地域で保育サービスの提供を図る。併せて子育て支援センターの開所も実施。	

No.	施策の内容	安心して子育てできる支援体制の充実	
③	取組成果	●平成29年度より、子育て世代包括支援センターを設置し、相談窓口を明確にし、妊娠早期から18歳までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきた。また、令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを課として位置づけることにより、保健・医療・福祉・教育の連携による支援体制を強化し、早期支援に繋げている。さらに、令和3年度には、『子ども家庭総合支援拠点』を設置。さらに、母の育児負担の軽減や虐待予防の観点から『産後ケア事業』を立ち上げ、支援の充実を図ってきた。 ●【学童保育】令和6年度は、民間の学童保育が新規で1か所増加となった。また、市内全体で学童保育の利用者数が増加している。一部の校区では定員を上回る利用実績がある。老朽化が進む応其小学校の学童施設については建て替えに向けた設計委託予算がR7年度に計上されている。	課題 ●転入家庭については、孤立しがちになりやすく、支援が遅れる可能性がある。 ●産後ケア事業については、妊娠の届出段階で周知を徹底したこと、病院とも連携し、必要な方に情報提供してもらったこと、利用料を半額にしたこともあり、利用者が年々増加している。利用増に伴って受け皿拡大の必要性もでてくることから、委託先の確保を検討していく必要がある。 【学童保育】市内全体で児童数は減少しているものの、学童保育の利用者数は増加している。今後、待機児童を出さないように運営団体と協議を行いつつ、対策を講じていく必要がある。
	評価	A 評価理由 平成29年度より『子育て世代包括支援センター』が設置され、子どもの総合相談窓口としての機能を果たしてきた。令和5年4月からは母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として『こども家庭センター』を開設した。関係課・関係機関の連携は充実しており、様々な相談が他課と連携して支援を実施できるようになってきており、切れ目ないサポートを行っている。	
	今後の方針	今後も関係課・関係機関との連携を密にして、支援の必要な家庭の把握を行う。また、産後ケア事業については、産後うつ予防の観点から、ますます周知を徹底するとともに、受け皿拡大にあたり、県とも協議・調整を図りながら広域的な委託先確保を検討していく。 【学童保育】今後については、各地域ごとの利用者数の推移を確認し、学童保育の実施場所について、関係各所と協議をし、老朽化の進む施設については、建て直しも検討していく。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	今後も子育てに関する総合相談窓口としての子育て応援課と子育て支援センターとで連携しながら、地域を始めとした関係各機関と共に、妊娠から子育てまで切れ目ない支援ができる仕組みづくりを行っていく。
A	保育施設やサービスについてもニーズに応じた充実に努め、安心して子育てできる保育環境の整備に取り組む。

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 29

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり
施策項目	29子ども・家庭
施策を通じて実現したいまちの姿	子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長していける支援体制が整っています。児童虐待やヤングケアラーを発見した場合、速やかに適切な対応を行い、また、児童虐待に至る前においても、教育福祉の連携のもとで早期に対応ができ、子どもたちが健やかに成長することができるようになっていきます。

評価者	健康福祉部長	担当課	子育て応援課
関係課	こども課		

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援をする中で、妊娠早期から支援の必要な家庭が年々増えてきている。また、核家族化や共働き家庭の増加による地域における人間関係の希薄化や、子育ての伝承力の低下、価値観の多様化等による家族形態の変化などにより、一人で悩みを抱え、虐待やDV等、養育困難に陥る家庭も増加している。さらに、子どもの心身の発達という点でも健診後のフォロー体制を充実し、保護者の気持ちに寄り添い、親子に丁寧な対応、必要な支援が求められる。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、今後も関係各課、関係機関と連携し、しっかりサポートする必要がある。そのために、令和3年度より、『子ども家庭総合支援拠点事業』を立ち上げ支援の充実強化に努めている。さらに、令和5年2月より、『出産・子育て応援給付金』事業が開始され、妊産婦に対する経済的支援と伴走型相談に力を入れるようになり、より早期に支援に繋がるようになっている。</p>	<p>これまで、こどもに関する施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻である。このため、国においてはこども家庭庁の設置と相まって、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が令和5年4月から施行された。県においても、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っ子健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めたこども計画を令和7年3月に策定し、こども施策を推進することとしている。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	事業者・関係団体は、子どもの健全な発達・成長のために支援・協力を進めます。	乳児全戸訪問を母子保健推進員にお願いし、また状況に応じて民生委員児童委員にも依頼し地域での見守り体制を整えている。社会福祉法人やNPOの方にSV（スーパーバイズ）を依頼し、事例検討や、今後の支援方針の助言をいただいている。	現状の事業を維持しつつ、子育て短期支援事業をレスパイト（休息）の目的で利用できるような、里親事業の推進を行う。また、養育支援訪問事業の専門的支援や子育て世帯訪問支援事業の家事育児支援を委託を行う。
2			
3			
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績									
1	ひとり親就労支援相談件数（年間）	件	目標	15	17	18	19	20	28	36	44	52	59	D
			実績	42	13	6	23	6	17	1				
2	のびのび教室利用児数（延人数）	人	目標	4860	4870	4880	4890	4900	4910	4920	4920	4920	4920	B
			実績	4179	3838	3224	2623	2874	3283	2907				
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

- ・子どもの発達の現状を保護者が受容するまでの精神的な揺れがあるため、不安な保護者の気持ちに寄り添い、理解し、丁寧に対応をしていく必要がある。
- ・保健師からのびのび教室に誘われたが通室につながらなかった家庭もあるので、のびのび教室の役割を幅広く知らせ、のびのび教室が保護者にとって「安心感を得られる場所」として発展していけるよう取り組んでいく。
- ・年度により相談件数にばらつきがあるものの、就労を望むひとり親への相談を行っている。ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら就労支援を行う必要がある。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進
①	取組成果	●発達に支援を要する子どもとその家族のニーズを把握し、保健師・発達相談員・園/学校の職員などが密な連携を取りながら、支援を行ってきた。また、発達相談という限られた場面だけでなく、発達について学ぶ研修会等を実施することで、子どもにより適切な対応ができるような機会を保障した。
	課題	学童期の発達相談事業が、必要な時期に必要なタイミングで実施できる体制を構築する。また、働く保護者が増加していることから、児童発達支援事業や児童発達支援センターに通園している子ども達に併用通園の必要性のある家庭が出てきている。
	評価	A 評価理由 乳幼児期の健診後のフォローから就学後の継続的な支援については、関係する3課（こども課・学校教育課・子育て応援課）が年に1回実績を出し合い、共通理解を深めてきている。また、課題があれば早急に対応するようにしており、市としての発達相談業務については、一貫して支援できている
今後の方針	乳幼児期から就学後まで一貫して支援することができるよう、子育て応援課に配置されている発達相談員が中心となり、総合的かつ継続的な支援体制構築に努める。	

No.	施策の内容	児童虐待防止の推進
②	取組成果	●家庭児童相談員を常時配置し、様々な子育てサークル等に出向き相談しやすい体制を整えた。また、子ども家庭総合支援拠点を令和3年4月に設置し、相談体制を強化。さらに、市内保育園・幼稚園・こども園、小・中・高等学校には年に1回訪問を実施し、支援の必要な家庭について情報共有している。また、併せて和歌山県介護支援専門員協会伊都・橋本支部に対して、ヤングケアラー基本研修を実施し、ヤングケアラーに対する認識を高める機会とした。また、元ヤングケアラー当事者を講師に迎え、市民向け講演会を実施した。
	課題	啓発や見守りなどを行政と共に支援してくれる地域資源の発掘が必要である。年々相談支援を必要とする件数が増加しており、対応に追われている。また、その相談が複雑に絡み合っており、複数の課が対応することも多くなってきている。
	評価	A 評価理由 相談があった場合、関係課・関係機関と連携し、必要な支援を実施している。相談後は、迅速に対応しており、早期支援に繋がられるので安心・安全な生活の保障を行えた。
今後の方針	複合的な課題の多い家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点から、高齢者・障がい分野等と連携し、重層的支援に努める。また、児童虐待防止の推進やヤングケアラー支援の啓発を、教職員、民生委員児童委員や母子保健推進員、学童指導員等身近な相談相手となりうる方々に対し、早期支援に繋げるための研修を開催する。	

No.	施策の内容	子育て家庭の経済的負担の軽減
③	取組成果	●乳幼児医療助成など児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業など生活基盤を確保するための支援及び母子・父子自立支援員による就労支援など子育て家庭への各種支援を実施した。また、児童発達支援センター等において利用する紙おむつ（紙パンツ）の支給を行った。
	課題	子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、今後も様々な視点から、子育て家庭の生活の安定を図る必要がある。
	評価	A 評価理由 子育て家庭の負担軽減に向けて、児童発達支援センター等において利用する紙おむつ（紙パンツ）の支給を行った。
今後の方針	子育て家庭における経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実にも努める。今後も子育て世帯の就業と子育ての両立を支援する環境を整えていく。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	社会保険制度の拡充を国や県へ強く要請していくとともに、支援者個々の相談・支援能力の向上に努めながら地域資源を発掘し、総合的かつ継続的な支援の充実にも努める。
A	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 30

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり
施策項目	30地域・家庭・学校・行政の連携
施策を通じて実現したいまちの姿	子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験を持つ人々の力を活用し、学校を核とする子育ての取組みが構築されているとともに、この取組みを通じて地域の将来を担う人材が育成され、持続発展可能な地域社会となっています。また、地域家庭、学校そして行政が連携、協働することで、子どもと大人のつながりやふれあいが深まった地域となっています。

評価者	教育部長	主担当課	学校教育課
関係課	生涯学習課	子育て応援課	家庭教育支援室

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>平成31年4月段階で、すべての市立小中学校に学校運営協議会を設置し、地域の方々の声を反映した学校運営を行っています。また、共育コミュニティとの連携をとおり、地域の方々による学校支援が実現しています。</p> <p>地域の力を学校に、学校の学びを地域に広げる活動を行っています。共育コミュニティ本部の中での情報共有はできていますが、課題解決のために、共育コミュニティと学校運営協議会との連携をより一層深めていく必要があります。</p> <p>いじめや不登校、DVや虐待など様々な問題が複雑化・困難化する中で、関係課・関係機関の支援体制が充実してきています。しかし、相談件数は年々増加しており、支援体制の強化が必要となっています。</p>	<p>近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、家庭・学校・行政及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりと子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す必要があります。県内ほぼすべての公立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校）に学校運営協議会が設置されており「地域とともにある学校」として地域との連携を深めています。さらに「学校運営協議会」と「共育コミュニティ（地域学校協働活動）」が一体となった「きのくにコミュニティスクール」として学校・家庭・地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けて活動を行っています。乳幼児期保育の3法令（保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）は、内容の整合性が取られ、令和元年度から実施されました。また、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されました。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を基本とした双方向の地域学校協働活動を通じ地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。	<p>学校運営協議会を全校に設置し、地域住民の声を学校運営に反映させるとともに、共育コミュニティ事業を核として登下校時の見守り活動や図書ボランティア等、学校を支援する活動に対して地域住民からの協力が得られています。</p>	<p>共育コミュニティ事業を推進し、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識を育みます。その際、支援の必要な子どもを早期に発見し、支援に繋げる仕組みづくりが必要となります。</p>
2	市民・関係団体は、一体となって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。		
3	関係団体は、一体となった教育の成果について、パンフレットの作成やホームページの充実、パネル展示など周知に注力することで、住民の理解と協力促進につなげます。		
4			
5			

## 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1 共育コミュニティ本部の設置	地区	目標	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	A
		実績	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
2 学校プラットフォーム化の実施率	%	目標	20	30	40	60	80	80	90	100	100	100	C
		実績	10	26	26	32	32	32	42				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

学校を核とする子育ての枠組みは構築されています。今後は、地域・家庭・学校・行政が連携をより深めていけるようにしていく必要があります。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		地域・家庭・学校の連携を育む
①	取組成果	<p>・ 共育コミュニティ推進協議会と学校運営協議会連絡協議会を3回実施。併せて個別研修会を実施し、市の方向性を各本部・協議会に情報発信できた。</p> <p>・ 地域の専門家やボランティアによる授業支援・地域学習支援が実現した。</p>	
	課題	<p>共育コミュニティと学校運営協議会の一体的推進を要とし、地域との連携を更に深めます。</p>	
	評価	B	<p>評価理由</p> <p>学校運営協議会と共育コミュニティの合同会議を開催し、学校教育課と生涯学習課が連携して、一体的なコミュニティづくりを推進できた。</p>
今後の方針	<p>学校運営協議会制度をとおして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携を更に強め、地域との協働により社会総掛かりでよりよい教育の実現を目指します。</p>		

No.	施策の内容		共育コミュニティの推進
②	取組成果	<p>共育ミニ集会等を通じて地域と学校の連携が深まり、子どもの成長を支える共通理解が醸成されました。家庭教育支援室と情報共有し、居場所づくり事業をすすめました。地域住民や学生ボランティアの協力による放課後支援も拡充し、実践的な地域づくりが進展し、学校と地域の連携体制も強化されました。</p>	
	課題	<p>中学校区ごとのグランドデザイン策定の段階にあり、今後の継続的な熟議と方針整理が必要です。放課後支援の人材確保が困難で、新たな担い手の確保が課題です。</p>	
	評価	B	<p>評価理由</p> <p>中学校区ごとに共育ミニ集会を開催し、学校・家庭・地域が連携して子どもの育ちを考える熟議を実施しました。空き教室を活用した放課後の居場所づくりや学習支援を展開し、地域や学生ボランティアの協力を得て運営できました。学校教育課と生涯学習課が連携し、地域と一体となった教育を推進することができました。共育コミュニティと学校運営協議会の一体的推進のための研修会や各会議での説明を実施し、一定の理解が進みました。また、ホームページを充実させることにより、より周知を図ることができました。</p>
今後の方針	<p>中学校区ごとのグランドデザイン策定に向けて、継続的な熟議と方針整理に取り組みます。放課後支援の人材確保のため、新たな担い手の確保に取り組みます。また、共育コミュニティと学校運営協議会の連携深化と持続可能な仕組みづくりに引き続き取り組みます。</p>		

No.	施策の内容		教育福祉の連携
③	取組成果	<p>● 学校プラットフォーム化の取組の起点となるスクリーニング検査の内容を市独自で再構成し、実施校が8校に拡大しました。</p> <p>● 家庭教育支援チーム主催の講座は22回で872人、学校や園からの依頼講座は90回で2,995人が参加し、参加者が増加しています。</p> <p>● 市が支援することにより、11のボランティア団体がこども食堂を定期的開催し、5つの小学校区で毎週1回学習機会を提供できた。（つながりの場づくり委託事業）</p>	
	課題	<p>● スクリーニング検査の全校実施に向けてさらに推進する必要がある。</p> <p>● 家庭教育支援チームの講座の参加者増加のためには開催時間の工夫や参加しやすい環境づくりを継続して進める。</p> <p>● 米不足等、物価高騰によるこども食堂の運営困難が予想される。</p>	
	評価	B	<p>評価理由</p> <p>スクリーニング検査の内容を市独自で再編成し、学校が導入しやすい仕組み作り、学校プラットフォーム化をすすめることができた。また、就学前から小学校低学年の保護者を対象に講座を開催し、子育ての不安や悩みを抱え孤立しないよう保護者間のつながりをつくり、切れ目のない支援と保健・医療・教育福祉の連携によるケース対応にも注力できた。</p>
今後の方針	<p>スクリーニング検査の全校実施に向けて、学校に対してさらに情報共有を推進するとともに、家庭教育支援チームの講座の参加者増加のために開催時間の工夫や参加しやすい環境づくりを継続して進める。また、引き続きこども食堂を支援していく。</p>		

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	施策全体の方針
B	<p>学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの仕組みと共育コミュニティ事業が連携を一層深め、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識の醸成、よりよい教育の実現を目指します。</p> <p>また、様々な問題が複雑化・困難化する中、相談件数は年々増加しており、関係課・関係機関の支援体制の更なる充実、連携強化を進めます。</p>



4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

目標1に関しては、中間目標及び全国平均を上回る水準で推移しています。普段の授業や学校行事等を通じて児童生徒の自己肯定感を高め、互いに認め尊重し合える学校づくりが行えていると考えていますが、一層高めていく必要があります。目標2では中間目標値にも到達していないだけでなく前年度よりも低い水準となりました。今後も引き続き県教育委員会とも連携を図りながら、校内研究の推進、授業改善に取り組む必要があります。

5. <施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容）>

No.	施策の内容	豊かな心と健やかな体を育てる
①	取組成果	●計画的・系統的な人権教育、道徳教育を実施し、豊かな人権感覚、道徳性を持った児童・生徒の育成に努めています。いじめのない学校づくりに向け、積極的ないじめ認知に取り組み、早期発見・解消に取り組んでいます。
	評価	B 評価理由 令和6年度全国学習学力状況調査における児童生徒質問紙の中で、児童98%、生徒96.6%が「いじめは許されない」と回答し、いじめを許さない風土が着実に醸成されています。また、各校において、計画的な人権教育及び道徳教育が実践されています。
	今後の方針	豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成するため、教員自身が豊かな人権意識を持てるよう指導の充実を図るとともに、家庭との連携を深めます。いじめをなくすことはもとより、「いじめはどの学校でも起こりうる」との認識を持ち、引き続き未然防止、早期発見、早期解消に取り組めます。

No.	施策の内容	多様な学びの推進
②	取組成果	学力調査により課題を把握し、未定着部分の対応や学校ごとの改善策が進められました。家庭学習支援では、中学校で学習計画の立案の時間を設定等の取組を広げました。また、教員対象の多様な研修により、主体的な学びを促す授業実践も広がりました。
	評価	B 評価理由 学力向上を目的に、標準学力調査を実施し結果を分析。市全体および学校ごとの課題を明確化し、改善に取り組むことができた。また、家庭学習の習慣化を保護者と連携して推進し、児童生徒が主体的に学べる授業づくりに向けた教員研修も実施することができた。
	今後の方針	学習指導要領が目指す方向性についての理解を一層深め、授業改善を更に進めます。担当職員や地域人材を活用して児童生徒の読書環境の充実に向けた取組を進めます。GIGAスクール構想に対応したICTの効果的な活用等の教育課題に対する教員の資質向上に努めます。

No.	施策の内容	より良い学びの場のための教育環境の充実
③	取組成果	●学校施設の計画的な改修、通学路安全点検、学習環境の整備に取り組むとともに、授業支援システム導入とアドバイザー配置により授業や校務の効率化を推進しました。Wi-Fi環境の体育館への拡張、就学援助等の支援を行っています。
	評価	B 評価理由 小学校に指導者用デジタル教科書を導入し、ICTを活用した「分かる授業」の実現を推進。学校DX推進アドバイザーを派遣し、授業支援・校務効率化を図るとともに、1人1台端末や通信環境の整備も進めています。体育館へのWi-Fi整備で授業や災害時の通信環境も強化されました。
	今後の方針	学校施設・生涯学習施設の老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的かつ効率的な整備を推進します。また、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設管理、学校間連携の最適化を図ります。さらに、教育の情報化を推進するために、必要な環境の整備を進めます。

No.	施策の内容		幼児保育・教育の充実
④	取組成果	<p>●多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、幼保連携型認定こども園の整備等を行っています。また、保健師と園職員等が連携し、必要な家庭への子育て相談等を充実させました。発達相談員と乳幼児保育担当の市職員が各園を訪問、園職員と協議し、配慮を必要としている子どもを含めてのよりよい保育・教育の実践につなげました。</p>	
	評価	B	<p>課題</p> <p>保育・教育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、保育・教育の質の向上に向けた取組を推進していくことが必要です。特に親子の愛着関係も要因の一つと考えられる配慮を必要としている子どもの姿について、関係機関と連携しながら適切な関わり方を検討し、保育・教育の工夫をしていくことが必要です。</p>
	今後の方針	<p>評価理由</p> <p>教育・保育サービスの質と量の確保に努め、令和6年度の待機児童は1人となっています。また、公立・私立を問わず各園の連携に努めるとともに、市職員による園訪問等により保育・教育の質の向上に向けた取組を推進しています。</p> <p>保育所や認定こども園への需要に対して、定員の拡充や保育者の確保等、必要な供給量を確保します。引き続き児童発達支援の充実を図るとともに、質の高い保育・教育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、認定こども園、幼稚園の連携や就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。</p>	

No.	施策の内容		特別支援教育の充実
⑤	取組成果	<p>研修と人的支援の充実により、個に応じた学習支援や学級運営の支援を行いました。教員の授業力向上、子どもたちが安心して学べる環境づくりが進めるとともに、保護者との密な連携を通じて、個々に適した就学の場の選択を支援しました。</p>	
	評価	B	<p>課題</p> <p>支援を要する児童生徒の増加に伴い、対応する教職員や事務局の負担が増加しています。補充人材の確保も困難な状況であり、専門性を持った教員の育成が今後の大きな課題です。</p>
	今後の方針	<p>評価理由</p> <p>特別支援教育の質の向上を目指し、コーディネーターや担任対象の専門研修を実施しました。実践経験ある講師による指導で、個別支援の知識や技術の習得を支援しました。また、人的支援も強化し、困難な状況に応じた非常勤講師・支援員の配置を行うことができました。</p> <p>より専門的な知識をもった教員が特別支援学級を担当できるよう、研修の充実を図るとともに、免許取得の推進を行います。特別支援教育支援員の配置を進め、一人一人の実態に即した指導ができる体制整備を進めます。</p>	

#### 6. <施策全体の方針>

総合評価	学校、地域、行政等の関係機関が連携し、安全で安心な学校づくりという基盤構築に引き続き取り組みます。また、幼児期から義務教育終了段階までの将来を担う子どもたちに対して多様な学びが提供できるよう、教員の指導力向上、環境整備等に引き続き取り組みます。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 32

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに学び学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	32生涯学習
施策を通じて実現したいまちの姿	様々な年代の人が集い、学び合える場づくりを推進するとともに、子どもたちの育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ちあえるまちづくりの構築が進んでいます。

評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課	中央公民館	地区公民館	図書館

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>「第2期橋本市教育大綱」や「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」が施行され、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくるため、協働の取り組みをさらに進めることとなりました。これらに加え、グローバル化の進展や情報技術の発達などの社会情勢の変化を反映させるため、令和6年度と同7年度で「橋本市生涯学習推進計画」の策定を行っています。市民の多くの方々が連携し、人と人がつながりながら、共に学びあいのできるまちづくりに向け取り組むこととしています。</p> <p>人と人がつながり学びあえる場所づくりを推進し、子どもたちの育みを、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ちあえるよう取り組んでいくことがより一層の課題となっています。</p> <p>公民館では、世代別による事業を企画しています。事業の振り返りを重視して内容を充実させ、より多くの方に学びの機会を提供するようにしています。現役世代の参加が少なく、公民館における情報発信が重要で課題となっています。</p> <p>図書館では各種読書会や図書館講座等を開催し、生涯学習活動の支援に努めています。様々な年代の方の学べる場となるよう、更に工夫をする必要があります。</p>	<p>「人生100年時代」の到来に対応し、すべての人が生涯学習を通じて、すべてのライフステージにおいて学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築が求められています。また、感染症対策や防災等に関して必要な知識を得る、「命を守る」生涯学習や社会教育の重要性が強く認識されるようになってきました。</p> <p>生涯学習や社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものであるという認識が広がっています。</p> <p>県は生涯学習・社会教育推進に資するよう、「和歌山県の生涯学習」と各市町村の取り組み等のデータをまとめた「和歌山県の生涯学習（資料編）」を作成し、生涯学習における施策の重点と具体的取組を示しています。</p>

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・関係団体は、地区公民館、図書館などの学習活動に積極的に参加することで、地域教育力の向上につなげていきます。	<p>共育コミュニティを推進し、学校・家庭・地域が一体となって子育てに取り組むことで、地域住民の生きがいにもつながる取り組みをしています。</p>	<p>共育コミュニティを一層推進し、地域連携意識を育みます。公民館では、地域の主体性を引き出し、職員のスキル向上を図りながら、引き続き事業に取り組んでいきます。</p>
2	市民・関係団体は、一体となった子育てに参加することで地域づくりの向上につなげます。		
3			
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 「生涯学習」分野の満足度	%	目標						36	40	44	48	50	B
		実績	14.2	16.4	16.9	25.3	31.6	29.9	36.2				
2 地区公民館で活動する構成員の割合（対総人口）	%	目標	6.6	6.7	6.8	6.9	7	6.2	6.4	6.6	6.8	7	B
		実績	6.5	5.5	6.7	6.3	6	6	6.1				
3 貸出冊数	千冊	目標	237	240	243	246	250	253	256	256	256	256	B
		実績	238	244	197	218	231	232	237				
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

地区公民館で活動する構成員数には余り変化はないが、橋本市の総人口減少により、割合としては微増した。新型コロナウイルスの感染拡大により、図書館において令和4年1月18日～3月6日まで利用休止にした期間等がありましたが、前年と比較してその期間が短かったため図書館を利用される方が前年度より若干増加したものと思われる。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		生涯学習推進体制の充実
①	取組成果	●各中学校区に共育コミュニティを立ち上げており、共育コーディネーターを中心に地域の活性化を推進しています。	
	課題	共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。	
	評価	B	生涯学習課と学校教育課の兼務職員を1名配置し、共育コミュニティとコミュニティ・スクールの一体的推進、各共育コーディネーター間の連絡調整や広域的な共育コミュニティの推進に取り組めました。また、橋本市共育コミュニティ推進協議会を橋本市学校運営協議会連絡会と合同で年3回開催し、放課後子ども教室推進事業を含めた橋本市全体の共育コミュニティの推進、課題及び成果について情報共有・意見交換を行いました。
今後の方針		共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。地域の人材の発掘や育成に努め、住民の参画を拡充させていきます。	

No.	施策の内容		生涯学習活動の推進
②	取組成果	●すこやか橋本まなびの日や公民館まつり等において、生涯学習活動の発表や各団体の交流を行っています。	
	課題	メンバーの高齢化が進み、以前のように活発な活動が難しくなっている団体が増えてきています。	
	評価	B	すこやか橋本まなびの日を社会教育団体や健康分野の体験活動を中心としたイベントとして開催しました。また発表会で、太鼓やダンスなどを、国民文化祭障がい者交流事業を継承して行い、約2,900人の参加を得ました。
今後の方針		生涯学習活動を発表する機会を設け、持続可能な生涯学習活動を推進します。	

No.	施策の内容		図書館サービスの充実
③	取組成果	●色々な年代の方の各種ニーズを考慮した選書を行い、季節や行事毎のコーナー作りもし、利用人数・貸出冊数の増に繋がっています。	
	課題	内容が古く現状にそぐわない本や汚損・破損による古い本の買い替えが必要です。	
	評価	B	装飾に工夫した人目を引くコーナー作りをし、古くなった本を新しく買い替え、人気のある本の収集に力を入れた。
今後の方針		今後も安心してたくさんの方に利用して頂けるよう、子ども読書推進の観点から児童書の充実をはじめ、利用者のニーズに即した選書を行うと共に、読み聞かせ会、図書館講座の開催を行うなど、より充実したサービスに努めます。	

No.	施策の内容		公民館・児童館活動の充実
④	取組成果	●公民館で活動しているサークルが、地域や学校へボランティアに出向き、日頃の成果を発揮することができました。	
	課題	参加者が地域に主体的に参加する意識を持てるように内容を充実する必要があります。	
	評価	B	児童館は「健全な遊び」によって健康を増進し、情操を豊かにする施設であり、活動のテーマである「手作り遊び」を通して自主性と想像力を養い、達成感を得て成長につなげる為の小学生を中心とした事業の他に、子育て支援の一環として、幼児親子や保護者を対象とした事業を実施しました
今後の方針		事業参加やサークル活動を通じて地域に積極的に関わることができるよう支援をしていきます。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	共育コミュニティ等、地域との協働を推進することで、生涯学習を推進していきたい。図書館や公民館といった社会福祉施設を活用し生涯学習を支援していく。今後も様々な方法で学びの機会や発表する機会を作りたい。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 33

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	33生涯スポーツ
施策を通じて実現したいまちの姿	生涯にわたって健康的な生活を営むことができるよう、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが運動やスポーツに親しむことができるスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツに係わる全ての人達が交流を深めることができる環境が作られています。

評価者	教育部長	担当当課	生涯学習課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
平成26年に橋本市スポーツ推進計画（計画期間：平成26年度から令和5年度）を策定し、市民一人ひとりが、体力や年齢、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指しました。計画期間の折り返しとなる平成30年度に中間評価を行い、「成人の週1日以上のスポーツ実施率」や「社会体育施設利用者数」など指標項目を調査しました。令和4年度に次期計画策定方法を検討した結果、令和6年度から令和7年度にかけて策定される第2期生涯学習推進計画（令和8年度～令和17年度）内にスポーツ行政として含有し、スポーツ関係者を含め今後検討していくことになりました。今後も市民の運動習慣が定着するように、気軽に参加できるスポーツ教室を開催するなどのソフト面の充実とともに、安全で利用しやすいスポーツ施設となるよう既存施設の維持・管理を行っていく必要があります。	平成 27年に発足したスポーツ庁は、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命としています。東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）として、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことのできる「スポーツ立国」の実現、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず活躍できるコミュニティの実現などを図る機運が高まりました。県は、スポーツを通じてめざす社会とそれを実現するための基本方針や具体的な方策を示した「和歌山県スポーツ推進計画」（計画期間：平成30年度から概ね10年間）を策定し、すべての県民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、関心・適性等に応じ、自主的・自発的にスポーツとふれあい、日常的にスポーツに親しむ、楽しむ、支えるなどの活動を通じて、生涯にわたり生活の質の向上が図れる社会の実現をめざしています。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、行政とともに年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に努めます。	例年開催している橋本マラソンには、市内外から幅広い年齢層の選手が多数参加し、交流を深めています。また、運営においては多くの市民ボランティア、協賛事業所等の協力を得て開催しています。	スポーツを実際に「する人」だけではなく、スポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、指導者やボランティアなどスポーツを「支える人」に対しても、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境を整備する必要があります。
2	市民・関係団体は、スポーツを通じて、市内外の多くの方に橋本市の魅力を分かってもらえるよう努めます。		
3	関係団体は、スポーツに携わるすべての人たちが交流を深めることのできる組織づくりの構築に努めます。		
4	関係団体は、学校と合同で社会貢献活動を行うなど、地域における多世代交流、青少年の健全育成の取組みを展開します。		
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	成人の週1日以上のスポーツ実施率	%	目標	38	41	44	47	50	52	54	60	60	60	B
			実績	38	-	-	-	38.1	-	46				
2	社会体育施設利用者数	千人	目標	285	287	289	290	292	293	295	297	299	300	B
			実績	277	292	132	149	180	199	178				
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

平成30年度の調査において、スポーツ・運動をする頻度は、「週に3回以上（18.9%）」「週に1～2日程度（19.1%）」となっており、約4割の人が毎週定期的に実施しています。今後も運動習慣が定着するように、気軽にできるスポーツ教室等の開催を推進する必要があります。次回調査は令和6年度から令和7年度にかけて策定される第2期生涯学習推進計画内にて行う予定です。社会体育施設利用者数に関して、令和元年度は中間目標値を達成しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となりましたが、徐々に利用者数の実績は増加となっています。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		生涯スポーツ活動の振興
①	取組成果	●橋本市体育協会や橋本市スポーツ少年団に所属する各団体への支援を行い、各競技種目の振興や団体間の交流推進に寄与しました。	
	課題	市内小学校の児童数の減少に伴い橋本市スポーツ少年団に加入する団員も減っています。	
	評価	B	評価理由 スポーツ推進アドバイザー事業について、本事業は令和元年度から令和6年度までの6年間にわたり、スポーツを通じた児童の健全育成と地域の活性化を目的として実施してきたもので、プロ野球選手・筒香嘉智氏をアドバイザーに迎え、教育関係者向けの研修会や児童向けのエクササイズ体験、練習見学会など、多様なプログラムを展開してきた。これまでの取り組みは参加者が限定される対面型が中心であったため、最終年度となる令和6年度は、これまでの活動を総括し、より多くの子どもたちがいつでも視聴できるよう、スポーツ啓発動画を制作した。
今後の方針	児童がスポーツをする楽しさを体験するきっかけづくりのため、スポーツの基本となる「走る」に焦点を当てた小学生リレーマラソンを実施し、将来のスポーツ人口の増加につなげていきます。		

No.	施策の内容		スポーツ施設の充実
②	取組成果	●安全で利用しやすいスポーツ施設の提供のため、施設について十分な経験と知識を有している（公財）橋本市文化スポーツ振興公社へ管理運営を委託しています。	
	課題	一部のスポーツ施設が老朽化しており、点検・整備が必要となっています。	
	評価	B	評価理由 令和6年度は、伏原体育館長寿命化改修工事、学文路スポーツセンターテニスコート修繕、令和7年度に予定している橋本市運動公園テニスコートLED化工事の設計、令和8年度に予定している東家体育館長寿命化改修工事の設計を実施した。
今後の方針	スポーツを実施する環境を整備するため、各施設の点検を行い事後保全とならないよう、予防保全を心がける必要があります。また、スポーツ施設の中規模改修や体育館の長寿命化改修の実施にあたり、各施設の今後の方針を決める必要があります。		

No.	施策の内容		スポーツを活かした交流・イベントの推進
③	取組成果	●橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどを開催し、各競技種目の振興とともに参加者間の交流を図っています。	
	課題	コロナ禍を脱したため各種イベントにおいては、コロナ禍以前の従来どおりの規模での開催を検討するなど、運営方法などの見直しが課題となっています。	
	評価	B	評価理由 第24回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走は大会に向けて、チーム編成・練習を行い、大会本番では総合11位（令和4年度は10位、令和5年度は6位）となった。第28回橋本マラソンは令和7年2月2日に無事開催し、参加申込者は858名となった。
今後の方針	子どもから高齢者までが世代を超えて一緒になって楽しめるよう各事業を磨き上げ、より一層の市民交流を図っていきます。		

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどの大規模なスポーツイベントでは、幅広い世代の人と人とのつながりを深め、世代を超えた交流を図ります。 スポーツ施設については、老朽化が目立ってきており、利用者が安全で安心して利用できるよう適切な維持管理に努める必要があります。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表

 	施策No. 34
---	----------

## 1. < 施策の概要 >

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	34歴史遺産
施策を通じて実現したいまちの姿	歴史的及び文化的資源を保護するに止まらず、地域の歴史、文化財や偉人についての理解を深めることで、市民の故郷への誇りと愛着に寄与しています。

評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課			

## 2. < 施策の現状分析 >

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
文化財の保存活用の施設として、橋本市あさもよし歴史館、橋本市郷土資料館を運営してきましたが、紀見地区公民館との複合施設として新郷土資料館を令和7年4月に開館しました。また令和2年6月には『葛城修験』が日本遺産に認定され、その構成文化財として橋本市内の文化財も認定されました。その「葛城修験」を広めるための講演会を毎年開催しています。本市出身の偉人の顕彰については、顕彰団体と連携し、学校での講演会の開催や小学生に漫画本の配布を行ったりしています。令和7年度に「古川勝氏」の生誕90周年を迎えるため、周知するための活動を行う予定です。課題は、文化財の老朽化に伴う保全や顕彰団体の構成員の高齢化が課題となっています。	文化財の保存と活用に当たっては、所有者や行政だけでなく、地域住民や市民団体等と協働してその取組を推進することが重要となっています。史跡、建造物や町並みの保存、民俗文化財の保存・継承等について活動を行っているNPOなどの団体の活動も広がっています。本県には数多くの文化財が存在し、国宝が36件、重要文化財が399件（国宝含む）となっています（令和7年3月時点）。しかし、人口減少と過疎化、少子・高齢化によって祭礼など伝統行事の存続が困難になるなど、文化財を取り巻く状況にも大きな影響が及ぶようになってきています。こうしたなか、総合的な文化財保護行政の推進のため、県は令和3年3月に「和歌山県文化財保存活用大綱」を策定しました。

## 3. < 市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み） >

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、行政と協働で名誉市民の顕彰・継承に努めます。	名誉市民の顕彰団体とホームページや漫画作成、各講座運営などを協働して行いました。	今後も左記の取組みに加えて、新しく開館した郷土資料館において講座等を実施します。
2	市民・関係団体は、文化財への関心を深め、地域の歴史を理解することにより、地域創造につなげます。	また学識経験者等で構成される文化財保護審議会での保存活用について審議しています。その他、文化財の異常の早期発見のため、県から任命された文化財パトロールとともに点検保存に努めています。	
3	市民・関係団体は、行政と協働で文化財の保存・伝承に努め、活用を図ります。		
4			
5			

### 4-1. < 目標の設定 >

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	指定・登録文化財件数	件	目標	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	A
			実績	124	124	124	125	129	133					
2	「歴史遺産」施策に対する満足度	%	目標						30	35	40	45	50	B
			実績	11.2	9.4	21.7	22.1	28.1	30.7	34.8				
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

### 4-2. < 指標から読み取れる成果と課題 >

貴重な文化財については、指定・登録を目指し、保護活用を図っていきます。
-------------------------------------

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容		世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進
①	取組成果	●黒河道の保全整備について、月1回のパトロールや清掃業務などを委託しています。	
	課題	黒河道活用のために、観光担当課との情報共有や連携を深める必要があります。連携のなかで、本市のセールスポイントとして、より一層周知を図っていく必要があります。	
	評価	B	評価理由 世界遺産である高野参詣道黒河道のパトロール・草刈り・小修理等の維持管理を委託し、景観の保全に努めている。
	今後の方針	業務委託を継続し黒河道の保全整備を図るとともに、観光担当課との連携を深め活用を図っていきます。	

No.	施策の内容		文化財の保全と活用の推進
②	取組成果	●市が窓口となり、令和6年度には河瀬区のだんじりの修繕を実施しました。	
	課題	令和7年4月に新郷土資料館が開館しましたが、現在の郷土資料館とあさもよし歴史館を解体する必要がありますが、全ての文化財が新郷土資料館に収まらないため、収蔵スペースの確保が必要です。	
	評価	B	評価理由 国費を使い、河瀬区のだんじり修繕を実施しました。
	今後の方針	毎年、国の補助金を活用し、各地区のだんじりの修繕を行います。また可能な限り、補助金を活用し、指定文化財の保護に努めます。令和7年度に旧郷土資料館収蔵の資料の移転先を確定し、令和8年度の解体に向けての移転スケジュールや方法を計画します。	

No.	施策の内容		歴史的な環境や景観の保全
③	取組成果	黒河道が令和5年6月2日の豪雨災害により甚大な被害を受けましたが、令和6年度は大きな災害はありませんでした。	
	課題	災害時に文化財の被害状況の早急な把握と対応に努める必要があります。	
	評価	B	評価理由 大きな災害はありませんでした。
	今後の方針	黒河道など歴史的な環境景観保全を継続して図っていきます。また、災害などにより環境や景観が損なわれた場合、観光担当課、県文化財担当課及び世界遺産文化センター等関係各所と連携し、早急に対応をしていきます。	

No.	施策の内容		偉人の顕彰
④	取組成果	●顕彰団体に補助し、活動を支援し連携して顕彰に取り組んでいます。R6年4月に新しく岡潔数学体験館を開館し、新しくさんすう体験教室、箴言教室、講演会等を実施しました。館内では、算数教材を充実させるとともに、写真展示や動画上映、看板の設置など、施設の充実に取り組みました。	
	課題	今後も本市出身の偉人の業績を広く後世に伝え、市民の故郷への誇りと愛着を持てるよう、継続して顕彰をすすめる必要があります。また数学体験館は、交通アクセスに難があるため、リピーター等来館者を増やすための工夫が必要です。	
	評価	B	評価理由 令和6年4月に岡潔数学体験館を開館し、令和7年3月までに2,417人の来館者及び教室等事業への参加者がありました。前畑秀子・古川勝顕彰活動委員会へ補助金交付をし、顕彰活動を行いました。
	今後の方針	顕彰活動を行っている団体には引き続き支援をしていき、協働しながら顕彰を行っていきます。新しく開館した郷土資料館では偉人の展示ゾーンを設け、継続してその功績を顕彰します。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	名譽市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働し、偉人顕彰に努め、広くその功績を伝えます。関係者・団体とともに文化財の保存・活用に努め、その価値や本市の歴史を広く伝えることで、市民の郷土愛を育みます。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 35

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】 子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいがづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	35文化芸術・国際交流
施策を通じて実現したいまちの姿	地域の個性的な文化をいかした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によって成されているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性がいきる文化の創造が進んでいます。

評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課	地区公民館	中央公民館	政策企画課

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を実施しました。今後の課題としては、本市の文化芸術の機会提供を支える文化協会構成員の高齢化による開催運営の負担が増えていること、文化芸術分野の活性化のため関心のある層を広げること等があります。	「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」（令和3～7年度）では、本県の文化芸術活動の一層の振興や人づくりに取り組むとともに、文化資源を活用した地域づくりを推進するための施策をまとめています。

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	関係団体は、行政と協働で国際交流を深める活動に取り組みます。	国際親善協会とともに他国の文化に触れる等の活動をしていました。 歴史ある市民総合文化祭や橋本展を継続して実施しました。	市内在住の外国人も増えており、市内においても国際交流できる場づくりを国際親善協会と連携していく。文化、芸術にふれあう機会を提供し、関心を持つ層の裾野を広げるよう努めます。
2	関係団体は、団体間で協力し市民総合文化祭や県展橋本展をさらに充実させ、市民の文化、芸術にふれあう機会の増進に取り組みます。		
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

No.	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
				目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1	「文化芸術・国際交流」施策の満足度	%	目標						25	30	38	45	50	B
			実績	5.9	6.2	9.2	14.3	21.7	18.7	23.5				
2	文化協会加盟団体の構成員の割合（対総人口）	%	目標	1.8	1.82	1.84	1.86	1.88	1.9	1.92	1.95	1.97	2	D
			実績	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	1				
3	英語スピーチコンテスト参加学校数	校	目標	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	E
			実績	17	15	0	0	5	0	0				
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

国際交流分野においては、姉妹都市の相手側の経済的事情等により滞っていましたが、できることから新たな事業を含めて、国際親善協会と協力していきます。  
文化協会加盟団体の構成員の割合は減少しています。市民総合文化祭などを通じ、市内で活動する文化芸術団体の活動をさらに周知する必要があります。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	文化芸術活動に接する機会の充実	
①	取組成果	●市民総合文化祭や和歌山県美術展覧会橋本展を開催し、文化芸術活動に接する機会を提供しています。	課題 市文化祭や県展橋本展の実行委員会の母体となっている文化協会構成員の高齢化により、年々準備片付の負担が大きくなっています。
	評価	B 評価理由 令和6年11月2日～4日の3日間に渡り橋本市民総合文化祭を開催し、1,100人の来場者数があった。また令和6年11月30日～12月4日の5日間に渡り県展橋本展を開催。706人の来場者があった。	
	今後の方針	文化協会と連携し準備の負担軽減を図るなど、市文化祭や県展橋本展の持続可能な開催の形を検討しながら、継続して文化芸術活動の機会を提供します。	

No.	施策の内容	市民の文化芸術活動の支援の充実	
②	取組成果	●市の文化の発展に特に貢献した個人や団体へ表彰を実施しています。また、本市の文化向上に寄与するため各種文化団体により構成されている橋本市文化協会に補助し、その活動を支援しています。	課題 少しでも多くの市民が芸術活動に興味関心を持つきっかけになるように、また多くの市民に展示会等に来てもらえるように、展示会等の活動をさらにPRする必要があります。
	評価	B 評価理由 市内の文化団体全20団体が所属する文化協会に補助金を交付し、文化芸術活動を支援した。	
	今後の方針	文化協会へ継続して支援を行うとともに、広く文化芸術活動を行っている個人や団体についても支援や顕彰を行っていきます。	

No.	施策の内容	国際交流の推進	
③	取組成果	親善協会と協働で、舞踊団の受け入れや留学生との交流を実施し、国際交流をはかってきました。	課題 国際親善協会と協力し、持続可能な国際交流を行っていく必要があります。
	評価	B 評価理由 橋本市国際親善協会へ補助金交付し、国際交流活動を支援した。	
	今後の方針	新たな国際交流の場や市内在住の外国人の方との交流等、実現可能なものから国際交流を継続していきます。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	施策全体の方針
C	関係団体と協力しながら国際交流の取組みや支援を引き続き行います。橋本市民総合文化祭、和歌山県美術展覧会橋本展の持続可能な運営と充実を図り、引き続き多くの方に文化芸術活動に触れる機会を提供します。

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 36

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	36青少年健全育成
施策を通じて実現したいまちの姿	青少年の問題行動に対し、学校・関係機関と連携した対応がなされ、また市少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少しでも少なくなる社会が構築されています。

評価者	教育部長	主担当課	生涯学習課
関係課	教育支援センター		

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>学校や関係機関と連携した対応がなされ、青少年の非行問題は減少傾向にあります。しかしその反面、SNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向が強まっています。そのため、児童生徒に対してSNSの使用上のマナーやモラルの向上のため啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要があります。</p> <p>教育現場にも「働き方改革」が求められており、学校補導員に補導活動等の協力を依頼する際に配慮が必要です。</p> <p>要保護対策児童等の支援について、子育て世代包括支援センター、学校警察教育支援センター連絡協議会等と情報共有して子どものサインを見逃さず虐待等の早期発見に努める必要があります。</p>	<p>令和4年に成年年齢が18歳へと引き下げられました。一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等、成年年齢が引き下げられてもそのままとなるものもあります。若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそれぞれ異なることとなる中、これらの制度改革によって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、懸念される影響（消費者被害の発生等）を最小限にとどめられるよう対策することが求められています。</p> <p>また、和歌山県教育委員会は、長年「高等学校在学中はバイク免許取得は原則禁止」と定めていた運転免許に関する指導要領を令和4年度末で廃止しました。このことを受けて、高校生の免許取得者が増えています。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・関係団体は、行政と協働で街頭補導を実施し、非行や犯罪の防止に努めます。	夏祭りや長期休業中に、青少年補導員や教職員の協力を得て街頭補導活動を実施しました。コロナによる行動制限が緩和されたため、従来の活動が行えました。	長期休業中の補導活動の充実を努めます。また、青少年補導員会のブロック別事業の充実や関係各団体との連携強化を図ります。
2	関係団体は、行政と連携のもと、子ども会、公民館、児童館と青年リーダーとの協働による地域の子どもの健全育成活動に取り組めます。		
3			
4			
5			

## 4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
1 ジュニアリーダー研修事業等の参加者に占める青年リーダーの割合	%	目標	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	B
		実績	65	67	74	70	59	63	60				
2 非行防止活動（見回り活動）の実施（年間）	回	目標	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	A
		実績	28	19	22	20	26	43	45				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

<p>ジュニアリーダー研修や子ども冒険村に参加した小学生が、青年リーダーとなり活躍しています。近年は、ボランティア意識の向上により、ジュニアリーダー研修会等を経験していない新たな青年リーダーも増えています。</p> <p>コロナによる行動制限が緩和されたことにより従来の補導活動が実施できました。加えて、コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店等への立入調査やゲームセンター内でのトラブル事案への対応もあり、見回り活動の目標値を超えることができました。</p>
--

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	青少年の健全育成活動の充実・交流の促進
①	取組成果	●各関係機関との連携が進むことにより、青少年の非行問題数は減少傾向にあります。
	課題	ネット上のトラブルに少年が巻き込まれるケースは増加傾向にあり、被害者にも加害者にもなり得ます。また、それらを察知することは年々困難になってきています。ネットを安全に上手に使用するよう少年への意識づけが必要です。
	評価	A 評価理由 一般補導員や学校補導員と連携した補導活動が実施できました。また、成年年齢引き下げの取り違えによる20歳未満の者の飲酒や喫煙を防止するために、販売時の年齢認証のお願いに、市内で酒・たばこ等を販売している店舗に足を運びました。
今後の方針	青少年非行を未然に防止するため、学校警察教育支援センター連絡協議会等との情報共有に努め、子どもたちが健やかに成長できるようにアプローチしていきます。	

No.	施策の内容	立ち直り支援の充実
②	取組成果	●学校生活や家庭での生活態度について、学校と情報交換しながら改善点を見出し指導することで少年自身の安定を図ることを目指してきました。事案によっては継続的な相談もあり、アドバイザーとしての立ち位置で関わることができました。
	課題	自分の行為が法に触れることか否かの善悪の判断がついてはいるが、自分の心にブレーキをかけることができずに繰り返してしまうことがあります。召致指導しても繰り返してしまったり、保護者の思いに応えきれなかったりもあります。
	評価	B 評価理由 学校とセンター間での情報交換回数は年々増えてきています。学校での指導に加えて場所を移して第三者的な者からの召致指導を受けることは、ぐ犯や触法・犯罪をしてしまう少年を抑止するための効果的な手立てのひとつになっていると思います。6年度には、学校からの依頼により、4名に対して延べ6回の召致指導を実施しました。
今後の方針	召致指導は、少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図る「心の居場所づくり」のために行うこと、ぐ犯行為の段階から適切な指導を入れることの大切さを学校等に伝えるよう努めます。また、保護者の思いにも寄り添えるよう努めます。	

No.	施策の内容	環境浄化活動の実施
③	取組成果	●市内4駅に設置している有害図書等回収箱「やぎの箱」を定期的に点検・回収しました。また、コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店等への立入調査を行うとともに、健全育成に関するチラシ等を配布しました。
	課題	インターネット普及の影響で有害図書類は減少するだろうと言われており「やぎの箱」の撤去等も検討していましたが、現在も有害図書類に加えて有害DVD等も多数回収していることから現状のままの設置を考えています。
	評価	A 評価理由 やぎの箱により回収した有害図書等を適切に処分しました。少年がネット上でSNSに関わるトラブルに巻き込まれるケースが増加する中、ネット利用を上手に安全に使うための保護者に向けた注意点を集約したリーフレットを作成し、市内の小学5年生から中学3年生に在籍する児童生徒の保護者に配布しました。
今後の方針	有害図書等の回収に努めるとともに、コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店等への立入調査を実施し、健全育成に関するチラシ等の配布を継続していきます。	

No.	施策の内容	青少年の健全育成に関わる人材の育成
④	取組成果	●通学の見守り等、青少年の健全育成に取り組んでいます。ジュニアリーダー研修等の参加者が、青年リーダーとして活躍しています。
	課題	ジュニアリーダー研修会等を経験していない青年リーダーの参加者を募りつつ、ジュニアリーダーからのつながりを意識した活動の場を提供していく必要があります。
	評価	B 評価理由 青年指導員連絡会の会員は51名、中学生ボランティア会員27名。子ども冒険村、ジュニアリーダー研修会、中学生ボランティア交流会・研修会、その他市のイベントでのボランティア等、様々な事業を実施することができました。
今後の方針	ジュニアリーダーリーダーの活躍を図り、将来の青年リーダーにつなげます。青年リーダーが中心となり事業を運営することで、将来の青年リーダーの育成を図ります。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	学校や関係機関と連携した対応ができています。近年ではSNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向にあるため、リーフレット等による啓発活動をさらにすすめ、使用する少年自身や保護者に気づかせる必要があります。今後さらに青少年の健全育成を継続的に進めていくために、現在の課題に適合したものとなるよう取組を見直していく必要があります。
B	

# 令和 7 年度 施策評価表



施策No. 37

## 1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち
政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	37地域コミュニティ
施策を通じて実現したいまちの姿	地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進んでいます。

評価者	総合政策部長	担当課	地域振興室
関係課			

## 2. <施策の現状分析>

現状と課題	社会環境や国・県の動向など施策を取り巻く状況
<p>これまで、地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、まちづくりなどの地域活動は、地縁組織である区・自治会が中心となっ て行われてきました。しかし、人口減少や高齢化、地縁団体への全国的 な加入率の低下による構成員の減少や、環境変化によって、人と人の つながりの希薄化や、地域課題の複雑・多様化、地域活動の担い手不足 などにより、地域の運営が成り立たなくなっている地域が増えてきてい ます。</p> <p>さらに、長期化する厳しい財政状況の下では、行政がこれまでと同様に サービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市 民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、「市民が主体となっ てしなければならないこと（共助）」、「市民同士で協力してしな ければならないこと（共助）」、「行政が主体となっ てしなければならないこと（公助）」等を整理し、市民と行政が相互理解したうえで協働 のまちづくりを行う「新しい仕組み」を構築していく必要があります。</p>	<p>過疎化や高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化などによ って、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが 希薄になることで、地域コミュニティの機能が弱まる地域が 増えています。具体的には、高齢化・独居化による孤独死の 増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、地域防災機能の 低下、病院や買い物に行くバスの減少など生活環境の悪化、 地域防犯機能の低下、祭りや年中行事の継続困難による地域 文化の衰退、行政からの情報伝達など連絡調整機能の低下、 若年層の減少による地域産業の衰退などが課題になっていま す。</p> <p>「NPO」と「協働」について正しく理解し、共通認識を持った うえで協働を進めていく必要があることから、県は職員の手 引きとなる「NPOとの協働推進ガイドライン」を策定していま す。</p>

## 3. <市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	進捗状況・取組み内容	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、行政と情報を共有することで連携を強化しま す。	<p>将来のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、市民と行政の協働によるまちづくりの推進と、自立した地域社会を創出していくこと目的に『橋本市の自治と協働をはぐくむ条例』（通称はぐくむ条例）を平成31年4月から施行しました。</p> <p>また、市民活動団体等が主体的に取り組む活動に対し、その経費の一部を支援する橋本市地域づくり活動交付金事業を実施していま す。</p>	<p>住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら、市民、議会、NPO、行政が力を合わせ、安全安心な生活が送れるまちの実現を目指します。</p>
2	事業者は、事業者の持つ資源や技術をいかして、市民だけではできない取組 みを支援します。		
3	関係団体は、団体の持つ情報の輪を地域づくりにいかすとともに、他の団体 やNPO等の活動に関心を持ち、連携して取り組みます。		
4	市民・事業者・関係団体は、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」につい て理解を深めます。		
5	市民は自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、情 報を出し合い共有します。		

## 4-1. <目標の設定>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	指標評価
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
1 自治会加入率	%	目標	86.4	86.8	87.2	87.6	88	88	88	88	88	88	B
		実績	86	87	87	86	85	85	86				
2 「地域コミュニティ」施策の満足度	%	目標	43.6	45.2	46.8	48.4	50	51	52	53	54	55	B
		実績	15	9	14	19	27	25	30				
3		目標											
		実績											
4		目標											
		実績											
5		目標											
		実績											
6		目標											
		実績											

## 4-2. <指標から読み取れる成果と課題>

総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書（令和4年4月）」によると、人口5万以上10万未満における自治会加入率は74.0%（H22）から66.6%（R02）と大きく減少しています。本市の自治会加入率はH30から徐々に増加していましたが、人口減少や高齢化によって減少傾向にあります。地域コミュニティ施策の満足度は、増加傾向にありますが目標値を大幅に下回っています。

5. < 施策を構成する事業の成果と課題（施策の内容） >

No.	施策の内容	市民活動の支援	
①	取組成果	● ボランティア活動保険掛金の補助やサポートセンターの設置など、市民が活動を行う際の支援につながっています。新型コロナウイルス感染症により、両者とも大幅に利用者数を落としましたが、徐々に利用者数の増加がみられました。	課題 サポートセンターへの新規団体は6件増加しましたが、利用者の固定化が見られます。 市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、市民活動サポートセンターを設置し、会議室の貸し出し、ボランティア人材のマッチング、研修等を行っています。現在の施設運営は職員1名体制で、講座等を企画する余裕がありません。
	評価	B 評価理由 掛け金の補助や市民活動サポートセンターの利用者は徐々に増加しています。地域づくり活動交付金、ボランティア活動保険掛金補助の要綱見直しを実施し、利用者にとって使いやすいシステム作りに努めています。 今後も支援体制を整備し、市民活動の活性化を行う必要があります。	
	今後の方針	令和7年度末に市民活動サポートセンター指定管理の協定期間が満了するため、次回協定中に「橋本市協働の基本指針」を見直し、地域との関わりをより一層深めるため出張型講座の実施等新たな支援策について検討し利用者の増加及び市民満足度の向上を目指します。	

No.	施策の内容	協働のまちづくりの推進	
②	取組成果	● 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の効果を検証するはぐくむ委員会において、協働のまちづくりを周知するため、すこやか橋本まなびの日にブース出展し広報活動を行いました。また、自治と協働のまちづくりについての学習資料として小学校高学年を対象としたこどもパンフレット等を作成し、それらの成果を提言書に取りまとめ市長へ提出しました。	課題 はぐくむ委員会において、協働を広げる取り組みなどを考え、できる所から実行していますが、地域で協働に取り組む実行団体が不足しています。また、委員自らが積極的に取り組む姿勢を見せるために、イベントへの参加や啓発資料の作成を行っていますが、委員の負担が増大し、新規委員の募集や委員継続のハードルが上がっています。
	評価	B 評価理由 はぐくむ委員会では、すこやか橋本まなびの日に出展し協働の周知活動を行いました。市民ボランティアにも参加を頂き、まなびの日のはぐくむ委員会のブースを盛り上げて頂きました。また第2期から作成を進めていたこどもパンフが完成し、併せて協働事例を楽しみながら学べる協働のまちづくりすごろくも作成し、今後の啓発に活かすことのできる資料が増えました。それらの成果を提言書として市長へ提出し、第4期委員へ引き継ぐ項目もまとめられています。	
	今後の方針	協働実践の見える化を進めることで、幅広い年齢層が参画できる体制づくりに取り組みます。また、教育委員会と連携し、協働に関するパンフレットやすごろくの授業での活用方法を検討し、幼少期から協働にふれる機会を提供することで将来の地域の担い手を育成します。 橋本市協働の基本指針の見直しを行い、今後の取り組みの方向性を定めます。	

No.	施策の内容	地域コミュニティの活性化	
③	取組成果	● 令和4年度より施行している持続可能な地域コミュニティ発展交付金（通称：SDGs交付金）を更なる拡充を図るため、補助項目の検討を行い令和6年度より「地域の特色を活かした事業（プラス5）」を新設した。	課題 転入時に自治会加入案内チラシを配布し区・自治会の加入促進を行っていますが、人口減少による会員数の減少に加え、区・自治会に加入しない世帯が増加しており、加入率が年々低下しています。 自治会員の高齢化などにより、新型コロナをきっかけに中止に追い込まれた地域行事の再開が困難など区・自治会運営の継続が課題となっています。
	評価	B 評価理由 区・自治会対象の複数の補助金を一本化し、申請・報告などの事務手続きを大幅に削減しました。地域コミュニティ活動を推進するため、令和5年度に自主防犯活動等の4事業に対し、1事業につき5万円を上乗せする「地域の特色を活かした事業（プラス5）」を新設し、区・自治会事業の活性化と地域力の向上を図りました。また、令和7年度にはまちづくり課所管の公園管理運営委託料もSDGs交付金に組み込み、区・自治会の負担軽減を図りました。	
	今後の方針	橋本市地域運営組織のベースとなる第2層協議体を支援し地域力を向上させ、そこに自主防災会、共育コミュニティ、地域食堂等を加える形で、地域運営組織の設立を目指します。また、各課の補助金を棚卸し、SDGs交付金に追加拡充することで、区・自治会運営の負担軽減を図ります。 SDGs交付金の交付事例を周知することにより、交付金の申請意欲を増大し、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援します。	

6. < 施策全体の方針 >

総合評価	施策全体の方針
B	「協働によるまちづくり」実現のためには、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の理念醸成が必要不可欠です。今後も区・自治会をはじめ市民の皆さんへの条例周知に取り組むとともに、こどもパンフ等を活用した小学校での出前講座を検討します。また、協働実践団体である「はしもとプラチカ」の活動を通じてより多くの方へ協働のまちづくりの考え方を周知し、市民の参加から市民の参画へとつなげていきます。 第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートを目途に福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。